特 許 法

1961.12.31 法律第 950 号
1963. 3. 5 法律第 1293 号
1973. 2. 8 法律第 2505 号
1973.12.31 法律第 2658 号
1980.12.31 法律第 3325 号
1982.11.29 法律第 3566 号
1986.12.31 法律第 3891 号
1990. 1.13 法律第 4207 号
［全文改正］
1993. 3. 6 法律第 4541 号
（政府組織法中改正法律）
1993.12.10 法律第 4594 号
1994. 3.24 法律第 4757 号
（発明振興法中改正法律）
1995. 1. 5 法律第 4892 号
1995.12.29 法律第 5080 号
1997. 4.10 法律第 5329 号
1998. 9.23 法律第 5576 号
1999.9.7 法律第 6024 号
（国民基礎生活保障法中改正法律）
2001. 2. 3 法律第 6411 号
2001.12.31 法律第 6582 号
2002.1.26 法律第 6626 号
（民事訴訟法中改正法律）
2002.12.11 法律第 6768 号
2005.5.3 法律第 7554 号
2006.3.3 法律第 7871 号
2007.1.3 法律第 8171 号
2007.1.3 法律第 8197 号
2007.4.11 法律第 8357 号
2007.5.17 法律第 8462 号
2008.2.29 法律第 8852 号
2008.12.26 法律第 9249 号
2009.1.30 法律第 9381 号
2010.1.27 法律第 9985 号
2010.2.4 法律第 10012 号
2011.5.24 法律第 10716 号
2011.12.2 法律第 11117 号
2013.3.22 法律第 11654 号
2013.3.23 法律第 11690 号
2013.5.28 法律第 11848 号
2014.6.11 法律第 12753 号
2015.1.28 法律第 13096 号
2015.5.18 法律第 13317 号

第 1 章 総 則

第 1 条【目的】 この法律は、発明を保護・奨励し、その利用を図ることにより、技術の発展を促進し、もって産業の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条【定義】 この法律で使用する用語の意味は、次の通りである。
<改正 1995.12.29、2014.6.11>
1.“発明”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
<改正　2014.6.11>

2.“特許発明”とは、特許を受けている発明をいう。
<改正　2014.6.11>

3.“実施”とは、次の各目の区分による行為を言う。
<改正　2014.6.11>

イ.物の発明の場合、その物を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。)をする行為
<改正　2014.6.11>

ロ.方法の発明の場合は、その方法を使用する行為
<改正　2014.6.11>

ハ.物を生産する方法の発明である場合:ロ. 目の行為の他、その方法により生産した物を使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
<改正　2014.6.11>

第 3 条【未成年者等の行為能力】
①未成年者・準禁治産者又は禁治産者は、法定代理人によらなければ、特許に係る出願・請求、その他の手続(以下、“特許に関する手続”という。)をすることができない。ただし、未成年者又は準禁治産者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項の法定代理人は、親族会の同意無く相手方が請求した審判若しくは再審について手続をすることができる。
<改正 1995.1.5、1997.4.10、2006.3.3、2014.6.11 >

③<削除 2006.3.3>

第 4 条【法人でない社団等】 法人でない社団又は財団であって、代表者や管理人の定めがあるものは、その名において出願審査の請求人、審判の請求人・被請求人、または再審の 請求人・被請求人となることができる。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11〉

第 5 条【在外者の特許管理人】
①韓国内に住所又は営業所がない者(以下、“在外者”という。)は、在外者(法人である場合は、その代表者)が国内に滞留する場合を除き、その在外者の特許に関する代理人であって韓国内に住所又は営業所があるもの(以下、“特許管理人”という。)によりのみ、特許に関する手続をし、

又はこの法律若しくはこの法に伴う命令により行政庁がした処分に対し、訴を提起することができる。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

②特許管理人は、委任された権限の範囲での特許に関する全ての手続及びこの法律又はこの法による命令により行政庁がした処分に関する訴訟で本人を代理する。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

③〈削除 2001.2.3〉

④〈削除 2001.2.3〉

第 6 条【代理権の範囲】 国内に住所または営業所がある者から、特許に関する手続を踏むことの委任を受けた代理人は、特別に権限の委任を受けてこそ、次の各行為のいずれか一つに該当する行為を行うことができる。特許管理人の場合にもまた同じである。
1.特許出願の変更・放棄・取下げ

2.特許権の放棄

3.特許権存続期間の延長登録出願の取下げ

4.申請の取下げ

5.請求の取下げ

6.第 55 条第 1 項による優先権主張、またはその取下げ

7.第 132 条の 3 による審判請求

8.複代理人の選任
<改正 1993.12.10、1995.1.5、1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>

第 7 条【代理権の証明】 特許に関する手続をする者の代理人(特許管理人を含む、以下同じ。)の代理権は、書面をもって証明しなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

第 7 条の2【行為能力等の欠如に対する追認】行為能力又は法定代理権のない者、又は特許に関する手続を踏むのに必要な権限の委任に欠けがある者が行なった手続は、補正された当事者や法定代理人が追認すれば行為をする時にさかのぼってその効力を生ずる。
<新設 2006.3.3> <改正　2014.6.11>

第 8 条【代理権の不消滅】特許に関する手続を踏む者の委任を受けた代理人の代理権は、次の各行為いずれか一つに該当する事由があっても消滅しない.

1.本人の死亡や行為能力の喪失

2.本人である法人の合併による消滅

3.本人である受託者の信託任務終了

4.法定代理人の死亡や行為能力の喪失

5.法定代理人の代理権消滅や変更

<改正　2014.6.11>

第 9 条【個別代理】　特許に関する手続をする者の代理人が 2 人以上ならば、特許庁長または特許審判員長に対してそれぞれの代理人が本人を代理する。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

第 10 条【代理人の改任等】
①特許庁長又は第 145 条第 1 項により指定された審判長(以下 “審判長”という)は、特許に関する手続をする者が、その手続を円滑に行い得ないとき、又は口述審理において陳述する能力がないと認める等、その手続を踏むのに適当でないと認定されれば、代理人を選任してその手続を踏むことを命ずることができる。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

②特許庁長又は審判長は、特許に関する手続をする者の代理人がその手続を円滑に行い得ないとき、又は口頭審理において陳述する能力がないと認める等、その手続を踏むのに適当でないと認定されれば、その代理人を変えて選任することを命ずることができる。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

③特許庁長又は審判長は、第 1 項及び第 2 項の場合において、弁理士をもって代理すべきことを命ずることができる。

④審判長は又は審判長は、第 1 項又は第 2 項により代理人を選任したり代理人を変えて選任することを命令した場合には、第 1 項により特許に関する手続をする者、又は第 2 項により代理人がその前に特許庁長または特許審判員長に対して行った特許に関する手続のすべてまたは一部を無効にすることができる。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

第 11 条【複数当事者の代表】
①2 人以上が特許に関する手続を踏むときは、次の各号のいずれか一つに該当する事項を除き、各自がすべてを代表するものとする。ただし、代表者を選定して特許庁長または特許審判員長に申告すれば、その代表者だけがすべて代表することができえる。
<改正 1995.1.5、1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>

1.特許出願の変更・放棄・取下げ

<改正 2006.3.3、2014.6.11>

2.特許権存続期間の延長登録出願の取下げ
<改正　2014.6.11>

3.申請の取下げ
<改正　2014.6.11>

4.請求の取下げ
<改正　2014.6.11>

5.第 55 条第 1 項による優先権主張またはその取下げ
<改正　2014.6.11>

6.第 132 条の 3 による審判請求
<改正　2014.6.11>

②第 1 項但し書により代表者を選定して申告する場合には、代表者に選任された事実を書面をもって証明しなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 12 条【民事訴訟法の準用】 代理人に関しては、この法律に特段の規定がある場合を除き、民事訴訟法第 1 編第 2 章第 4 節の規定を準用する。
<改正　2014.6.11>

第 13 条【在外者の裁判籍】 在外者の特許権又は特許に関する権利については、特許管理人があればその特許管理人の住所または営業所を、特許管理人がなければ特許庁の所在地をもって民事訴訟法第 11 条による財産があるところとみなす。
<改正 2002.1.26、2014.6.11>

第 14 条【期間の計算】 この法により命令で定められた期間の計算は、次の各号に従う。
<改正 1995.12.29、2001.2.3、2014.6.11>

1.期間の初日は、計算に入れない。ただし、その期間が午前 0 時から始める場合には、計算に入れる。
<改正　2014.6.11>

2.期間を月又は年に定めた場合には、暦により計算する。
<改正　2014.6.11>

3.月または年の始めから期間を起算しない場合には、最後の月または年においてその起算日に応当する日の前日に、期間が満了する。ただし、月または年でもって定めた場合は最後の月に該当する日がなければ、その最後の日に期間が満了する。
<改正　2014.6.11>

4.特許に関する手続において、期間の最後の日が公休日(「勤労者の日制定に関する法律」によ勤労者の日及び土曜日を含む。)に該当すれば、期間はその次の日をもって満了する。
<改正 2006.3.3、2014.6.11>

第 15 条【期間の延長等】
①特許庁長又は特許審判院長は、請求により又は、職権により第 132 条の 3 による審判の請求期間を 30 日以内で 1 回のみ延長することができる。但し、交通不便の地にある者の場合には、産業通商資源部令で定めるところにより、その回数及び期間を追加で延長することができる。
<改正 1995.1.5、1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3、2009.1.30、2014.6.11>

②特許庁長・特許審判院長・審判長又は第 57 条第 1 項の規定による審査官(以下「審査官」という。)は、この法に従って特許に関する手続を踏む期間を定めた場合には、請求によりその期間を短縮または延長するか、又は職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等はその手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮または延長可否を決定しなければならない。
<改正 1997.4.10、2007.01.03>

③審判長は、この法律により特許に関する手続をすべき期日を指定した場合には、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。
<改正　2014.6.11>

第 16 条【手続の無効】
①特許庁長又は特許審判院長は、第 46 条による補正命令を受けた者が、指定した期間にその補正をしなければ、、特許に関する手続きを無効とすることができる。ただし、第 82 条第 2 項による審査請求料を支払わずに補正命令を受けた者が、指定した期間内にその審査請求料を支払わなければ、特許出願書に添付した明細書に関する補正を無効にすることができる。
<改正　2014.6.11>

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項により特許に関する手続きが無効となった場合であって、指定した期間を守ることができなかったことが、補正命令を受けた者の責任の負えない事由と認定され、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内に補正命令を受けた者の請求によって、その無効処分を取消すことができる。ただし、指定した期間の満了した日から 1 年が過ぎたときは、この限りではない。
〈本条改正 2001.2.3、2013.3.22、2014.6.11〉

③特許庁長または特許審判院長は、第 1 項本文・但し書による無効処分、又は第 2 項柱書による無効処分の取消処分をするときには、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。
<改正 2007.01.03、2014.6.11>

第 17 条【手続の追後補完】特許に関する手続をした者が、責任の負えない事由に次の各行為いずれか一つに該当する期間を守っていない場合には、その事由が消滅した日から 14 日以内

に守ることができなかった手続を追後補完することができる。ただし、その期間が満了した日から1年が過ぎたときは、この限りでない。
<改正 1995.1.5、1998.9.23、2001.2.3、2014.6.11>〈本条題目改正 2001.2.3〉

1.第 132 条の 3 による審判の請求期間
<新設　2014.6.11>

2.第 180 条第 1 項による再審の請求期間
<新設　2014.6.11>

第 18 条【手続の効力の承継】 特許権又は特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権又は特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

第 19 条【手続の続行】 特許庁長又は審判長は、特許に関する手続が特許庁又は特許審判院に係属中である時、特許権又は特許に関する権利が移転されれば、その特許権又は特許に関する権利の承継人に対し、その手続を続行するようにすることができる。
<改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6.1>

第 20 条【手続の中断】 特許に関する手続が次の各号のいずれか一つに該当するときは、特許庁又は特許審判院に係属中である手続は、中断する。ただし、手続をすべきことを委任された代理人があるときは、この限りでない。
<改正 1995.1.5、2006.3.3、2014.6.1>

1.当事者が死亡したとき

2.当事者である法人が合併によって消滅したとき
<改正　2014.6.11>

3.当事者が手続をする能力を失ったとき

4.当事者の法定代理人が死亡し、若しくはその代理権を失ったとき

5.当事者の信託による受託者の任務が終わったとき
<改正　2014.6.11>

6.第 11 条第 1 項各号の外の部分の但し書による代表者が死亡し、又はその資格を失ったとき
<改正　2014.6.11>

7.破産管財人等、一定の資格によって自己の名前で他人のために当事者になった者がその資格を失うか、若しくは死亡したとき
<新設 2006.3.3> <改正　2014.6.11>

第 21 条【中断した手続の受継】 第 20 条により特許庁又は特許審判院に係属中の手続が中断された場合、次の各号の区分による者がその手続を受継しなければならない。

<改正 1995.1.5、2001.2.3、2006.3.3、2014.6>

1.第 20 条第 1 号の場合：死亡した当事者の相続人・相続財産管理人または法律により手続を遂行する者。ただし、相続人は相続を放棄することができるときまで、その手続を受継することができない。
<改正　2014.6.11>

2.第 20 条第 2 号の場合：合併により設立されたり、合併後存続する法人
<改正　2014.6.11>

3.第 20 条第 3 号及び第 4 号の場合：手続をする能力を回復した当事者又は法定代理人となった者
<改正　2014.6.11>

4.第 20 条第 5 号の場合：新受託者
<改正　2014.6.11>

5.第 20 条第 6 号の場合：新代表者又は各当事者
<改正　2014.6.11>

6.第 20 条第 7 号の場合：同じ資格を有する者
<新設 2006.3.3> <改正　2014.6.11>

第 22 条【受継申立て】

①第 20 条により中断した手続に関する受継の申立は、第 21 条各号のいずれか一つに該当する者ができる。 この場合その相手方は、特許庁長または第 143 条による審判官【以下“審判官”という】に、第 21 条各号のいずれか一つに該当する者に対して受継申請することを命じるように要請できる。
<改正　2014.6.11>

②特許庁長又は審判長は、第 20 条により中断した手続に関する受継の申立てがあれば、その事実を相手方に知らせなければならない。
<改正　2014.6.11>

③特許庁長又は審判官は、第 20 条により中断した手続に関する受継の申立てについて職権で調査して理由がないと認めれば、決定をもって棄却しなければならない。
<改正 1995.1.5、2014.6>

④特許庁長又は審判官は、決定又は審決の謄本を送達した後に中断した手続に対する受継の申立てについては、受継するのかを決定しなければならない。
<改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6>

⑤特許庁長又は審判官は、第 21 条各号のいずれか一つに該当する者が中断した手続を受継しなければ、職権で期間を指定してその受継を命じなければならない。<改正 1995.1.5>

<改正　2014.6.11>

⑥第 5 項による期間に受継がない場合は、その期間が終わる日の次の日に受継があったものとみなす。
<改正　2014.6.11>

⑦特許庁長又は審判長は、第 6 項により受継があったものとみなした場合は、その事実を当事者に通知しなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 23 条【手続の中止】
①特許庁長又は審判官が、天災地変やその他の不回避な事由でその職務を遂行することができないときには、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は、その事由がなくなるまで中止される。
<改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6>

②特許庁長又は審判官は、当事者に一定していない期間中特許庁又は特許審判院に係属中の手続を続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長または審判官は、決定で障害事由が解消される時までその手続の中止を命ずることができる。
<改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6>

③特許庁長又は審判官は、第 2 項によ決定を取消すことができる。
<改正 1995.1.5、2014.6>

④第 1 項または第 2 項により、中止や第 3 項による取消をした時には、特許庁長または審判長はその事実を各々当事者に知らせなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6〉

第 24 条【中断又は中止の効果】 特許に関する手続が中断されたり中止されたときは、その期間の進行は停止されて、その手続の受継通知をし、又はその手続を続行した時から、改めてすべての期間が進行する。
<改正 1993.12.10、2014.6>

第 25 条【外国人の権利能力】 在外者中の外国人は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いては、特許権又は特許に関する権利を享受するすることができない。
1.その外国人が属する国において、大韓民国国民に対しその国家の国民と同じ条件により特許権又は特許に関する権利を認めているとき
<改正　2014.6.11>

2.大韓民国がその外国人に対し特許権又は特許に関する権利を認める場合には、その外国人が属する国において、大韓民国国民に対しその国家の国民と同じ条件により特許権または特許に関する権利を認めるとき
<改正　2014.6.11>

3.条約及びこれに準ずるもの(以下、“条約”という。)により特許権又は特許に関する権利の享有を認めているとき
<改正　2014.6.11>

第 26 条 <削除 2011.12.2>

第 27 条 〈削除 2001.2.3〉

第 28 条【書類提出の効力発生時期】
①この法律またはこの法律による命令により、特許庁長または特許審判員長に提出する出願書、請求書、その他の書類(物を含む。以下この条と同じ)は、特許庁長または特許審判員長に到達した日から提出の効力が発生する。。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

②第 1 項の出願書、請求書、その他の書類を郵便で特許庁長または特許審判員長に提出する場合には、次の各号の区分による日に特許庁長または特許審判員長に到達したものとみなす。ただし、特許権及び特許に係る権利の登録申請書類と特許協力条約第 2 条(vii)による国際出願(以下、“国際出願”という。)に関する書類を郵便で提出する場合には、その書類が特許庁長または特許審判員長に到達した日から効力が発生する。
<改正 1995.1.5、1998.9.23、2014.6.11>
1.郵便物の通信日本附印に表示された日が明らかな場合：表示された日
<新設　2014.6.11>

2.郵便物の通信日附印に表示された日が明らかでない場合：郵便局に提出した日を郵便物受領証により証明した日
<新設　2014.6.11>

③<削除 1998.9.23>

④第 1 項及び第 2 項で規定した事項の他に、郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中断による書類提出必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、1998.9.23、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11 >

第 28 条の 2【固有番号の記載】
①特許に関する手続をする者中、産業通商資源部令に定める者は、特許庁長または特許審判員長に自己の固有番号の附与を申請しなければならない。
〈改正 2001.2.3、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.1〉

②特許庁長または特許審判員長は、第 1 項により申請を受ヶれば申請人に固有番号を附与して、その事実を知らせなければならない。
<改正　2014.6.11>

③特許庁長又は特許審判院長は、特許に係る手続をする者が、第 1 項により固有番号を申請しなければ、その者に職権により固有番号を附与して、その事実を知らせてなければならない。

〈改正　2014.6.11〉

④第 2 項又は第 3 項により固有番号の附与を受けた者が、特許に関する手続をする場合は、産業通商資源部令で定める書類に自己の固有番号を記さなければならない。この場合、この法律又はこの律による命令にもかかわらず、その書類に住所(法人にあっては営業所の所在地を言う)を記さないことができる。
〈改正 2001.2.3、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11〉

⑤特許第 1 項乃至第 4 項の規定は、特許に関する手続をする者の代理人に関しては、第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。
〈改正　2014.6.11〉

⑥固有番号の附与申請、固有番号の附与及び通知、その他に固有番号に関し必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
〈改正 2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11〉
[本条新設 1998.9.23]

第 28 条の 3【電子文書による特許に関する手続の遂行】

①特許に係る手続をする者は、この法律によって特許庁長又は特許審判院長に提出する特許出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式により電子文書化して、これを情報通信網を利用して提出、若しくは移動式貯蔵装置に収録し提出することができる。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11〉

②第 1 項により提出した電子文書は、この法律によって提出した書類と同じ効力を有する。
〈改正　2014.6.11〉

③第 1 項により情報通信網を利用して提出した電子文書は、その文書の提出人が情報通信網を通し受付番号を確認することができるときに、特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受付けられたものとみなす。
〈改正 2001.2.3、2014.6.1〉

④第 1 項により電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他の電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
〈改正 2008.2.29、2013.3.23、2014.6.1〉
[本条新設 1998.9.23]

第 28 条の 4【電子文書利用申告及び電子署名】

①電子文書で特許に係る手続をしようとする者は、あらかじめ特許庁長または特許審判員長に電子文書利用申告をしなければならず、特許庁又は特許審判院に提出する電子文書に提出人が分かるよう電子署名をしなければならない。
〈改正　2014.6.11

②第 28 条の 3 により提出した電子文書は、第 1 項による電子署名をした者が提出したものとみなす。

〈改正　2014.6.11

③第 1 項による電子文書利用申告手続、電子署名方法などに関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
〈改正 2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11〉
[本条新設 1998.9.23]

第 28 条の 5【情報通信網を利用した通知等の遂行】

①特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官又は審査官は、第 28 条の 4 第 1 項により電子文書利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下、“通知等”という。)をしようという場合は、情報通信網を利用して、これを通知などすることができるできる。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

②第 1 項により情報通信網を利用して行っ書類の通知等は、書面をもってしたことと同じ効力を有する。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

③第 1 項による書類の通知などは、その通知などを受ける者が自身が使用する電算情報処理組織を通じてその書類を確認した時に、特許庁または特許審判員で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものとみなす。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

④第 1 項により情報通信網を利用する通知等の種類・方法等に関し必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
〈改正 2001.2.3、2013.3.23、2014.6.11〉
[本条新設 1998.9.23]
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第2章　特許要件及び特許出願

第 29 条【特許の要件】

①産業上利用することができる発明であって、次の各号のいずれか一つに該当するものを除き、その発明について特許を受けることができる。
〈改正 2006.3.3〉

1. 特許出願前に国内又は国外において公知されたり公然にされた発明
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

2. 特許出願前に韓国内又は外国において、頒布された刊行物に記載されたか又は電気通信回線を通じて公衆に利用できる発明
〈改正 2001.2.3、2013.3.22、2014.6.11〉

②特許出願前にその発明の属する技術の分野において通常の知識を有する人が第 1 項各号のいずれか一つに該当する発明により、容易に発明をすることができるものであれば、その発明については、第 1 項にもかかわらず、特許を受けることができない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

③特許出願した発明が、次の各号の要件をすべて揃えた他の特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明と同一であるときは、その発明は、第 1 項にもかかわらず、特許を受けることができない。ただし、その特許出願の発明者と他の特許出願の発明者が同じであるか、その特許出願を出願した時の出願人が、他の特許出願の出願人が同じ場合にはこの限りでない。
<改正 1993.12.10、1997.4.10、1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>
1.その特許出願日前に出願された特許出願であるもの
<新設　2014.6.11>

2.その特許出願後第 64 条により出願公開にされたか、第 87 条第 3 項により登録公告された特許出願であるもの
<新設　2014.6.11>

④第 3 項を適用する時、他の特許出願または実用新案登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合、第 3 項中“出願公開”は“出願公開または「特許協力条約」第 21 条による国際公開”で、“出願書に最初に添付された明細書、または図面に記載された発明または考案”であって、外国語で出願した場合“国際出願日に提出した国際出願の明細書、請求の範囲または図面に記載された発明または考案”であって、外国語で出願した場合“国際出願日に提出した国際出願の明細書、請求の範囲または図面とその出願翻訳文に共に記載された発明または考案”とみなす。
<改正 1998.9.23、2006.3.3、2009.1.30、2014.6.1>

1. その特許出願人前に出願された実用新案登録出願人であること
<改正　2014.6.11>

2. その特許出願後「実用新案法」第 15 条により準用されるこの法律第 64 条により出願公開されたか、「実用新案法」第 21 条第 3 項により登録公告された実用新案登録出願であること
<改正　2014.6.11>

⑤第 3 項を適用する時、他の特許出願が第 199 条第 2 項による国際特許出願(第 214 条第 4 項により特許出願とみなす。国際出願を含む)である場合、第 3 項柱書の中“出願書に最初に添付された明細書または図面”は、“国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲または図面”であり、同項第 2 号の中“出願公開”は“出願公開または「特許協力条約」第 21 条により国際公開”とみなす。
<新設　2014.6.11>

⑥第 4 項を適用する時、実用新案登録出願が「実用新案法」第 34 条第 2 項による国際実用新案登録出願(同法第 40 条第 4 項により実用新案登録出願とみなす。国際出願を含む)である場合、第 4 項柱書の中“出願書に最初に添付された明細書または図面”は“国際出願日ま

でに提出した考案の説明、請求範囲または図面”であり、同項第 2 号の中“出願公開”は“出願公開または「特許協力条約」第 21 条により国際公開”とみなす。
<新設　2014.6.11>

⑦第 3 項または第 4 項を適用する時、第 201 条第 4 項により取り下げたものとみなす国際特許出願、または「実用新案法」第 35 条第 4 項により取り下げたものとみなす国際実用新案登録出願は、他の特許出願または実用新案登録出願とみなされない。
<新設　2014.6.11>

第 30 条【公知等になっていない発明とみなす場合】

①特許を受ける権利を有する者の発明が、次の各号のいずれか一つに該当した場合、その日から 12 ヶ月以内に特許出願をしたときは、その特許出願された発明において、第 29 条第 1 項又は第 2 項を適用するに至っては、その発明は同条第 1 項各号のいずれか一つに該当するに至らなかったものとみなす。
<改正 1993.12.10、2001.2.3、2006.3.3、2011.12.2、2014.6.11 >

1.特許を受けられる権利を有する者により、その発明が第 29 条第 1 項各号のいずれか一つに該当するとき。但し、条約又は法律により国内又は国外において出願公開されるか、若しくは登録公開された場合は除く。<改正 2006.3.3、2014.6.11 >

2.特許を受ける権利を有する者の意思に反してその発明が第 29 条第 1 項各号のいずれか一つに該当するに至ったとき
<改正　2014.6.11>

3.〈削除 2006.3.3〉

②第 1 項第 1 号の適用を受けようとする者は、特許願書にその旨を記して出願しなければならずし、これを証明する書面を産業通商資源部令に定める方法により特許出願人から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

③第 2 項にもかかわらず、産業通商資源部令で定める補完手数料を納付した場合には、次の各号のいずれか 1 つに該当する期間に第 1 項第 1 号の適用を受けようする趣旨を記した書類又はこれを証明できる書類を提出することができる。
1.第 47 条第 1 項により補正することができる期間
2.第 66 条による特許決定又は第 176 条第 1 項による特許拒絶決定取消審決（特許登録を決定した審決に限定され、再審の審決を含む）の謄本の送達を受けた日から 3 ヶ月以内の期間。ただし、第 79 条による設定登録を受けようとする日が 3 ヶ月よりも短い場合には、その日までの期間。
<新設　2015.1.28>
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 31 条【植物発明特許】〈削除 2006.3.3〉

第 32 条【特許を受けることができない発明】 公共の秩序又は善良なる風俗に反したり、又は公衆の衛生を害する恐れがある発明については、ついては第 29 条第 1 項にもかかわらず、特許を受けることができない。
[全文改正 1995.12.29] <改正　2014.6.11>

第 33 条【特許を受けることができる者】
①発明をした人又はその承継人は、この法律が定めるところによって、特許を受ける権利を有する。ただし、特許庁職員及び特許審判員職員は、相続や遺贈の場合を除き、在職中特許を受けられない。
〈改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6.11〉

②2 名以上が共同して発明した場合には、特許を受ける権利を共有する。
<改正　2014.6.11>

第 34 条【無権利者の特許出願と正当な権利者の保護】 発明者でない者であって特許を受ける権利の承継人でない者(以下、“無権利者”という。)がした特許出願が第 33 条第 1 項柱書による特許を受ける権利を有しない事由であって、第 62 条第 2 号に該当して特許を受けられなくなった場合は、その無権利者の特許出願後にした正当な権利者の特許出願は、無権利者が特許出願をしたときに特許出願したものとみなす。ただし、無権利者が特許を受けられなくなった日から 30 日が過ぎた後に正当な権利者が特許出願は、この限りでない。
[全文改正 1997.4.10] 〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

第 35 条【無権利者の特許と正当な権利者の保護】第 33 条第 1 項柱書による特許を受ける権利を有しない事由で第 133 条第 1 項第 2 号に該当して特許を無効にする旨の審決が確定した場合には、そのその無権利者の特許出願後に行なった正当な権利者の特許出願は、無効となったその特許の出願時特許出願したものとみなす。但し、その特許の登録公告があった日から 2 年が過ぎた後又は審決が確定した日から 30 日が過ぎた後に正当な権利者が特許出願をした場合には、この限りでない。
[全文改正 2006.3.3] <改正　2014.6.11>

第 36 条【先出願】
①同一の発明について異なった日に二以上の特許出願がある場合は、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。
<改正　2014.6.11>

②同一の発明について同日に二以上の特許出願があったときは、特許出願人の場合には特許出願人間に協議して定めた一つの特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。ただし、協議が成立せず、又は協議をすることができない場合は、いずれの特許出願人も、その発明について特許を受けることができない。
<改正　2014.6.11>

③特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なった日に出願されたものならば第 1 項の規定を準用し、その特許出願及び実用新案登録出願が同日に出願されたものならば第 2 項の規定を準用する。

<改正 1998.9.23、2001.2.3、2014.6.11> <但し書削除 2006.3.3>

④特許出願又は実用新案登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合、その特許出願又は実用新案登録出願は、第 1 項から第 3 項までの規定を適用する時には、初めからなかったものとみなす。但し、第 2 項の但し書(第 3 項により準用される場合を含む)の規定に該当し、その特許出願又は実用新案登録出願に対して拒絶決定や拒絶する旨の審決が確定された場合にはこの限りでない。
<改正 2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11> <但し書新設 2006.3.3>

1.放棄、無効または取り下げられた場合
<新設 2014.6.11>

2.拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決が確定された場合
<新設 2014.6.11>

⑤発明者又は考案者でない者であって特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案登録出願は、第 1 項から第 3 項までの規定を適用する時には、初めからなかったものとみなす。
<改正 2014.6.11>

⑥特許庁長は、第 2 項の場合に、特許出願人に期間を指定して、協議をしてその結果を届け出るべき旨を命じて、その期間に申告がなければ、第 2 項による協議が成立しなかったものとみなす。
〈本条題目改正 2001.2.3、2014.6.11〉

第 37 条【特許を受ける権利の移転等】

①特許を受ける権利は、移転することができる。

②特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。

③特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者すべての同意を受けてこそできる。
<改正 2014.6.11>

第 38 条【特許を受ける権利の承継】

①特許出願前になされた特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第 3 者に対抗することができる。
<改正 2014.6.11>

②同一の者から同一の特許を受ける権利を継承した者が二以上である場合、その継承した権利に対して同じ日に二以上の特許出願があれば、特許出願人間に協議して定めた者にのみ継承の効力が発生する。
<改正 2014.6.11>

③同一の者から同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利を継承した者が二以上である場合、その継承した権利について同日に特許出願及び実用新案登録出願があれば、特許出願人及び実用新案登録出願人間に協議して定めた者にのみ、継承の効力が発生する。
<改正　2014.6.11>

④特許出願後には、特許を受ける権利の承継は、相続、その他の一般継承の場合を除いては特許出願人変更申告をしなければ、その効力が発生する。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

⑤特許を受ける権利の相続、その他の一般継承がある場合には、承継人は遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。
<改正　2014.6.11>

⑥同一の者から同一の特許を受ける権利を継承した者が二以上である場合、その継承した権利に対して同じ日に二以上の特許出願人変更申告があれば、申告をした者の間で協議して定めた者にのみ、申告の効力が発生する。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

⑦第 2 項・第 3 項または第 6 項の場合には、第 36 条第 6 項を準用する。
<改正 1993.12.10、2014.6.11>

第 39 条 削除 <2006.3.3>

第 40 条 削除 <2006.3.3>

第 41 条【国防上必要な発明等】
①政府は国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止し、又は発明者・出願人及び代理人にその特許出願の発明を秘密として取扱うべきことを命ずることができる。ただし、政府の許可を受けた場合は、外国に特許出願をすることができる。
<改正　2014.6.11>

②政府は特許出願された発明が国防上必要な場合は、特許をしないことができ、又は戦時・事変若しくはこれに準ずる非常時に、国防上必要な場合は特許を受ける権利を受容することができる。<改正 1995.12.29、2014.6.11>

③第 1 項によるる外国への特許出願を禁止又は秘密の取扱いに伴う損失については、政府は正当な補償金を支払わなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

④第 2 項により特許をしないとき、又は受容した場合は、政府は正当な補償金を支払わなければならない。
<改正　2014.6.11>

⑤第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密の取扱い命令を違反した場合は、その発明について特許を受ける権利を放棄したものとみなす。
<改正　2014.6.11>

⑥第 1 項による外国への特許出願禁止または秘密取扱命令を違反した場合は、外国への特許出願禁止または秘密取扱による損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。
<改正　2014.6.11>

⑦第 1 項による外国への特許出願禁止及び秘密取扱の手続、第 2 項から第 4 項までの規定による受容、報償金支給の手続、その他に必要な事項は大統領令に定める。
<改正　2014.6.11>

第 42 条【特許出願】

①特許を受けようという者は、次の各号の事項を記した特許出願書を特許庁長に提出しなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

1.特許出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.特許出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)
<改正　2014.6.11>

3.発明の名称
<新設　2014.6.11>

4. 発明者の氏名及び住所
<改正　2014.6.11>

②第 1 項の規定による特許出願書には、次の各号の事項を記載した明細書と必要な図面及び要約書を添付しなければならない。
1.発明の名称

2.図面の簡単な説明

3.発明の詳細な説明

4.特許請求の範囲

③第 2 項第 3 号の規定による発明の詳細な説明の記載は、次の各号の要件を満たさなければならない。

1.その発明の属する技術分野において通常の知識を有する者が、その発明を容易に実施することができるように産業通商資源部令が定める記載方法に従って、明確かつ詳細に記載すること。

<改正　2013.3.23>

2.その発明の背景される技術を記載すること。
<訂正 2007.01.03、2008.2.29、2011.5.24 >

④第 2 項第 4 号の規定による特許請求の範囲には、保護を受けようとする事項を記載した項(以下、“請求項”という。)が一又は二以上でなければならない。その請求項は、次の各号に該当しなければならない。
1.発明の詳細な説明により裏付けられること

2.発明が明瞭かつ簡潔に記載されること

3.<削除 2007.01.03>

⑤特許出願人は、第 2 項の規定にかかわらず特許出願当時に第 2 項第 4 号の特許請求範囲を記載しない明細書を特許出願書に添付することができる。この場合、次の各号の区分による期限までに特許請求範囲が記載されるように明細書を補正しなければならない。
<新設 2007.01.03>

1.第 64 条第 1 項各号のいずれか 1 つに該当する日から 1 年 6 月される日まで

2.第 1 号の期限以内に第 60 条第 3 項の規定による出願審査請求の趣旨の通知を受けた日から 3 月される日まで(第 64 条第 1 項各号のいずれか 1 つに該当する日から 1 年 3 月される日以後に通知を受けた場合には、同項各号のいずれか 1 つに該当する日から 1 年 6 月される日まで)

⑥第 2 項第 4 号の規定による特許請求範囲を記載するときには、保護を受けようとする事項を明確にできるように、発明を特定するのに必要であると認められる構造・方法・機能・物質又はこれらの結合関係等を記載しなければならない。
<新設 2007.01.03>

⑦特許出願人が特許出願後に第 5 項各号の規定による期限までに明細書を補正しなかった場合には、その期限される日の翌日に該当特許出願は取下げられたものと見なす。
<新設 2007.01.03>

⑧第 2 項第 4 項の規定による特許請求の範囲の記載方法に関し必要な事項は、大統領令で定める。

⑨第 2 項の規定による要約書の記載方法等に関し必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2008.2.29、2013.3.23>

第 42 条の 2 【特許出願日等】 <新設　2014.6.11>

①特許出願日は、明細書及び必要な図面を貼付した特許出願書が特許庁長に到達した日とする。この場合、明細書に請求範囲は記さないが、発明の説明は記さなければならない。

②特許出願人は、第 1 項後段により特許出願書に最初に貼付した明細書に請求範囲を記さない場合には、第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月となる日まで明細書に請求範囲を書く補正をしなければならない。ただし、柱書による期限以前に第 60 条第 3 項による出願審査請求の趣旨を通知受けた場合には、その通知を受けた日から 3 ヶ月となる日、または第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月となる日の中の早い日までに補正をしなければならない。

③特許出願人が第 2 項による補正をしない場合には、第 2 項による期限となる日の次の日に該当特許出願を取り下げたものとみなす。

第 42 条の 3 【外国語特許出願等】 <新設 2014.6.11>
①特許出願人が明細書及び図面(図面の中説明部分に限定する。以下、第 2 項及び第 5 項と同じ)を国語でない産業通商資源部令に定める言語で記すという趣旨を、特許出願をする時特許出願書に記した場合には、その言語で記すことができる。

②特許出願人が特許出願書に最初に貼付した明細書及び図面を第 1 項による言語で記した特許出願(以下、“外国語特許出願”という)を行う場合には、第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月となる日まで、その明細書及び図面の韓国語翻訳文を産業通商資源部令に定める方法により提出しなければならない。ただし、柱書による期限以前に、第 60 条第 3 項による出願審査請求の趣旨を通知受けた場合には、その通知を受けた日から 3 ヶ月となる日、または第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月となる日の中の早い日まで提出しなければならない

③第 2 項により韓国語翻訳文を提出した特許出願人は、第 2 項による期限以前にその韓国語翻訳文を代えて、新しい韓国語翻訳文を提出できる。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。
1.明細書または図面を補正(第 5 項により補正したものとみなす場合は除外する)した場合

2.特許出願人が出願審査の請求をした場合

④特許出願人が第 2 項による明細書の韓国語翻訳文を提出しない場合には、第 2 項による期限となる日の次の日に該当特許出願を取り下げたものとみなす。

⑤特許出願人が第 2 項による韓国語翻訳文または第 3 項柱書による新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、外国語特許出願の特許出願書に最初に貼付した明細書及び図面をその韓国語翻訳文により補正したものとみなす。ただし、第 3 項柱書により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、最後の韓国語翻訳文(以下、本条及び第 47 条第 2 項後段で“最終韓国語翻訳文”という)の前に提出した韓国語翻訳文により補正したものとみなす。すべての補正は、初めから無かったものとみなす。

⑥特許出願人は、第 47 条第 1 項により補正できる期間に最終韓国語翻訳文の誤った翻訳を、産業通商資源部令に定める方法により訂正できる。.この場合、訂正となった韓国語翻訳文に関しては、第 5 項を適用しない。

第 43 条【要約書】 第 42 条第 2 項により要約書には、技術情報としての用途に使用されるべきであり、特許発明の保護範囲を定めるものには使用することができない。
<改正　2014.6.11>

第 44 条【共同出願】 特許を受ける権利が共有に係るときは、共有者すべてが共同で、特許出願をしなければならない。
<改正　2013.3.22、2014.6.11>

第 45 条【一特許出願の範囲】
①特許出願は、一つの発明ごとに一つの特許出願とする。ただし、一の総括的発明の概念を形成する一群の発明については一つの特許出願とすることができる。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項但し書により、一群の発明に対して一つの特許出願と出来る要件は、大統領令で定める。
<改正　2014.6.11>

第 46 条【手続の補正】特許庁長又は特許審判院長は、特許に関する手続が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、期間を定めて補正を命じなければならない。
この場合補正命令を受けた者は、その期間にその補正命令に対するの見書を特許庁長または特許審判員長に提出できる
<改正 1997.4.10、2001.2.3、2002.12.11、2014.6.11>

1.第 3 条第 1 項又は第 6 条に違反したとき
<改正　2014.6.11>

2.この法律又はこの法による命令に定める方式を違反したとき
<改正　2014.6.11>

3. 第 82 条により出さなければならない手数料を出さない場合
<改正　2014.6.11>

第 47 条【特許出願の補正】
①特許出願人は、第 66 条により特許決定の謄本を送達する前まで、特許出願書に添付した明細書又は図面を補正することができる。但し、第 63 条第 1 項による拒絶理由通知（以下“拒絶理由通知”とする）を受け取った後には次の各号の区分による期間（第 3 号の場合にはその時）にのみ補正することができる。
<改正 1993.12.10、1997.4.10、2007.01.03、2009.1.30、2014.6.11>

1.拒絶理由通知(拒絶理由通知に対する補正により発生した拒絶理由に対する拒絶理由通知は除外する)を最初に受けたとき、又は第 2 号の拒絶理由通知でない拒絶理由通知を受けた場合:該当拒絶理由通知による意見書提出期間
<改正　2014.6.11>

2.拒絶理由通知に係る補正により生じた拒絶理由に対し拒絶理由通知を受けた場合:該当拒絶理由通知による意見書提出期間
<改正　2014.6.11>

3.第 67 条の 2 による再審査を請求する場合:
<改正　2014.6.11>

②第 1 項により明細書又は図面について補正をするときは、特許出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲で行わなければならない。この場合、外国語特許出願に対する補正は、最終韓国語翻訳文(第 42 条の 3 第 6 項前段による訂正がある場合には、訂正となった韓国語翻訳文をいう)、または特許出願書に最初に添付した図面(図面の中の説明部分は除外する)に記載された事項の範囲においても行わなければならない。

③第 1 項第 2 号及び第 3 号による補正中、請求範囲についてする補正は、次の各号の何れか一に該当する場合に限り行うことができる。
<改正 2009.1.30>
1. 請求項を限定又は削除するか請求項に付加して請求範囲を減縮する場合
<改正　2014.6.11>

2. 間違って記載された事項の訂正をする場合
<改正　2014.6.11>

3. 明瞭ではない記載された事項をを明確にする場合
<改正　2014.6.11>

4.第 2 項による範囲を外れた補正についてその補正前の請求範囲に戻るか、戻りながら請求範囲を第 1 号から第 3 号までの規定により補正する場合

④第 1 項第 1 号又は第 2 号による期間に補正をする場合には、各々の補正手順で最後の補正前に行った全ての補正は取下げられたものとみなす。
〈削除 2009.1.30〉〈新設　2013.3.22〉

⑤外国語特許出願人の場合には、第 1 項柱書にもかかわらず、第 42 条の 3 第 2 項により韓国語翻訳文を提出した場合にのみ明細書または図面を補正できる。
<新設　2014.6.11>

第 48 条 〈削除 2001.2.3〉

第 49 条<削除 2006.3.3>

第 50 条 <削除 1997.4.10>

第 51 条【補正の却下】

①審査官は、第 47 条第 1 項第 2 号及び第 3 号による補正が同条第 2 項または第 3 項に違反するか、その補正（同条第 3 項第 1 号及び第 4 号による補正中、請求項を削除する補正は除外する）により新たな拒絶理由が発生したものと認めれば、決定としてその補正を却下しなければならない。但し、第 67 条の 2 による再審査の請求がある場合、その請求前に行われた補正である場合にはこの限りではない。
〈改正 2001.2.3、2009.1.30、2014.6.11〉

②第 1 項による却下の決定は、文書をもって行い、かつ理由を付さなければならない。

③第 1 項による却下の決定について、不服を申し立てることができない。ただし、第 132 条の 3 による特許拒絶決定に対する審判でその却下決定（第 67 条の2による再審査の請求がある場合、その請求前に下した却下決定は除外する）に対し争う場合においては、この限りではない。
〈改正 2009.1.30、2014.6.11〉

第 52 条【分割出願】

①特許出願人は、二以上の発明を一つの特許出願にした場合には、その特許出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲で、次の各号の何れか一つ以に該当する期間に、その一部を一つ以上の特許出願に分割することができる。ただし、その特許出願が外国語特許出願である人の場合には、その特許出願に対する第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文が提出された場合にのみ分割できる。
〈改正 2009.1.30、2014.6.11〉

1.第 47 条第 1 項により補正ができる期間

2. .特許拒絶決定謄本を送達を受けた日から 30 日(第 15 条第 1 項により第 132 条の 3 による期間が延長された場合、その延長された期間をいう)以内の期間
<改正　2014.6.11>

3.第 66 条による特許決定又は第 176 条第 1 項による特許拒絶決定取消審決（特許登録を決定した審決に限定され、再審の審決を含む）の謄本の送達を受けた日から 3 ヶ月以内の期間。ただし、第 79 条による設定登録を受けようとする日が 3 ヶ月よりも短い場合には、その日までの期間。
<新設　2015.1.28>

②第 1 項により分割された特許出願(以下、“分割出願”という。)がある場合、その分割出願は、特許出願した時に出願したものとみなす。ただし、その分割出願について次の各号の規定の適用する場合には、該当分割出願を行う時に出願したものとみなす。
<改正 1993.12.10、1998.9.23、2006.3.3、2014.6.11>

1. 分割出願が、第 29 条第 3 項による他の特許出願または「実用新案法」第 4 条第 4 項による特許出願に該当して、この法第 29 条第 3 項または「実用新案法」第 4 条第 4 項を適用する場合
<改正 2006.3.3、2014.6.11>

2. 第 30 条第 2 項を適用する場合
<改正　2014.6.11>

3. 第 54 条第 3 項を適用する場合
<改正　2014.6.11>

4. 第 55 条第 2 項の規定を適用する場合
<改正　2014.6.11>

③第 1 項により分割出願をしようとする者は、分割出願をする時に特許出願書にその趣旨及び分割の基礎となった特許出願の表示をしなければならない。
〈新設 2001.2.3、2014.6.11〉

④分割出願の場合に、第 54 条による優先権を主張する者は、同条第 4 項による書類を同条 5 項による期間が過ぎた後にも、分割出願をした日から 3 ヶ月以内に特許庁長に提出することができる。
<新設 1993.12.10><改正 2002.12.11、2013.3.22>

⑤分割出願が外国語特許出願である人の場合には、特許出願人は、第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文または同条第 3 項柱書による新しい韓国語翻訳文を、同条第 2 項による期限が過ぎた後にも分割出願を行った日から 30 日になる日までは、提出できる。ただし、第 42 条の 3 第 3 項各号のいずれか一つに該当する場合には、新しい韓国語翻訳文を提出出来ない。
<新設　2014.6.11>

⑥特許出願書に最初に添付した明細書に請求範囲を記さない分割出願に関しては、第 42 条の 2 第 2 項による期限が過ぎた後にも、分割出願を行った日から 30 日になる日までは、明細書に請求範囲を記す補正ができる。
<新設　2014.6.11>

第 53 条【変更出願】

①実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲で、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

1.その実用新案登録出願に関して、最初の拒絶決定謄本の送達を受けた日から 30 日(「実用新案法」第 3 条により準用されるこの法第 15 条第 1 項により、第 132 条の 3 による期間が延長された場合には、その延長された期間をいう)が過ぎた場合
<新設　2014.6.11>

2.その実用新案登録出願が、「実用新案法」第 8 条の 3 第 2 項による外国語実用新案登録出願である場合として変更して出願する時、同項による韓国語翻訳文が提出されない場合
<新設　2014.6.11>

②第 1 項により変更された特許出願（以下「変更出願」と呼ぶ）がある場合、その変更出願は、実用新案登録出願をした時に特許出願したものとみなす。但し、その変更出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りでない。
<改正　2014.6.11>

1. 第 29 条第 3 項による他の特許出願または「実用新案法」第 4 条第 4 項による特許出願に該当して、この法第 29 条第 3 項または「実用新案法」第 4 条第 4 項を適用する場合。
<改正　2014.6.11>

2. 第 30 条第 2 項を適用する場合
<改正　2014.6.11>

3. 第 54 条第 3 項を適用する場合
<改正　2014.6.11>

4. 第 55 条第 2 項を適用する場合
<改正　2014.6.11>

③第 1 項により変更出願をしようという者は、変更出願をする時、特許出願書にその旨及び変更出願の基礎になった実用新案登録出願の表示をしなければならない。
<改正　2014.6.11>

④変更出願がある場合には、その実用新案登録出願は取り下げられたものとみなす。

⑤<削除　2014.6.11>

⑥変更出願の場合に、第 54 条による優先権を主張する者は、同条第 4 項による書類を同条第 5 項による期間が過ぎた後にも、変更出願をした日から 3 ヶ月以内に特許庁長に提出することができる。
<改正　2013.3.22>

⑦特許出願人は、変更出願が外国語特許出願である場合には、第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文または同条第 3 項柱書による新しい韓国語翻訳文を、同条第 2 項による期限が過ぎた後にも、変更出願を行った日から 30 日になる日までは提出できる。ただし、第 42 条の 3 第 3 項各号のいずれか一つに該当する場合には、新しい韓国語翻訳文を提出出来ない。
<新設　2014.6.11>

⑧特許出願人は、特許出願書に最初に添付した明細書に請求範囲を記さない変更出願の場合、第 42 条の 2 第 2 項による期限が過ぎた後にも、変更出願を行った日から 30 日になる日まで、明細書に請求範囲を記載する補正ができる。
〈新設　2014.6.11〉

[全文改正 2006.3.3]〈本条題目改正 2006.3.3〉

第 54 条【条約による優先権主張】

①条約により次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第 29 条及び第 36 条を適用する時に、その当事国に出願した日を大韓民国に特許出願した日とみなす。

1.大韓民国国民に特許出願に対する優先権を認める当事国の国民が、その当事国または他の当事国に特許出願した後、同じ発明を大韓民国に特許出願して優先権を主張する場合

2.大韓民国国民に特許出願に対する優先権を認める当事国に大韓民国国民が特許出願した後、同じ発明を大韓民国に特許出願して優先権を主張する場合
〈改正　2014.6.11〉

②第 1 項により優先権を主張しようという者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から 1 年以内に特許出願をしなければ、優先権を主張出来ない。
〈改正　2014.6.11〉

③第 1 項により優先権を主張しようという者は、特許出願をする時、特許出願書にその旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日を記さなければならない。
〈改正　2014.6.11〉

④第 3 項により優先権を主張した者は、第 1 号の書類又は第 2 号の書面を特許庁長に提出しなければならない。ただし、第 2 号の書面は産業通商資源部令で定める国の場合のみに該当する。
〈改正 2001.2.3、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11〉

1.最初に出願した国の政府が認証した書類であって、特許出願の年月日を記した書面、発明の名称及び図面の謄本
〈改正　2014.6.11〉

2.最初に出願した国の特許出願の出願番号及びその他に出願を確認することができる情報など、産業通商資源部令に定める事項を記した書面
〈改正　2014.6.11〉

⑤第 4 項による書類又は書面は、次の各号に該当する日の中、最優先日ついて 1 年 4 ヶ月以内に提出しなければならない。
〈新設 2001.2.3〉〈改正　2014.6.11〉

1. 条約当事国に最初に出願した出願日

2. その特許出願が、55 条第 1 項による優先権主張を伴う場合における、その優先権主張の基礎とした出願の出願日
<改正　2014.6.11>

3. その特許出願が、第 3 項の規定による他の優先権主張を伴う場合における、その優先権の主張の基礎とした出願の出願日
<改正　2014.6.11>

⑥第 3 項により優先権を主張した者が、第 5 項の期間に第 4 項による書類を提出しないときは、その優先権主張は効力を失う。
<改正 2002.12.11、2014.6.11>

⑦第 1 項により優先権主張をした者の中、第 2 項の要件を揃えた者は、第 5 項による最優先日から 1 年 4 ヶ月以内に該当優先権主張を補正したり追加できる。
〈新設 2001.2.3〉<改正　2014.6.11>

第 55 条 【特許出願等を基礎にした優先権主張】

①特許を受けようとする者は、自身が特許又は実用新案登録を受けることができる権利を有する特許出願又は実用新案登録出願として先にされた出願(以下、“先出願”という)の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明を基礎にその特許出願した発明に関し優先権を主張することができる。但し、次の各号の何れか一つに該当する場合には、その限りではない。

1.その特許出願が先出願の出願の日から 1 年が過ぎた後に出願された場合

2.先出願が、第 52 条第 2 項(「実用新案法」第 11 条により準用される場合を含む)による分割出願、若しくは第 53 条第 2 項又は「実用新案法」第 10 条第 2 項による変更出願である場合
<改正　2013.3.22>

3.その特許出願をする時に、先出願が、放棄・無効、又は取下げられた場合

4.その特許出願をする時に、先出願が特許可否の決定、実用新案登録可否の決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合

②第 1 項による優先権を主張しようとする者は、特許出願をする時、特許出願書にその旨と先出願の表示を記載しなければならない。
<改正　2014.6.11>

③第 1 項による優先権の主張を伴う特許出願された発明のうち、該当する優先権の主張の基礎とされた先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明と同じ発明について、第 29 条第 1 項・第 2 項、同組第 3 項柱書、同組第 4 項本文、第 30 条第 1 項、第 36 条第 1 項から第 3 項まで、第 96 条第 1 項第 3 号、第 98 条、第 103 条、第 105 条第 1 項・第 2 項、第 129 条及び第 136 第 4 項(第 133 条の 2 第 4 項により準用される場合を含

む)、「実用新案法」第 7 条第 3 項・第 4 項及び第 25 条、「意匠法」第 95 条及び第 103 条第 3 項を適用する時には、その特許出願は、その先出願をした時に特許出願されたものとみなす。
<改正　2013.5.28、2014.6.11>

④第 1 項による優先権の主張を伴う特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明と同じ発明は、その特許出願が出願公開又は特許が登録公告された時に該当の優先権の主張の基礎となる先出願について出願公開がされたものとみなし、第 29 条第 3 項柱書、同組第 4 項の本文又は「実用新案法」第 4 条第 3 項柱書・第 4 項の本文を適用する。
<改正　2014.6.11>

⑤先出願が次の各号の何れか一つに該当する場合、その先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明中、その先出願に関して優先権主張の基礎となる出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明について第 3 項と第 4 項を適用しない。
<改正　2014.6.11>

1.先出願が第 1 項による優先権主張を伴う出願である場合

2.先出願が「工業所有権の保護のためのパリ協約」第 4 条 D(1)による優先権の主張を伴う出願である場合
<改正　2014.6.11>

⑥第４項を適用する時、先出願が次の各号の何れか一つに該当する場合、第 29 条第 4 項中“国際出願日に提出した国際出願の明細書、請求の範囲又は図面とその出願翻訳文にともに記載された発明又は考案”は、“国際出願日に提出した国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された発明又は考案”と読み替える。
<改正　2014.6.11>

1.先出願が第 199 条第 1 項により特許出願とみなされる国際出願（第 214 条第 4 項により特許出願となる国際出願を含む）である場合

2.先出願が「実用新案法」第 34 条第 1 項により実用新案登録出願とみなされる国際出願(同法第 40 条第 4 項により実用新案登録出願となる国際出願を含む)である場合

⑦第１項による要件を有し優先権主張をした者は、先出願日（先出願が二以上である場合には、最先出願日をいう）から1年４月以内にその優先権の主張を補正、又は追加をすることができる。
<改正　2014.6.11>
[全文改正 2009.1.30]

第 56 条【先出願の取下げ等】

①第 55 条第 1 項による優先権主張の基礎とされた先出願は、その出願の日から 1 年 3 ヶ月が過ぎた時に取下げられたものとみなす。ただし、その先出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りでない。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2009.1.30、2014.6.11〉

1.放棄、無効又は取下されている場合

2.特許可否の決定、実用新案登録可否の決定または拒絶するという趣旨の審決が、確定された場合
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

3. 該当先出願に基づく優先権主張が取下げられている場合
〈改正　2014.6.11〉

4.〈削除 2006.3.3〉

②第 55 条第 1 項による優先権主張を伴う特許出願の出願人は、先出願の出願の日から 1 年 3 ヶ月が過ぎた後には、その優先権主張を取下げることができない。
〈改正　2014.6.11〉

③第 55 条第 1 項による優先権主張を伴う特許出願が先出願の出願の日から 1 年 3 ヶ月以内に取下げられたときは、その優先権主張も同時に取下げられたものとみなす。
〈改正　2014.6.11〉

第 3 章　審　査

第 57 条【審査官による審査】
①特許庁長は、審査官に特許出願を審査させる。
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

②審査官の資格に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 58 条【先行技術の調査等】
①特許庁長は、出願人が特許出願する時、必要だったり特許出願を審査(国際出願に対する国際調査及び国際予備審査を含む)する時に必要であると認めれば、、専門機関を指定し微生物の寄託・分譲、先行技術の調査、特許分類の附与、それ以外に大統領令で定める業務を依頼することができる。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2009.1.30、2014.6.11〉

②特許庁長は、特許出願の審査に関し必要であると認める場合には、関係行政機関、該当技術分野の専門機関又は特許に関する知識と経験の豊富な人に協調を要請し、又は意見を聞くことができる。この場合、特許庁長は予算の範囲において手当又は費用を支払うことができる。
〈改正　2014.6.11〉

③第 1 項による専門機関の指定基準と先行技術の調査又は特許分類の付与等の依頼に必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11〉

第 58 条の 2(専門機関指定の取消など)

①特許庁長は、第 58 条第 1 項の規定による専門機関が第 1 号に該当する場合には、専門機関の指定を取消さなければならず、第 2 号に該当する場合にはその指定を取消し、又は6ヶ月以内に期間を定めて業務の停止を命ずることができる。
<改正 2006.03.03、2007.01.03、2014.6.11>

1. 嘘やその他の不正な方法で指定を受けた場合
<改正　2014.6.11>

2. 第 58 条第 3 項による指定基準に合わなくなった場合
<改正　2014.6.11>

②特許庁長は、第 1 項定により専門機関の指定を取消すか又は業務停止を命じようとする場合、聴聞を行わなければならない。
<改正 2007.01.03、2013.3.22>

③第 1 項による処分の詳細基準と手続等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
<改正 2007.01.03、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.1>

〈本条新設 2001.2.3〉〈本条題目改正 2006.3.3〉

第 59 条【特許出願の審査の請求】

①特許出願について、審査請求があった時にのみこれを審査する。
<改正　2014.6.11>

②誰でも特許出願について、特許出願日から 5 年以内に特許庁長に出願審査の請求ができる。ただし、特許出願人は次の各号のいずれか一つに該当する場合には、出願審査の請求を出来ない。
1.明細書に請求範囲を書かない場合

2.第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文を提出しない場合(外国語特許出願の場合で限定する)

<改正 2007.01.03、2014.6.11>

③第 34 条及び第 35 条による正当な権利者の特許出願、分割出願又は変更出願に関しては、第 2 項の期間が過ぎた後であっても、正当な権利者が特許出願をした日、分割出願をした日又は変更出願をした日から 30 日以内に出願審査の請求をすることができる。
<改正 1998.9.23、2006.3.3、2013.3.22>

④出願審査の請求は、取下げることができない。

⑤第 2 項又は第 3 項により出願審査の請求をすることができる期間に出願審査の請求がなければ、この特許出願は、取り下げたものとみなす。
<改正　2014.6.11>

第 60 条【出願審査の請求の手続】
①出願審査の請求をしようという者は、次の各号の事項を記した出願審査請求書を特許庁長に提出しなければならない。
1.請求人の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)
<改正 2002.12.1、2014.6.11>

2.出願審査の請求対象となる特許出願の表示
<新設　2014.6.11>

3.出願審査の請求の対象となる特許出願の表示

②特許庁長は、出願公開前に出願審査の請求があれば、出願公開時に、出願公開後に出願審査の請求があれば遅滞なく、その旨を特許公報に掲載しなければならない。
<改正　2014.6.11>

③特許庁長は、特許出願人でない者から出願審査の請求があれば、その旨を特許出願人に知らせなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 61 条【優先審査】 特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する特許出願については、審査官に他の特許出願に優先して審査させることができる。
<改正　2014.6.11>

1. 第 64 条による出願公開後、特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合
<改正　2014.6.11>

2. 大統領令で定める特許出願において緊急に処理する必要があると認める場合
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

第 62 条【特許拒絶決定】 審査官は、特許出願が次の各号のいずれか一つ(以下、“拒絶理由”という。)に該当するときは、その特許出願について特許拒絶決定をしなければならない。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2007.1.3、2014.6.11〉

1. 第 25 条・第 29 条・第 32 条・第 36 条第 1 項から第 3 項まで、または第 44 条により特許を受けることができない場合
<改正 2006.3.3、2014.6.11>

2.第 33 条第 1 項の柱書による特許を受ける権利を有しないか、又は同項但し書により特許を受けることができないとき
<改正　2014.6.11>

3.条約を違反した場合
<改正　2014.6.11>

4.第 42 条第 3 項・第 4 項・第 8 項又は第 45 条による要件を満たしていない場合
<改正　2014.6.11>

5.第 47 条第 2 項による範囲を外れた補正であるとき〈新設 2001.2.3〉
<改正　2014.6.11>

6.第 52 条第 1 項による範囲を外れた分割出願であるとき<新設 2006.3.3>
<改正　2014.6.11>

7.第 53 条第 1 項による範囲を外れた分割出願であるとき<新設 2006.3.3>
<改正　2014.6.11>
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 63 条【拒絶理由の通知】
①審査官は、第 62 条により特許拒絶決定をすれば、特許出願人に拒絶理由を通知して、期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第 51 条第 1 項により却下の決定をしようという場合、この限りではない。
〈改正 2001.2.3、2009.1.30、2014.6.11〉

②審査官は、請求範囲に二以上の請求項がある特許出願に対して第 1 項柱書の規定に従い拒絶理由を通知するときには、その通知書に拒絶される請求項を明確に明らかにして、その請求項に関する拒絶理由を具体的に記さなければならない。
<新設 2007.01.03、2009.1.30> <改正　2014.6.11>

第 63 条の2【特許出願に対する情報提供】 特許出願に関して、誰でもその特許出願が拒絶理由に該当して、特許とならない旨の情報を証拠とともに特許庁長に提供することができる。但し、第 42 条第 3 項第 2 号同条第 8 項及び第 45 条による要件を有していない場合はこの限りでない。
<新設 2006.3.3、2011.5.24> <改正　2014.6.11>

第 64 条【出願公開】
①特許庁長は、次の各号の区分による日から 1 年 6 ヶ月が過ぎた後またはその以前でも、特許出願人が申請した場合には、産業通商資源部令で定めるところにより、その特許出願について特許公報に掲載して出願公開をしなければならない。
<改正 1995.12.29、1997.4.10、2001.2.3、2007.1.3、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

1.第 54 条第 1 項による優先権主張を伴う特許出願の場合：その優先権主張の基礎とされた出願である
〈新設 2001.2.3〉〈改正　2014.6.11〉

2. 第 55 条第 1 項による優先権主張を伴う特許出願の場合：先出願の出願日
〈新設 2001.2.3〉〈改正　2014.6.11〉

3. 第 54 条第 1 項または第 55 条第 1 項による二以上の優先権主張を伴う特許出願の場合：該当優先権主張の基礎となった出願日の中、最優先である
〈新設 2001.2.3〉〈改正　2014.6.11〉

4. 第 1 号から第 3 号までのいずれか一つに該当しない特許出願の場合：その特許出願日
〈新設 2001.2.3〉〈改正　2014.6.11〉

②第 1 項にもかかわらず次の各号のいずれか一つに該当する場合には、出願公開をしない。
1.明細書に請求範囲を書かない場合

2.第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文を提出しない場合(外国語特許出願の場合で限定する)

3.第 87 条第 3 項により登録公告を行った特許の場合
〈新設　2014.6.11〉

③第 41 条第 1 項により秘密取扱となった特許出願の発明については、その発明の秘密取扱が解除になる時までその特許出願の出願公開を保留するべきであり、その発明の秘密取扱が解除された場合には、遅滞なく第 1 項により出願公開をしなければならない。ただし、その特許出願が設定登録となった場合には、出願公開をしない。
〈改正 1997.4.10、2014.6.1〉

④第 1 項の出願公開について出願人の氏名・住所及び出願番号など特許公報に掲載すべき事項は、大統領令で定める。
〈改正　2014.6.11〉

第 65 条【出願公開の効果】

①特許出願人は、出願公開があった後に特許出願に係る発明を業として実施した者に対し特許出願された発明であることを書面をもって警告をすることができる。

②特許出願人は、第 1 項による警告を受けたり第 64 条により出願公開となった発明であることを知って、その特許出願された発明を業で実施した者にその警告を受け、又は出願公開された発明であることを知ったときから特許権の設定登録をする時までの期間の間間その特許発明の実施に対し通常的に受けるべき金額に相当する補償全の支払いを請求することができる。
〈改正 1997.4.10、2014.6.11〉

③第 2 項による請求権は、その特許出願された発明に対する特許権が設定登録となった後にのみ行使することができる。
<改正 1997.4.10、2014.6.1>

④第 2 項による請求権の行使は、特許権の行使には影響を及ぼさない。
<改正 1997.4.10、2014.6.1>

⑤第 2 項による請求権を行使する場合には、第 127 条・第 129 条・第 132 条及び「民法」第 760 条・第 766 条を準用する。この場合、「民法」第 766 条第 1 項中“被害者やその法定代理人がその損害及び加害者を知りたる日”は、“該当特許権の設定登録日”とする。
<改正 1997.4.10, 2006.3.3、2014.6.11>

⑥第 64 条による出願公開後、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第 2 項による請求権は初めから発生しないものとみなす。
1.特許出願が放棄・無効または取り下げられた場合

2.特許出願に対して第 62 条による特許拒絶決定が確定された場合

3.第 133 条による特許を無効とするという審決(同組第 1 項第 4 号による場合は除外する)が確定された場合
<新設 1997.4.10、2001.2.3> <改正 2006.3.3、2014.6.11>
[全文改正 1995.12.29]

第 66 条【特許決定】 審査官は、特許出願に対し拒絶理由を発見することがなければ、特許決定をしなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉
[全文改正 1997.4.10]
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 66 条の 2【職権による補正等】
①審査官は第 66 条による特許決定をする時に、特許出願書に添付された明細書、図面又は要約書に明白な誤記の内容がある場合、職権により補正（以下“職権補正”とする）することができる。
<改正　2014.6.11>

②第１項により審査官が職権補正をしようとする場合、第 67 条第 2 項による特許決定の謄本送達とともにその職権補正事項を特許出願人に知らせなければならない。

③特許出願人は、職権補正事項の全部又は一部を受け入れることができない場合、第 79 条第１項により特許料を支払う時までその職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。
<改正　2014.6.11>

④特許出願人が第 3 項により意見書を提出した場合、該当の職権補正事項の全部又は一部は初めからなかったものとみなす。

⑤明白な誤記ではない事項に対して職権補正がなされた場合、第 1 項により職権補正が初めからなかったものとみなす。
〈改正　2014.6.11〉
[本条新設 2009.1.30]

第 67 条【特許可否決定の方式】
①特許決定及び特許拒絶決定（以下“特許可否決定”という。）は文書をもって行い、かつ、その理由を付さなければならない。
〈改正 2001.2.3〉

②特許庁長は、特許可否決定があったときは、その決定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。
〈改正 2001.2.3〉
[全文改正 1997.4.10]
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 67 条の 2【再審査の請求】
①特許出願人は、その特許出願に関する特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から 30 日（第 15 条第1項により第 132 条の 3 による期間が延長された場合、その延長された期間をいう）以内にその特許出願の明細書又は図面を補正し、該当の特許出願に関する再審査（以下“再審査”とする）を請求することができる。但し、再審査を請求する時に、既に再審査による特許拒絶決定又は第 132 条の 3 による審判請求がある場合には、この限りではない。

②特許出願人は、第 1 項による再審査の請求と一緒にの見書を提出できる。
〈改正　2014.6.11〉

③第 1 項により再審査が請求された場合、その特許出願に対して従前になされた特許拒絶決定は、取り消しされたものとみなす。ただし、再審査の請求手続が、第 16 条第 1 項により無効となった場合には、この限りでない。
〈改正　2014.6.11〉

④第 1 項による再審査の請求は、取り下げることができない。
〈新設　2014.6.11〉
[本条新設 2009.1.30]

第 67 条の 3 【特許出願の回復】 ①特許出願人が責任を負えない事由で、次の各号のいずれかの 1 つに該当する期間を守れず、特許出願が取下げされたか、特許拒絶決定が確定されたものと認定される場合には、その理由が消滅した日から 2ヶ月以内に出願審査の請求または再審査の請求をすることができる。但し、その期間の満了日から 1 年が過ぎたた時にはこの限りでない。

1. 第 59 条第 2 項または第 3 項により出願審査の請求ができる期間

2. 第 67 条の 2 第 1 項により再審査の請求ができる期間

② 第 1 項による出願審査の請求または再審査の請求がある場合には、第 59 条第 5 項にもかかわらず、その特許出願は取下げされないものとみなすか、特許拒絶決定が確定されないものとみなす。
<新設　2013.3.22>

第 68 条【審判規定の審査への準用】 特許出願の審査に関しては、第 148 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号を準用する。
<改正　2014.6.11>
[全文改正 1997.4.10]

第 69 条【特許異議の申立て】<削除 2006.3.3>

第 70 条【特許異議の申立て理由の補正等】<削除 2006.3.3>

第 71 条【審査・決定の合議体】<削除 2006.3.3>

第 72 条【特許異議の申立ての審査においての職権審査】<削除 2006.3.3>

第 73 条【特許異議の申立ての併合又は分離】<削除 2006.3.3>

第 74 条【特許異議の申立てに対する決定】<削除 2006.3.3>

第 75 条【特許異議の申立てに対する決定方式】<削除 2006.3.3>

第 76 条【特許異議の申立ての取下げ】<削除 2006.3.3>

第 77 条【特許の訂正】<削除 2006.3.3>

第 78 条【審査又は訴訟手続の中止】
①特許出願の審査に必要な場合には、審決が確定されるまで又は訴訟の手続が完結するまでその審査手続を中止することができる。
<改正 2006.3.3、2014.6.11 >

②法院は訴訟に必要があるときは、特許出願に対する特許可否決定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。<改正 2006.3.3、2014.6.11 >

③第 1 項及び第 2 項による中止に対しては不服することができない。
[全文改正 1997.4.10] <改正 2014.6.11 >

第 78 条の 2【審判規定の特許異議の申立てへの準用】

<削除 2006.3.3>

第 4 章 特許料及び特許登録等

第 79 条【特許料】

①第 87 条第 1 項による特許権の設定の登録を受けようとする者は、設定の登録を受けようとする日（以下、”設定の登録日”とする）から 3 年分の特許料を支払わなければならず、特許権者はその次の年からの特許料を該当の権利の設定の登録日に該当する日を基準に毎年 1 年分ずつ支払わなければならない。
<改正 2014.6.11 >

②第１項にもかかわらず、特許権者は、特許料をその翌年からの特許料は、その納付年度の順序により数年分又は全ての年度分をあわせて支払うことができる。
<改正 2014.6.11 >

③第１項及び第２項による特許料、その納付方法及び納付期間、その他の必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
<改正　2013.3.23、2014.6.11 >
[全文改正 2009.1.30]

第 80 条【利害関係人による特許料の納付】

①利害関係人は、特許料を支払わなければならない者のの思と関係なく特許料を支払うことができる。
<改正 2014.6.11 >

②利害関係人は、第 1 項により特許料を支払った場合には、支払うべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。
<改正 2014.6.11 >

第 81 条【特許料の追納等】

①特許権の設定の登録を受けようという者又は特許権者は第 79 条第 3 項による納付期間が過ぎた後に、も 6 ヶ月以内(以下“追加納付期間”という)に特許料を追加で支払うことができる。
<改正 2009.1.30、2014.6.11 >

②第 1 項により特許料を追加で支払う時には、支払うべき特許料の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定める金額を納付しなければならない。<改正 2009.1.30、2013.3.23、2014.6.11 >

③追加納付期間に特許料を出さない場合(追加納付期間が終わっても、第 81 条の 2 第 2 項による補填期間が終わらない場合には、その補填期間に補填ない場合を言う)には、特許権の設定の登録を受けようという者の特許出願は、これを放棄したものとみなし、特許権者の特許権は第 79 条第 1 項又は第 2 項により支払った特許料に該当する期間が終わる日の次の日にさかのぼって消滅したものとみなす。
<改正 2002.12.11、2009.1.30、2014.6.11 >
<本条題目改正　2002.12.11>

第 81 条の 2【特許料の補填】

①特許庁長は特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が第 79 条第 3 項又は第 81 条第 1 項による期間に特許料の一部を支払わない場合には、特許料の補填を命じなければならない。
<改正 2009.1.30、2014.6.11 >

②第 1 項により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 ヶ月以内(以下“補填期間”という)に特許料を補填することができる。
<改正 2014.6.11>

③第 2 項により特許料を補填する者は支払わない金額の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定めた金額を支払わなければならない。
<改正 2009.1.30、2013.3.23、2014.6.11 >
1.特許料を第 79 条第 3 項による納付期間を経過して補填する場合

2.特許料を第 81 条第1項の規定による追納期間を経過して補填する場合
<本条新設 2002.12.11>

第 81 条の 3【特許料の追納又は補填による特許出願と特許権の回復等】

①特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が、責めに帰することができない事由で追納期間内に特許料を支払わなかったか、若しくは第 81 条の 2 第 2 項の規定による補填期間内に補填しなかった場合には、その理由が消滅した日から 2 ヶ月以内でその特許料を納付、若しくは補填できる。ただし、追納期間の満了日又は補填期間の満了日の中、遅い日から 1 年が過ぎたときはこの限りではない。
<改正 2002.12.11、2013.3.22、2014.6.11 >

②第 1 項により特許料を支払うか又は補填した者が、第 81 条第 3 項にもかかわらず、その特許出願を放棄しなかったものとみなし、その特許権は継続して存続していたものとみなす。
<改正 2002.12.11、2009.1.30、2014.6.11 >

③追加納付期間に特許料を支払わなかったり、補填期間に補填をしなかった為に、特許発明の特許権が消滅した場合、その特許権者は追加納付期間、又は補填期間満了日から 3 ヶ月以内に、第 79 条により特許料の 2 倍を支払って、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、その特許権は継続して存続していたものとみなす。
<新設 2005.5.3、2009.1.30、2014.6.11 >

④第 2 項又は第 3 項による特許出願又は特許権の効力は、追加納付期間または補填期間が過ぎた日から特許料を支払ったり、若しくは補填した日までの期間(以下、本条で“効力制限期間”という。)の中に、他人が特許出願した発明または特許発明を実施した行為に対して、その効力が及ばない。
<改正 2002.12.11、2005.5.3、2014.6.11 >

⑤効力制限期間中、国内において善意で第 2 項または第 3 項により特許出願された発明または特許発明を業として実施したり、これを準備している者は、その実施したり準備している発明及び事業目的の範囲において、その特許出願された発明または特許発明に対する特許権に対して通常実施権を有する。
<改正 2005.5.3、2014.6.11 >

⑥第 5 項により通常実施権を有した者は、特許権者又は専用実施権者に、相当な対価を支給しなければならない。
<本条新設 2001.2.3、改正 2005.5.3、2014.6.11 >
<本条題目改正　2002.12.11>

⑦第 1 項柱書による納付や補填または第 3 項前段による申請に必要な事項は、産業通商資源部令に定める。
<新設　2014.6.11>

第 82 条【手数料】

①特許に関する手続をする者は、手数料を支払わなければならない。
<改正 2014.6.11>

②特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、その特許出願書に添付した明細書についてした補正により特許請求範囲に記した請求項の数が増加した場合には、その増加した請求項について支払うべき審査請求料は、特許出願人が支払わなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

③第 1 項により手数料、その納付方法及び納付期間、その他に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2002.12.11、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

第 83 条【特許料又は手数料の減免】

①特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する特許料及び手数料は第 79 条及び第 82 条にもかかわらず、これを免除する。
<改正　2011.12.2>

1.国がに属する特許出願又は特許権に関する手数料又は特許料

2.第 133 条第 1 項、第 134 条第 1 項・第 2 項又は第 137 条第 1 項による審査官の無効審判の請求に対する手数料
<改正　2011.12.2>

②特許庁長は、国民基礎生活保障法第 5 条により受給権者または産業通商資源部令に定める者がした発明に係る特許権に対してはは、第 79 条及び第 82 条にもかかわらず、特許権の設定の登録を受けるための最初 3 年分の特許料及び産業通商資源部令で定める手数料を減免することができる。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、1999.9.7、2002.12.11、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11 >

③第 2 項により特許料及び手数料の減免を受けようという者は、産業通商資源部令で定める書類を特許庁長に提出しなければならない。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2002.12.11、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11 >

第 84 条【特許料等の返還】
①納付された特許料及び手数料は返還しない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、納付した者の請求により返還する。
<改正 1997.4.10、2006.3.3、2007.1.3、2013.3.22>
1.過誤納の特許料及び手数料

2.特許を無効にする旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11〉

3.特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料
<改正 2014.6.11>

4. 第 61 条による優先審査の申請をした特許出願は、特許出願(分割出願、変更出願及び優先審査の申請がある特許出願を除く)後 1 月以内にその特許出願を取消し、または放棄した場合に、既に支払った手数料のうち特許出願料及び特許出願の優先権主張の申請料
<改正　2013.3.22、2014.6.11、2015.5.18>

②特許庁長は、納付された特許料及び手数料が、第 1 項の各号のいずれか一つに該当する場合、その事実を納付した者に通知しなければならない。〈新設 2001.2.3〉〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

③第 1 項による特許料及び手数料の返還請求は、第 2 項による通知を受けた日から 3 年が過ぎれば出来ない。
<改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3、2007.5.17、2014.6.11>

5.出願審査の請求をした後、次の各目のいずれか一つがあるまでの特許出願を取り下げ(第 53 条第 4 項又は第 56 条第 1 項柱書に基づいて取り下げられたものとみなす場合を含む。)、または放棄した場合、既に支払った審査請求料。
イ.第 36 条第 6 項による協議の結果申告命令(同一人による特許出願に限る)

ロ.第 58 条第 1 項により依頼された先行技術の調査業務の結果通知

ハ.第 63 条による拒絶通知

ニ.第 67 条第 2 項による特許決定の謄本の送達

<新設　2015.5.18>

第 85 条【特許原簿】
①特許庁長は、特許庁に特許原簿を揃えておいて、次の各号に掲げる事項を登録する。
<改正　2014.6.11>

1.特許権の設定・移転・消滅・回復・処分の制限又は存続期間の延長
<改正 2002.12.11>

2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3.特許権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第 1 項による特許原簿は、その全部又は一部を電子的記録媒体等をもって作成することができる。
<改正　2014.6.11>

③第 1 項及び第 2 項で規定した事項の他に、登録事項及び登録手続などに関して必要な事項は、大統領令に定める。
<改正　2014.6.11>

④特許発明の明細書及び図面、その他に大統領令定める書類は、特許原簿の一部とみなす。
<改正　2014.6.11>

第 86 条【特許証の交付】
①特許庁長は、特許権の設定の登録があった場合には、産業通商資源部令に定めるところにより特許権者に対し、特許証を発給しなければならない。
<改正　2014.6.11>

②特許庁長は、特許証が特許原簿やその他の書類と合わなければ、申請により又は職権で特許証を回収して訂正発給したり、若しくは新たな特許証を発給しなければならない。
<改正　2014.6.11>

③特許庁長は、第 136 条第 1 項による訂正審判の審決が確定された場合、その審決に基づいて新たな特許証を発給しなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 5 章 特許権

第 87 条【特許権の設定の登録及び登録公告】
①特許権は、設定の登録により発生する。

②特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合、特許権の設定登録をしなければならない。

1.第 79 条第 1 項により特許料を支払った時
<改正　2014.6.11>

2.第 81 条第 1 項により特許料を追加で支払った時
<改正　2014.6.11>

3.第 81 条の 2 第 2 項により特許料を補填した時
<改正　2014.6.11>

4.第 81 条の 3 第 1 項により特許料を支払ったり補填した時
<改正　2014.6.11>

5.第 83 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項によりその特許料が免除されたとき
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

③特許庁長は、第 2 項により登録した場合には、特許権者の氏名・住所及び特許番号など大統領令に定める事項を特許公報に掲載して、登録公告をしなければならない。
<改正 1997.4.10、2014.6.11>

④秘密取扱が必要な特許発明については、その発明の秘密取扱が解除になる時までその特許の登録公告を保留しなければならず、その発明の秘密取扱が解除された場合には、遅滞なく第 3 項による登録公告をしなければならない。
<新設 1997.4.10> <改正　2014.6.11>

⑤特許庁長は、登録公告があった日から 3 ヶ月間、出願書類及びその付属物件を公衆が閲覧できるようにしなければならない。
<新設 1997.4.10> <改正　2014.6.11>

⑥第 3 項の規定による登録公告に関し特許公報に掲載する事項は、大統領令で定める。
<新設 1997.4.10>

第 88 条【特許権の存続期間】

①特許権の存続期間は、第 87 条第 1 項により特許権を設定登録した日から特許出願日後 20 年される日までとする。
<改正 1997.4.10、2001.2.3、2014.6.11>

②正当な権利者の特許出願が第 34 条または第 35 条により特許された場合は、第 1 項の特許権の存続期間は、無権利者の特許出願日の次の日から起算する。
<改正 1995.12.29、2014.6.11>

③〈削除 2001.2.3〉

④<削除 2006.3.3>

第 89 条【許可等による特許権の存続期間の延長】

①特許発明を実施するために他の法令により、許可を受け、又は登録などををしなければならず、その許可又は登録など(以下、“許可等”という。)のため必要な有効性・安全性等の試験により長期間を要する大統領令で定める発明である場合は、第 88 条第 1 項にもかかわらず、その実施をすることができなかった期間について 5 年の期間までその特許権の存続期間を一度だけ延長することができる。
<改正 1998.9.23、2011.12.2、2014.6.11>

②第 1 項を適用する時、許可などを受けた者に責任ある事由で必要とされた期間は、第 1 項の“実施できなかった期間”に含まれない。
<新設　2011.12.2、2014.6.11>

第 90 条【特許権の存続期間の延長登録出願】

①第 89 条第 1 項により特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者(以下、“延長登録出願人”という。)は、次の各号の事項を記した特許権の存続期間の延長登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2001.2.3、2008.2.29、2011.12.2、2014.6.11>

1.延長登録出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.延長登録出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)
<改正　2014.6.11>

3.延長対象特許権の特許番号及び延長対象請求範囲の表示
<改正　2014.6.11>
4.延長を求める期間

5. 第 89 条第 1 項による許可等の内容
<改正　2011.12.2、2014.6.11>

6. 産業通商資源部令で定める延長理由(これを証明することができる資料を添付しなければならない。)
<改正　2013.3.23、2014.6.11>

②第 1 項による特許権の存続期間の延長登録の出願は、第 89 条第 1 項による許可等を受けた日から 3 ヶ月以内に出願をしなければならない。ただし、第 88 条による特許権の存続期間の満了前 6 ヶ月以後には、その特許権の存続期間の延長登録出願が出来ない。
<改正　2011.12.2、2014.6.11>

③特許権が共有に係るときは、共有者すべてが共同で特許権の存続期間の延長登録の出願をしなければならない。
<改正　2014.6.11>

④第 1 項による特許権の存続期間の延長登録の出願があれば、、その存続期間は延長されたものとみなす。ただし、その出願について第 91 条の延長登録拒絶決定が確定された場合は、この限りでない。
<改正 1997.4.10、2001.2.3、2011.12.2、2014.6.11>

⑤特許庁長は、第 1 項による特許権の存続期間の延長登録の出願があれば、第 1 項各号の事項を特許公報に掲載しなければならない。
<改正　2011.12.2、2014.6.11>

⑥延長登録出願人は、特許庁長が延長登録可否決定謄本を送達前まで延長登録出願書に記されている事項中、第 1 項第 3 号から第 6 号までの事項（第 3 号中の延長対象特許権の特許番号は除外する。）に対し、補正することができる。但し、第 93 条により準用される拒絶理由通知を受け取った後には、該当の拒絶理由通知による意見書提出期間にのみ補正することができる。
〈新設 2001.2.3、2009.1.30〉<改正　2014.6.11>

第 91 条【許可等による特許権の存続期間の延長登録拒絶決定】 審査官は、第 90 条による特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号のいずれか一つに該当するときには、その出願について延長登録拒絶決定をしなければならない。
<改正 2001.2.3、2011.12.2>

1.その特許発明の実施が第 89 条第 1 項の規定による許可等を受ける必要があるものと認められないとき
<改正　2014.6.11>

2.その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第 89 条第 1 項の規定による許可等を受けていないとき
<改正　2014.6.11>

3.延長申請の期間が、第 89 条により認められているその特許発明を実施することができなかった期間を超えている場合

4.延長登録出願をした者が当該特許権者でないとき

5. 第 90 条第 3 項を違反して延長登録の出願をしたとき
<改正　2014.6.11>

6.<削除 1998.9.23>

②特許権者に責任がある事由により要した期間は、第 1 項 3 号の“その特許発明を実施することができなかった期間”に含まれない。
<改正 1998.9.23>
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 92 条【許可等による特許権の存続期間の延長登録の決定等】
①審査官は、第 90 条による特許権の存続期間の延長登録の出願について第 91 条の各号のいずれかの一つに該当する事由を発見しないときは、延長登録の決定をしなければならない。
〈改正 2001.2.3、2011.12.2、2013.3.22、2014.6.11〉

②特許庁長は、第 1 項による延長登録決定をした場合には、特許権の存続期間の延長を特許原簿に登録しなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

③特許庁長は、第 2 項による登録をした場合には、次の各号の事項を特許公報に掲載しなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

1.特許権者の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.特許番号

3.延長登録の年月日

4. .延長期間
<改正　2014.6.11>

5. 第 89 条第 1 項による許可等の内容
〈本条題目改正 2001.2.3、2011.12.2〉<改正　2014.6.11>

第 92 条の 2【登録遅延による特許権の存続期間の延長】 <新設　2011.12.2>
①特許出願に対して特許出願日から 4 年と、出願審査請求日から 3 年の中、遅い日から遅延されて特許権の設定登録がなされる場合には、第 88 条第 1 項にもかかわらずその遅れた期間程、該当特許権の存続期間が延長できる。

②第 1 項の規定を適用するにおいて、出願人により遅延された期間は、第 1 項による特許権の存続期間の延長から除外にされる。ただし、出願人により遅延された期間が重なる場合には、特許権の存続期間の延長から除外される期間は、出願人により実際遅延された期間を超過してはならない。

③第 2 項において、“出願人により遅延された期間”に関する事項は大統領令に定める。

④第 1 項により特許出願日から 4 年を起算する時には、第 34 条、第 35 条、第 52 条第 2 項、第 53 条第 2 項、第 199 条第 1 項及び第 214 条第 4 項にもかかわらず、次の各号に該当する日を特許出願日とみなす。

1.第 34 条または第 35 条による正当な権利者の特許出願の場合には、正当な権利者が出願をした日

2.第 52 条による分割出願の場合には、分割出願をした日

3.第 53 条による変更出願の場合には変更出願をした日

4.第 199 条第 1 項により特許出願とみなされた国際出願の場合には、第 203 条第 1 項各号の事項を記載した書面を提出した日

5.第 214 条により特許出願とみなされた国際出願の場合には、国際出願の出願人が第 214 条第 1 項により決定を申請した日

6.第 1 号から第 5 号までの規定の中いずれか一つに該当しない特許出願に対しては、その特許出願日

第 92 条の 3【登録遅延による特許権の存続期間の延長登録出願】 <新設　2011.12.2>

①第 92 条の 2 により特許権の存続期間の延長登録出願をしようという者(以下同条及び第 92 条の 4 において“延長登録出願人”という)は、次の各号の事項を記載した特許権の存続期間の延長登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。
1.延長登録出願人の姓名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)

2.延長登録出願人の代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)

3.延長対象特許権の特許番号

4.延長申請の期間

5. 産業通商資源部令が定める延長理由(これを証明できる資料を貼付しなければならない。)
<改正　2013.3.23>

②第 1 項による特許権の存続期間の延長登録出願は、特許権の設定登録日から 3 ケ月以内に出願しなければならない。

③特許権が共有である場合には、共有者全員が共同で特許権の存続期間の延長登録出願をしなければならない。

④延長登録出願人は、審査官が特許権の存続期間の延長登録可否決定前まで延長登録出願書に記載された事項の中第 1 項第 4 号及び第 5 号の事項に対して補正できる。ただし、第 93 条により準用さえる拒絶理由通知を受けた後には、該当拒絶理由通知による意見書提出期間にのみ補正できる。

第 92 条の 4【登録遅延による特許権の存続期間の延長登録拒絶決定】 <新設 2011.12.2>

審査官は、第 92 条の 3 による特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その出願に対して延長登録拒絶決定をしなければならない。

1.延長申請の期間が第 92 条の 2 により認定される延長の期間を超過した場合

2.延長登録出願人が該当特許権者でない場合

3.第 92 条の 3 第 3 項に違反して延長登録出願をした場合

第 92 条の 5【登録遅延による特許権の存続期間の延長登録決定等】 <新設　2011.12.2>
①審査官は、第 92 条の 3 による特許権の存続期間の延長登録出願に対して第 92 条の 4 各号のいずれか一つに該当する事由を発見出来ない場合には、延長登録決定をしなければならない。

②特許庁長は、第 1 項の延長登録決定があれば特許権の存続期間の延長を特許原簿に登録しなければならない。

③第 2 項による登録があれば、次の各号の事項を特許公報に掲載しなければならない。
1.特許権者の姓名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)

2.特許番号

3.延長登録年月日

4.延長期間

第 93 条【準用規定】 特許権の存続期間の延長登録出願の審査に関しては、第 57 条第 1 項、第 63 条、第 67 条、第 148 条第 1 号から第 5 号まで及び同条第 7 号を準用する。
<改正 1997.4.10、2011.12.2>

第 94 条【特許権の効力】 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を独占する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、第 100 条第 2 項により専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲においては、この限りでない。
<改正　2014.6.11>

第 95 条【許可等による存続期間が延長された場合の特許権の効力】 第 90 条第 4 項により特許権の存続期間が延長された特許権の効力は、その延長登録の理由となった許可等の対象となった物(その許可等において物について、特定の用途が定められている場合には、当該用途に使用されるその物。)についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。
<改正　2011.12.2、2014.6.11>

第 96 条【特許権の効力が及ばない範囲】 ①特許権の効力は、次の各号の何れか一つに該当する事項には、及ばない。
<改正　2010.1.27>

1.研究又は試験(「薬事法」による医薬品の品目許可・品目申告及び「農薬管理法」による農薬の登録のための研究または試験を含む)を行うための特許発明の実施

2.韓国内を通過するに過ぎない船舶・航空機・車両又はこれらに使用する機械.・器具・装置、その他の物
<改正　2014.6.11>

3. 特許出願をした時から韓国内にある物
<改正　2014.6.11>

②二以上の医薬(人の病気の診断・軽減・治療・処置又は予防のために使用する物をいう。以下同じ)が混ざり合って製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、「薬事法」による調剤する行為及びその調剤による医薬には、及ばない。
<改正　2014.6.11>

第 97 条【特許発明の保護範囲】 特許発明の保護範囲は、請求の範囲に書かれている事項に基づいて定められる。
<改正　2014.6.11>

第 98 条【他人の特許発明等との関係】 特許権者・専用実施権者又は通常実施権者は、特許発明がその特許発明の特許出願日前の出願に係る他人の特許発明・登録実用新案若しくは登録意匠若しくはその意匠と類似する意匠を利用するとき、又はその特許権がその特許発明の特許出願日前の出願に係る他人の意匠権又は商標権と抵触するときは、その特許権者・実用新案権者・意匠権者又は商標権者の同意を受けなかったとき、自己の特許発明を業として実施することができない。
<改正 1993.12.10、2001.2.3、2014.6.11>

第 99 条【特許権の譲渡及び共有】
①特許権はこれを移転することができる。
<改正　2014.6.11>

②特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者すべての同意を受ければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができる。
<改正　2014.6.11>

③特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で特段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を受けないでその特許発明を自己が実施することができる。
<改正　2014.6.11>

④特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者すべての同意を受ければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾することができる。
<改正　2014.6.11>

第 100 条【専用実施権】

①特許権者は、その特許権について他人に専用実施権を設定することができる。

②専用実施権の設定を受ける専用実施権者は、その設定行為で定めた範囲でその特許発明を業として実施をする権利を専有する。
<改正　2014.6.11>

③専用実施権者は、次の各号の場合を除き、特許権者の承諾を受ければ、その専用実施権を移転することができる。
<改正　2014.6.11>
1.専用実施権を実施事業と共に移転する場合
<新設　2014.6.11>

2.相続やその他の一般継承の場合
<新設　2014.6.11>

④専用実施権者は特許権者の承諾を受ければ、その専用実施権を目的とする質権を設定し、又は通常実施権を許諾することができる。
<改正　2014.6.11>

⑤専用実施権に関しては、99 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
<改正　2014.6.11>

第 101 条【特許権及び専用実施権の登録の効力】

①次の各号のいずれか一つに該当する事項は、登録しなければ効力が発生する。
<改正 2001.2.3、2014.6.11>

1.特許権の移転(相続やその他の一般継承による場合は除外する)、放棄による消滅又は処分の制限
<改正　2014.6.11>

2.専用実施権の設定・移転(相続やその他の一般継承による場合は除外する)・変更・消滅(混同による場合は除外する)、または処分の制限
<改正　2014.6.11>

3.特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定・移転(相続やその他の一般承継による場合は、除く。)・変更・消滅(混同による場合は除く。)又は処分の制限
<改正　2014.6.11>

②第 1 項各号による特許権・専用実施権及び質権の相続やその他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。
<改正　2014.6.11>

第 102 条【通常実施権】

①特許権者はその特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。

②通常実施権者はこの法により、又は設定行為で定めた範囲で特許発明を業として実施をする権利を有する。
<改正 1993.12.103、2014.6.11>

③第 107 条による通常実施権は、実施事業と共に移転する場合にのみ移転できる。
<改正 1995.12.29、2014.6.11>

④第 138 条、「実用新案法」第 32 条又は「意匠法」第 123 条による通常実施権は、その通常実施権者の該当特許権・実用新案権又は意匠権とともに移転され、該当特許権・実用新案権または意匠権が消滅すれば、ともに消滅する。
<改正 1998.9.23、2006.3.3、2013.5.28、2014.6.11>

⑤第 3 項及び第 4 項による通常実施権の他の通常実施権は、実施の事業と共に移転する場合又は相続やその他の一般承継の場合を除き、特許権者(専用実施権についての通常実施権の場合には、特許権者及び専用実施権者)の承諾を得れば、これを移転することができる。
<改正 1995.12.29、2001.2.3、2014.6.11>

⑥第 3 項及び第 4 項による通常実施権の他の通常実施権は、特許権者(専用実施権についての通常実施権の場合には、特許権者及び専用実施権者)の同意を得れば、その通常実施権を目的とする質権を設定することができる。
<改正　2014.6.11>

⑦通常実施権に関しては、第 99 条第 2 項及び第 3 項を準用する。
<改正 1993.12.10、2014.6.11>

第 103 条【先使用による通常実施権】 特許出願時、その特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をし、又はその発明をした人から知るようになって、韓国内においてその発明の実施事業、又はこれを準備している者は、これを実施したり準備している発明及び事業目的の範囲において、その特許出願に係る発明の特許権について通常実施権を有する。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

第 104 条【無効審判の請求登録前の実施による通常実施権】
①次の各号のいずれか一つに該当する者であって、特許又は実用新案登録の無効審判の請求の登録前に、自己の特許発明又は登録実用新案が無効事由に該当することを知らないで、韓国内において、その発明又は考案の実施事業若しくはこれを準備している場合、その実施若しくは準備をしている発明、又は考案及び事業目的の範囲において、その特許権について通常実施権を有し、又は特許や実用新案登録が無効となった際現に存する特許権の専用実施権について通常実施権を有する。
<改正 1998.9.23、2006.3.3、2014.6.11>

1.同じ発明に対する二以上の特許の中、その一つの特許を無効にした場合、その無効となった特許の原特許権者

<改正　2014.6.11>

2.特許発明と登録実用新案とが同一である場合において、その実用新案登録を無効にした場合、その無効となった実用新案登録の原実用新案権者における原実用新案権者
<改正　2014.6.11>

3.特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許をした場合、その無効となった特許における原特許権者
<改正　2014.6.11>

4.実用新案登録を無効にしてその考案と同一の発明について正当権利者に特許をした場合、その無効となった実用新案における原実用新案権者
<改正　2014.6.11>

5. 第 1 号から第 4 号までの場合においてその無効にした特許権又は実用新案権について無効審判請求の登録の際現に専用実施権又は通常実施権若しくはその専用実施権についての通常実施権を取得し、登録を受けた者。ただし、第 118 条第 2 項による通常実施権を取得した者は、登録を必要としない。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項により通常実施権を有する者は、特許権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 105 条【意匠権の存続期間満了後の通常実施権】

①特許出願日前又は特許出願の日と同日に出願して登録された意匠権がその特許権と抵触する場合において、その意匠権の満了になる時には、その意匠権者は、その意匠権の範囲でその特許権に対して通常実施権を持ったり、その意匠権の存続期間満了当時に存在するその特許権の専用実施権について通常実施権を有する。
<改正　2014.6.11>

②特許出願日前又は特許出願の日と同日に出願して登録された意匠権がその特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了になる時には、次の各号のいずれか一つに該当する権利を有する者は、原権利の範囲でその特許権に対して通常実施権を持ったり、その意匠権の存続期間満了時に存在するその特許権の専用実施権について通常実施権を有する。
<改正　2013.5.28、2014.6.11>

1. その意匠権の存続期間満了時に存在するその意匠権に対する専用実施権
<新設　2014.6.11>

2. その意匠権やその意匠権に対する専用実施権に対して、「意匠保護法」第 104 条第 1 項により効力が発生した通常実施権
<新設　2014.6.11>

③第 2 項により通常実施権を有する者は、特許権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 106 条【特許権の受容等】

①政府は、特許発明が戦時・事変又はこれに準ずる緊急時に、国防相が必要に応じて特許権を受け入れる。
<改正 1995.12.29、2005.5.3、2010.1.27、2014.6.11>

1. 国防上、必要なとき<新設 2005.5.3>

2. 公共の利益のために非商業的に実施する必要がある時
<新設 2005.5.3>

②特許権が受容されている場合、その特許発明に係る特許権の他の権利は消滅する。
<改正　2014.6.11>

③政府は、第 1 項の規定により特許権を受容する場合は、特許権者・専用実施権者又は通常実施権者に対し正当な補償金を支払わなければならない。

④特許権の受容及び補償金の支払に必要な事項は、大統領令で定める。
<改正　2014.6.11>

第 106 条の 2 【政府などによる特許発明の実施】

①政府は、特許発明が国が非常事態、極度の緊急状況または公共の利益のために被営利的(被商業的)に実施する必要があると認める場合には、その特許発明を実施したり政府以外の者に実施するようにすることができる。
<改正　2014.6.11>

②政府または第 1 項の規定による政府以外の者は、他人の特許権が存在するという事実を知り、又は知ることができる時には、第 1 項による実施事実を特許権者、専用実施権者または通常実施権者に速かに通知しなければならない。
<改正　2014.6.11>

③政府または第 1 項の規定による政府以外の者は、第 1 項により特許発明を実施する場合には特許権者、専用実施権者または通常実施権者に正当な報償金を支給しなければならない。
<改正　2014.6.11>

④特許発明の実施及び報償金の支払に関して必要な事項は、大統領令に定める。
<改正　2014.6.11>

第 107 条【通常実施権の設定の裁定】

①特許発明の実施しようという者は、特許発明が次の各号のいずれか一つに該当して、、その特許発明の特許権者、又は専用実施権者と合理的な条件で通常実施権の承諾に関する裁定

(以下、この条では“協議”という)をしても合意に到らない場合、又は協議をすることができない場合には、特許庁長に通常実施権の設定に関する裁定(以下、“裁定”という。)を請求することができる。但し、公共の利益のために非商業的に実施しようという場合と第 4 号の規定に該当する場合には協議無しでも裁定することができる。
<改正 2005.5.3、2014.6.11>

1.特許発明が天災地変やその他の不可抗力又は大統領令で定める正当な理由無く係属して 3 年以上韓国内において、実施されていない場合
<改正　2014.6.11>

2.特許発明が正当な理由無く係属して 3 年以上韓国内において相当の営業的規模でもって実施されていないとき、又は適当な程度と条件により韓国内の需要を満たさない場合
<改正　2014.6.11>

3.特許発明の実施が公共の利益のために特に必要な場合
<改正 2005.5.3.>

4.司法的手続又は行政的手続により不公正取引行為として判定された事項を訂正するため特許発明を実施する必要がある場合
<改正　2014.6.11>

5.者国民の多数の保健を脅威する疾病を治療するために医薬品(医薬品生産に必要な有効成分、医薬品の使用に必要な診断キットを含む)を輸入しようという国が(以下、この条では ″輸入国″という)に、その医薬品を輸出できるように特許発明を実施する必要がある場合
<新設 2005.5.3.> <改正　2014.6.11>

②特許出願日から 4 年が過ぎない特許発明に関しては、第 1 項第 1 号及び第 2 号を適用しない。
<改正　2014.6.11>

③特許庁長が裁定をするにおいては、各請求別に通常実施権設定の必要性を検討しなければならない。

④特許庁官は第 1 項第1号から第 3 号、又は第 5 項の規定による裁定をするにおいて、裁定を受ける者に次の各号の条件を付加しなければならない。
<改正 2005.5.3.>
1. 第 1 項第 1 号から第 3 号の規定による裁定の場合には、通常実施権を国内需要充足のための供給を主目的に実施すること
<新設 2005.5.3.>

2. 第 1 項第 5 号の規定による裁定の場合には、生産された医薬品全量を輸入国に輸出すること
<新設 2005.5.3.>

⑤特許庁官は裁定をするにおいて、相当な対価が支給されるようにしなければならない。この場合、第 1 項第 4 号、又は第 5 号の規定による裁定をするにおいては、次の各号の事項を対価の決定に参酌することができる。
<改正 2005.5.3.>

1. 第 1 項第 4 号の規定による裁定の場合には、不公正取り引き行為を是正するための趣旨
<新設 2005.5.3>

2. 第 1 項第 5 号の規定による裁定の場合には、当該の特許発明を実施することにより発生する輸入国においての経済的価値
<新設 2005.5.3>

⑥半導体技術に対しては第 1 項第 3 号（公共の利益のための非産業的実施に限る）、又は第 4 号の場合に限り、裁定を請求することができる。
<改正 2005.5.3>
[全文改正 1995.12.29]

⑦輸入国は世界貿易機構の会員国中、世界貿易機構に次の各号の事項を通知した国が、又は世界貿易機構の会員国ではない国が中、大統領令が定める国がとして次の各号の事項を大韓民国の政府へ通知した国がに限る。
<新設 2005.5.3>
1. 輸入国が必要とする医薬品の名称と数量

2. 国際連合総会の決意による最貧発展途上国ではない場合、当該の医薬品の生産のための製造能力がないか、又は不足しているという輸入国がの確認

3. 輸入国において、当該医薬品が特許された場合、強制的な実施を許可したか、或いは許可する意思があるというその国がの確認

⑧第 1 項第 5 号の規定による医薬品は次の各号の1に該当することをいう
<新設 2005.5.3>
1. 特許された医薬品

2. 特許された製造方法で生産された医薬品

3. 医薬品の生産に必要であって特許された有効成分

4. 医薬品の使用に必要であって特許された診断キット
<新設 2005.5.3>

⑨裁定を請求する者が提出しなければならない書類、その他裁定に関して必要な事項は大統領令で定める。
<新設 2005.5.3>

第 108 条【答弁書の提出】 特許庁長は、裁定の請求があれば、その請求書の副本をその請求に係る特許権者・専用実施権者は、その外にその特許に関し登録した権利を有する者に送達したり、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 109 条【産業財産権紛争調停委員会及び関係省庁の長の意見聴き取り】 特許庁官は、裁定するとき必要だと認定する場合には「発明復興法」第 41 条の規定による産業財産権紛争調停委員会、及び関係省庁の長の意見を聴くことができ、関係省庁や関係人に共助を要請することができる。
<改正 1993.12.10、2001.2.3、2005.5.3、2014.6.11>
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 110 条【裁定の方式等】
①裁定は、文書をもって行い、かつ、その理由を具体的に記さなければならない。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項による裁定には、次の各号の事項を具体的に記さなければならない。
<改正 1995.12.29、2014.6.11>

1.通常実施権の範囲及び期間

2.対価並びにその支払いの方法及び支払いの時期

3. 第 107 条第 1 項第 5 号による裁定の場合には、その特許発明の特許権者・専用実施権者又は通常実施権者(裁定による場合は除く)が供給する医薬品と外官上区分をすることができる包装・表示及び裁定で定められた事項を公示するインターネット住所
<新設 2005.5.3> <改正　2014.6.11>

4.その他に裁定を受けた者がその特許発明を実施する場合、法令又は条約による内容を履行するために必要な遵守事項
<新設 2005.5.3> <改正　2014.6.11>

③特許庁官は正当な事由がある場合を除いては裁定請求日から 6 ヶ月以内に裁定に関する決定をしなければならない。
<新設 2005.5.3> <改正　2014.6.11>

④第 107 条第 1 項第 5 号による裁定請求が同条第 7 項及び第 8 項に該当して、同条第 9 項による書類がすべて提出された場合には、特許庁官は正当な事由がある場合を除いては通常実施権設定の裁定をしなければならない。
<新設 2005.5.3> <改正　2014.6.11>

第 111 条【裁定の謄本の送達】
①特許庁長は、裁定をした場合には、当事者及びその特許に関し登録をした権利を有する者に裁定書の謄本を送達しなければならない。

<改正　2014.6.11>

②第 1 項により当事者に対し裁定の謄本が送達されたときは、裁定書からなるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。
<改正　2014.6.11>

第 111 条の 2【裁定書の変更】 ①裁定を受けた者は、裁定書に記されている第 110 条第 2 項第 3 号の事項に関して変更が必要ならば、その原因を証明する種類を添付して特許庁官にこれを変更請求をすることができる。
<新設 2005.5.3> <改正　2014.6.11>

②特許庁官は第 1 項による請求が理由があると認定になれば、裁定書に記されている事項を変更することができる。この場合、利害関係人の意見を聴かなければならない。
<改正　2014.6.11>

③第 2 項の場合に関しては、第 111 条を準用する。
<本条新設 2005.5.3> <改正　2014.6.11>

第 112 条【対価の供託】 第 110 条第 2 項第 2 号による対価を支給するべき者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その対価を供託しなければならない。
<改正　2014.6.11>

1.対価を受け取るべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

2.対価について第 190 条第 1 項による訴訟が提起されたとき。
<改正　2014.6.11>

3. 該当特許権又は専用実施権を目的とする質権が設定されているとき。ただし、質権者の承諾を得た場合は、この限りでない。
<改正　2014.6.11>

第 113 条【裁定の失効】 裁定を受けた者が第 110 条第 2 項第 2 号の規定による支払いの時期までに対価(対価を定期に又は分割して支払うべきときは、最初に支払うべき分。)を支払わない又は供託をしないない場合には、その裁定は効力を失う。
<改正　2014.6.11>

第 114 条【裁定の取消し】
①特許庁長は、裁定を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、利害関係人の申請によって又は職権でその裁定を取り消すことができる。ただし、第 2 号の場合は、裁定を受けた通常実施権者の正当な利益が保護できる場合で限定する。
<改正 1995.12.29、2014.6.11>

1.裁定を受けた目的に適合するように、その特許発明を実施していないとき

2.通常実施権を裁定した事由がなくなり、その事由が再び発生しないものであると認めるとき

3.正当な事由なしに裁定書に記されている第 110 条第 2 項第 3 号、又は第 4 号の事項を違反した場合
<新設 2005.5.3> <改正　2014.6.11>

②第 1 項の場合に関しては、第 108 条・第 109 条・第 110 条第 1 項及び第 111 条第 1 項を準用する。
<改正　2014.6.11>

③第 1 項により裁定が取消になれば、通常実施権はその時から消滅となる。
<改正　2014.6.11>

第 115 条【裁定についての不服の理由の制限】 裁定についての行政審判法によって行政審判を提起、又は行政訴訟法によって取消訴訟を提起する場合は、その裁定で定める対価はについて、不服の理由とすることができない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

第 116 条【特許権の取消し】
① <削除 2011.12.2>

② <削除 2011.12.2>

③ <削除 2011.12.2>

第 117 条 〈削除 2001.2.3〉

第 118 条【通常実施権の登録の効力】
①通常実施権を登録した場合には、その登録後に特許権または専用実施権を取得した者に対しても、その効力が発生する。
<改正　2014.6.11>

②第 81 条の 3 第 5 項、第 103 条から第 105 条まで、第 122 条、第 182 条、第 183 条及び「発明振興法」第 10 条第 1 項の規定による通常実施権は、登録しなくても第 1 項による効力が発生する。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2007.1.3、2007.4.11、2014.6.11〉

③通常実施権の移転・変更・消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅若しくは処分の制限は、これを登録すれば、第三者に対抗することができる。
<改正　2014.6.11>

第 119 条【特許権等の放棄の制限】
①特許権者は、次の各号のすべての同意を得れば、特許権を放棄することができる.
1.専用実施権者

2.質権者
3.第 100 条第 4 項による通常実施権者
4.第 102 条第 1 項による通常実施権者
5.「発明振興法」第 10 条第 1 項による通常実施権者
<改正 1993.12.10、2007.1.3、2007.4.11、2014.6.11>

②専用実施権者は、質権者又は第 100 条第 4 項による通常実施権者の同意を得れば、専用実施権を放棄することができる。
<改正　2014.6.11>

③通常実施権者は、質権者の承諾を得れば、通常実施権を放棄することができる。
<改正　2014.6.11>

第 120 条【放棄の効果】 特許権・専用実施権または通常実施権を放棄した時には、特許権・専用実施権または通常実施権は、その時から消滅となる。
<改正　2014.6.11>

第 121 条【質権】 特許権・専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときには、質権者は、契約で特段の定をした場合を除き、該当特許発明の実施をすることができない。
<改正　2014.6.11>

第 122 条【質権行使による特許権の移転に伴う通常実施権】 特許権者は、特許権を目的とする質権設定以前にその特許発明を実施しているときは、その特許権が競売などにより移転されてもその特許発明に対して通常実施権を有する。このの場合、特許権者は、競売などにより特許権の移転を受けた者に相当の対価を支払わなければならない。
<改正 1993.12.10、2014.6.11>

第 123 条【質権の物上代位】 質権は、この法に基づく補償金や特許発明の実施に対し受けるべき対価又は物についても、行うことができる。ただし、その補償金等の支給や引渡しの前に差押をしなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 124 条【相続人がない場合の特許権の消滅】 特許権の相続が開始したとき、相続人がない場合はその特許権は消滅する。
<改正　2014.6.11>

第 125 条【特許実施通知】 特許庁長は、特許権者・専用実施権者又は通常実施権者に特許発明の実施の可否及びその規模等に対し通知させることができる。
<改正　2014.6.11>

第 125 条の 2 【対価及び補償金額に対する執行名の】 この法律により、特許庁長が定めた対価と補償金額についての確定した決定は、執行力のある執行権限と同じ効力を有する。この場合、執行力のある正本は、所属公務員がこれを付与する。
<改正　2014.6.11>

第 6 章 特許権者の保護

第 126 条【権利侵害に対する差止請求権等】

①特許権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

②特許権者又は専用実施権者は、第 1 項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の発明にあっては、侵害の行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の削除、その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。
<改正　2014.6.11>

第 127 条【侵害とみなす行為】 次の各号の区分による行為を業としてするときは、特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。
<改正 1995.12.29、2001.2.3、2014.6.11>

1.特許が物の発明の場合:その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
<改正　2014.6.11>

2.特許が方法の発明の場合:その方法の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
<改正　2014.6.11>

第 128 条【損害の額の推定等】

①特許権者又は専用実施権者が、故意や過失で自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その権利を侵害した者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その物の譲渡数量に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。
〈新設 2001.2.3〉<改正　2014.6.11>

②第 1 項により損害額を算定する場合、損害額は特許権者または専用実施権者が生産できた物の数量で実際販売した物の数量を引いた数量に、単位数量該当の利益額をかけた金額を限度とする。.ただし、特許権者または専用実施権者が、侵害行為の他の事由で販売出来なかった事情があれば、その侵害行為の他の事由で販売出来なかった数量による金額を引かなければならない。
<改正　2014.6.11>

③特許権者又は専用実施権者は、故意や過失で自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、権利を侵害した者が、その侵害行為で利益を得た時にはその利益額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害額で推定する。

<改正　2014.6.11>

④特許権者または専用実施権者が、故意や過失で自らの特許権または専用実施権を侵害した者に対して、その侵害により自分が受けた損害の賠償を請求する場合、その特許発明の実施に対して通常的に受けることができる金額を、特許権者または専用実施権者が受けた損害額として損害賠償を請求できる。
<改正 2001.2.3、2014.6.11>

⑤第 4 項にもかかわらず、損害額が同項による金額を超過する場合には、その超過額についても損害賠償を請求できる。この場合、特許権または専用実施権を侵害した者に故意または重大な過失がない時には、法院は、損害賠償額を算定する時その事実を考慮することができる。
〈新設 2001.2.3〉<改正　2014.6.11>

⑥法院は、特許権または専用実施権の侵害に関する訴訟で損害が発生されたことは認定されるが、その損害額を証明するために必要な事実を証明することが該当事実の性質上きわめて困難な場合には、第 1 項から第 5 項までの規定にもかかわらず、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて、相当な損害額を認めることができる。
<新設　2014.6.11>

第 129 条【生産方法の推定】 物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物と同一の物は、その特許されている方法により生産したものと推定する。ただし、その物が次の各号いずれか一つに該当する場合は、その限りではない。
1. 特許出願の前に韓国内において公知されているか、又は公然に実施された物
<改正　2014.6.11>

2. 特許出願の前に韓国内又は外国において、頒布された刊行物に掲載されたか電気通信回線を通じて公衆に利用できる物。
<本条改正 2001.2.3、2013.3.22、2014.6.11>

第 130 条【過失の推定】 他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害行為について過失があったものと推定する。

第 131 条【特許権者等の信用回復】 法院は、故意や過失で特許権又は専用実施権を侵害したことにより特許権者又は専用実施権者の業務上信用を害した者に対しては特許権者又は専用実施権者の請求により、損害賠償に代えて、または損害賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上信用を回復するために必要な措置を命ずることができる。
<改正　2014.6.11>

第 132 条【書類の提出】 法院は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟で、当事者の申立てにより、他の当事者に対し、該当侵害行為による損害を計算するために必要な書類を提出するように、他の当事者に命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその書類の提出を拒むことについて正当な理由があればこの限りでない。
<改正　2014.6.11>

第 7 章　審　判

第 132 条の 2【特許審判院】

①特許・実用新案・意匠・商標に関する審判と再審及びこれに関する調査・研究事務を管掌させるために特許庁長所属で特許審判院を置く。
<改正　2014.6.11>

②特許審判院に院長と審判官を置く。

③特許審判院の組織と定員及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。
[本条新設 1995.1.5] <改正　2014.6.11>

第 132 条の 3【特許拒絶決定等に対する審判<改正 2006.3.3>】 特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を受けた者は、決定に不服するときは、その決定謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。
[全文改正 2001.2.3] 〈改正 2006.3.3、2011.12.2、2014.6.11〉

第 132 条の 4 〈削除 2001.2.3〉

第 133 条【特許の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、特許が次の各号のいずれか一つに該当するときは、無効審判を請求することができる。この場合、特許請求の範囲の請求項が二つ以上に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。但し、特許権の設定登録があった日から登録公告日後 3 月以内に誰でも次の各号（第 2 号を除く）のいずれか一つに該当する理由で無効審判を請求することができる。
<改正 1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3>

1.第 25 条、第 29 条、第 32 条、第 36 条第 1 項から第 3 項まで、第 42 条第 3 項または同条第 4 項の各規定に違反したとき
<改正　2011.5.24>

2.第 33 条第 1 項の本文の規定による特許を受けることができる権利を有していないとき、又は第 44 条の規定に違反したとき

3.第 33 条第 1 項の但し書の規定により特許を受けることができないとき

4.特許がされた後において、その特許権者が第 25 条の規定により特許権を享有することができない者になったとき、又はその特許が条約に違反する事由が発生したとき

5.条約の規定に違反し特許を受けられないとき

6.第 47 条第 2 項の規定による範囲内を外れた補正であるとき

7.第 52 条第 1 項の規定による範囲を外れた分割出願であるとき

8.第 53 条第 1 項の規定による範囲を外れた変更出願であるとき
〈改正 2006.3.3〉

②第 1 項の規定による審判は、特許権の消滅後においても、これを請求することができる。

③特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかったものとみなす。ただし、第 1 項第 4 号の規定により特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至ったときからなかったものとみなす。

④審判長は、第 1 項の審判の請求があったときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第 133 条の 2【特許の無効審判の手続での特許の訂正】

①第 133 条第 1 項による審判の被請求人は、第 136 条第 1 項各号のいずれか一つに該当する場合にのみ、第 147 条第 1 項又は第 159 条第 1 項後段により指定された期間に第 136 条第 1 項各号のいずれか 1 つに該当する場合に限って、特許発明の明細書又は図面に対し訂正請求することができる。この場合、審判長が第 147 条第 1 項に従い指定された期間後にも、請求人が証拠書類を提出することにより訂正請求を許容する必要があると認める場合には、期間を定めて訂正請求をするようにできる。
<改正 2007.01.03、2009.1.30、2014.6.11>

②第 1 項の規定による訂正請求をするときには、該当無効審判手続でその訂正請求前に遂行した訂正請求は取下げられたものと見なす。
<新設 2007.01.03、2014.6.11>

③審判長は、第 1 項の規定による訂正請求があるときには、その請求書の副本を第 133 条第 1 項の規定による審判の請求人に送達しなければならない。
<改正　2014.6.11>

④第 1 項による訂正請求に関しては、第 136 条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項から第 11 項まで、第 139 条第 3 項及び第 140 条第 1 項・第 2 項・第 5 項を準用する。この場合、第 136 条第 9 項中“第 162 条第 3 項による審理の終結が通知される前(同条第 4 項により審理が再開された場合には、その後また同条第 3 項による審理の終結が通知される前)に”は、“第 136 条第 5 項による通知がある時には、指定された期間に”とみなす。
〈本条新設 2001.2.3〉<改正　2014.6.11>

⑤第 4 項を適用する時第 133 条第 1 項による特許の無効審判が請求された請求項を訂正する場合には、第 136 条第 4 項を準用しない。
〈新設 2006.3.3、訂正 2007.1.3〉 <改正　2014.6.11>

第 134 条【特許権の存続期間の延長登録の無効の審判】

①利害関係人又は審査官は、第 92 条による各号による特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれか一つに該当するときは、無効の審判を請求することができる。
<改正 1997.4.10、2011.12.2>

1. 第 2 項によるを実施するために第 89 条によるの許可等を受けるべき必要がない出願に対して延長登録されたとき
<改正　2014.6.11>

2. .特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第 89 条による許可を受けていない場合の出願に対して延長登録されたとき
<改正　2014.6.11>

3.延長登録によって延長された期間がその特許発明の実施をすることができなかった期間を超えているとき
<改正　2014.6.11>

4. 該当特許権者でない者の出願に対して延長登録されたとき
<改正　2014.6.11>

5. .第 90 条第 3 項違反している出願に対して延長登録されたとき
<改正　2014.6.11>

6.<削除 1998.9.23>

②利害関係であるまたは審査官は、第 92 条の 5 による特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれか一つに該当すれば無効審判を請求できる。

1.延長登録によって延びた期間が、第 92 条の 2 によって認定される延長の期間を超過した場合

2.該当特許権者でない者の出願に対して延長登録された場合

3.第 92 条の 3 第 3 項を違反した出願に対して延長登録された場合

③第 1 項及び第 2 項による審判の請求に関しては、第 133 条第 2 項及び第 4 項を準用する。
〈改正 2001.2.3、2011.12.2、2014.6.11〉

④延長登録を無効にするという審決が確定された場合には、その延長登録による存続期間の延長は、初めからなかったものとみなす。.ただし、延長登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、該当期間に対してのみ延長がなかったものとみなす。
<改正　2014.6.11>

1.延長登録が第 1 項第 3 号に該当して無効となった場合：その特許発明を実施出来なかった期間を超過して延長された期間
<改正　2014.6.11>

2.延長登録が第 2 項第 1 号に該当して無効になった場合：第 92 条の 2 により認定される延長の期間を超過して延長された期間
<新設　2011.12.2>　<改正　2014.6.11>

第 135 条【権利範囲の確認審判】

①特許権者・専用実施権者又は利害関係人は、特許発明の保護範囲を確認するために特許権の権利範囲の確認の審判を請求することができる。
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

②第 1 項の規定による特許権の権利範囲の確認の審判を請求する場合は、特許請求の範囲の請求項が二以上であるときは、請求項ごとに請求することができる。
<改正　2014.6.11>

第 136 条【訂正の審判】

①特許権者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、特許発明の明細書又は図面の訂正審判を請求することができる。ただし、特許の無効審判または訂正の無効審判が特許審判院に係属されている場合は、この限りではない。
〈改正 2006.3.3、2009.1.30、2014.6.11〉

1. 請求範囲の範囲を減縮する場合
<改正　2014.6.11>

2.誤記された事項を訂正する場合
<改正　2014.6.11>

3.不明確に記載された事項を明確にする場合
<改正　2014.6.11>

②第 1 項による明細書又は図面の訂正は、特許発明の明細書又は図面に記載した事項の範囲ですることができる。ただし、第 1 項第 2 号により誤記を訂正する場合には、出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲で行うことができる。
<改正 2009.1.30、2014.6.11>

③第 1 項によるる明細書又は図面の訂正は、請求範囲を実質的な拡張又は変更は、できない。
<改正　2014.6.11>

④第 1 項による訂正中、同項第 1 号または第 2 号に該当する訂正は、訂正後の請求範囲に記されている事項が特許出願を行った際特許を受けることができるものでなければならない。
<改正 2009.1.30、2014.6.11>

⑤審判官は、第 1 項による審判請求が、次の各号の何れか一つに該当すると認められたときは、請求人にその理由を通知して、期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなくてはならない。
<改正 2009.1.30、2014.6.11>

1.第 1 項各号のいずれか一つに該当しない場合
〈新設　2014.6.11〉

2.第 2 項による範囲外の場合
〈新設　2014.6.11〉

3.第 3 項または第 4 項を違反した場合
〈新設　2014.6.11〉

⑥第 1 項による訂正審判は、特許権の消滅後にも、、請求することができる。ただし、特許を無効(第 133 条第 1 項第 4 号による無効は除外する)で行うという審決が確定にされた後には、この限りでない。
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

⑦特許権者は、専用実施権者、質権者と及び第 100 条第 4 項・第 102 条第 1 項及び「発明振興法」第 10 条第 1 項の規定による通常実施権を持つ者の同意を得れば、第 1 項により訂正審判を請求することができる。
〈改正 2007.01.03、2007.4.11、2014.6.11〉

⑧特許発明の明細書又は図面において、訂正すべき旨の審決が確定されたときは、その訂正後における明細書又は図面によって特許出願、出願公開、特許決定又は審決及び特許権の設定登録がされたものとみなす。
〈改正　2014.6.11〉

⑨請求人は第 162 条第 3 項による審理の終結が通知される前(同条第 4 項により審理が再開された場合は、その後再び同条第 3 項による審理の終結が通知される前)に第 140 条第 5 項による審判請求書に添付し訂正した明細書又は図面に対し補正することができる。
〈改正　2014.6.11〉

⑩特許発明の明細書又は図面に対する訂正をすべき審決がある場合に、特許審判院長はその内容を特許庁長に知らせなければならない。
〈改正　2014.6.11〉

⑪特許庁長は第 10 項による通知があれば、これを特許公報に掲載しなければならない。
〈改正　2014.6.11〉
〈本条改正 2001.2.3〉

第 137 条【訂正の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、第 133 条の 2 第 1 項、第 136 条第 1 項または本条第 3 項による特許発明の明細書又は図面の訂正が、次の各号のいずれか一つの規定を違反した場合には、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2007.1.3、2009.1.30、2014.6.11〉

1.第 136 条第 1 項各号の何れか一つの規定
<改正　2014.6.11>

2.第 136 条第 2 項から第 4 項までの規定(第 133 条の 2 第 4 項により準用になる場合を含む)
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

②第 1 項による審判請求に関しては、第 133 条第 2 項及び第 4 項を準用する。
<改正　2014.6.11>

③第 1 項による無効審判の被請求人は第 136 条第 1 項各号のいずれか一つに該当する場合にのみ、第 147 条第 1 項又は第 159 条第 1 項後段により指定期間に該当する場合に限り特許発明の明細書又は図面の訂正を請求することができる。
〈新設 2001.2.3〉<改正　2009.1.30、2014.6.11>

④第 3 項による訂正請求に関しては、第 133 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合、第 133 条の 2 第 3 項中“第 133 条第 1 項”は“第 137 条第 1 項”と読み替えるものとする。
〈新設 2001.2.3、訂正 2007.1.3〉<改正　2014.6.11>

⑤第 1 項により訂正を無効にすべき旨の審決が確定されたときは、その訂正は、初めからなかったものとみなす。
<改正　2014.6.11>

第 138 条【通常実施権の許与の審判】

①特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は該当特許発明が第 98 条に該当して実施の許諾を受けようという場合に、その他人が正当な理由無しで許諾をしないとき、又はその他人の許諾を受けることができないときは、自己の特許発明の実施に必要な範囲で通常実施権許諾の審判を請求することができる。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項による請求がある場合に、その特許発明が特許出願日前に出願された他人の特許発明又は登録実用新案と比較して相当の経済的価値あり、重要な技術的進歩をもたらすものでない限り、通常実施権の許諾をしてはならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.1〉

③第 1 項による審判により通常実施権を許諾した者が、その通常実施権の許諾を受ける者の特許発明を実施する必要がある場合、その通常実施権のを許諾を受ける者が実施を許諾しなかったり実施の許諾を受けることができない時には、通常実施権の許諾受けて実施しようという特許発明の範囲で、通常実施権許諾の審判を請求できる。
<改正　2014.6.11

④第 1 項及び第 3 項により通常実施権の許諾を受ける者は、特許権者、実用新案権者、意匠権者又はその専用実施権者に対価を支払わなければならない。ただし、自己が責任を負うことができない事由で支給出来ない場合には、その対価を供託しなければならない。

<改正　2014.6.11>

⑤第 4 項による通常実施権者はその対価を支払わないとき、又は供託をしなければその特許発明、登録実用新案又は登録意匠若しくはこれと類似する意匠を実施することができない。
<改正 1993.12.10、2014.6.11>

第 139 条【共同審判の請求等】

①同一の特許権について第 133 条第 1 項・第 134 条第 1 項・第 2 項または第 137 条第 1 項の無効審判や第 135 条第 1 項の権利範囲確認審判又は第 135 条第 1 項の権利範囲の確認審判を請求する者が、2 人以上であれば皆がが共同して審判を請求することができる。
<改正　2014.6.11>

②共有に係る特許権についての特許権者に対し審判を請求するときは、共有者皆を被請求人としなければならない。
<改正　2014.6.11>

③特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の皆が共同して請求しなければならない。
<改正　2014.6.11>

④第 1 項又は第 3 項による請求人や第 2 項による被請求である中の 1 人に関して、審判手続の中断又は中止の原因があれば、皆についてその効力を生ずる。
<改正　2014.6.11>

第 140 条【審判請求の方式】

①審判を請求しようという者は、次の各号の事項を記した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。
〈改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6.11〉

1.当事者の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)
1 の 2.代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所、又は営業所の所在地（代理人が特許法人にあってはその名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名）
〈新設 2001.2.3〉

2.代理人がある場合には、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名）
<改正　2014.6.11>

3.審判事件の表示
<改正　2014.6.11>

4.請求の趣旨及びその理由
<新設　2014.6.11>

②第 1 項に従い提出された審判請求書の補正は、その要旨を変更することができない。但し、次の各号の何れか一つに該当する場合には、この限りでない。
<改正 2007.01.03、2009.1.30、2014.6.11>

1.第 1 項第 1 号による当事者中、特許権者の記載を訂正するために補正(特許権者を追加するのを含み、請求人が特許権者の場合には、追加される特許権者の同意がある場合に限定する)する場合
<改正　2014.6.11>

2. 第 1 項第 4 号による請求の理由を補正する場合
<改正　2014.6.11>

3.特許権者または専用実施権者が請求人として請求した第 135 条による権利範囲確認審判において、審判請求書の確認対象発明(請求人が主張する被請求人の発明をいう)の説明書または図面に対して、被請求人が者身が実際に実施してる発明と比較して異なると主張する場合に、請求人が被請求人の実施発明と同一にするために審判請求書の確認対象発明の説明書または図面を補正する場合
<改正　2014.6.11>

②第 1 項の規定により提出した審判請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、第 1 項第 3 号に規定した請求の理由については、この限りでない。

③第 135 条第 1 項による権利範囲の確認審判を請求するときは、特許発明と対応する説明書及び必要な図面を添付しなければならない。
<改正　2014.6.11>

④第 138 条第 1 項による通常実施権許諾の審判の審判請求書には、第 1 項各号の事項の他に次の事項を追加で記さなければならない。
<改正 1995.12.29、2014.6.11>

1. 実施しようという自己の特許の番号及び名称
<改正　2014.6.11>

2.実施されるべき他人の特許発明・登録実用新案または登録意匠の番号・名称若しくは特許又は登録年月日
<改正　2014.6.11>

3.特許発明・登録実用新案若しくは登録意匠の通常実施権の範囲・期間及び対価

⑤第 136 条第 1 項による訂正審判を請求するときは、審判請求書に訂正した明細書又は図面を添付しなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

第 140 条の 2【特許拒絶決定に対する審判請求の方式〈改正 2009.1.30〉】

①第 132 条の 3 により特許拒絶決定に対する審判を請求しようという者は第 140 条第 1 項にも係らず次の各号の事項を記した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2009.1.30、2014.6.11〉

1.請求人の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)

1 の 2.代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所、又は営業所の所在地(代理人が特許法人にあってはその名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)
〈新設 2001.2.3〉

2.代理人がある場合にはその代理人の氏名及び住所や営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名]
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

3.出願日及び出願番号
<改正　2014.6.11>

4.発明の名称
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

5.特許拒絶決定日
<改正　2014.6.11>

6.審判事件の表示
<改正　2014.6.11>

7.請求の趣旨及びその理由
<新設　2014.6.11>

②第 1 項により提出された審判請求書を補正する場合には、その要旨を変更できない。但し、次の各号の何れか一つに該当する場合はこの限りではない。
<新設 2009.1.30> <改正　2014.6.11>

1.第 1 項第 1 号による請求人の記載を訂正する為に補正(請求人を追加することを含み、その請求人の同意がある場合に限定する)する場合
<改正　2014.6.11>

2. 第 1 項第 7 号による請求の理由を補正する場合
<改正　2014.6.11>

③<削除 2009.1.30>
[全文改正 1997.4.10]
〈本条題目改正 2001.2.3、2006.3.3〉

第 141 条【審判請求書の却下】
①審判長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、期間を定めて、その補正をすべきことを命じなければならない。
<改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6.11>

1.審判請求書が第 140 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、または第 140 条の 2 第 1 項を違反した場合
<改正　2014.6.11>

2.審判に関する手続きが、次の各目のいずれか一つに該当するに該当する場合
<改正　2014.6.11>

イ.第 3 条第 1 項又は第 6 条を違反したとき
<改正　2014.6.11>

ロ.第 82 条により支払わなければならない手数料を支払わない場合
<改正　2014.6.11>

ハ.この法による命令に定める方式を違反したとき
<改正　2014.6.11>

②審判長は、第 1 項による補正命令を受けた者が指定した期間にその補正をしななければ、決定で審判請求を却下しなければならない。
<改正　2014.6.11>

③第 2 項による決定は、文書をもって行わなければならず、かつ、理由を付さなければならない。
<改正　2014.6.11>

④乃至⑥<削除 1995.1.5>

第 142 条【不適格な審判請求の審決による却下】不適法な審判の請求であって、その欠を補正することができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決でその請求を却下することができる。
<改正　2014.6.11>

第 143 条【審判官】
①特許審判員長は、審判が請求されれば審判官に審判させる。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

②審判官の資格は、大統領令で定める。
<改正 1995.1.5>

③審判官は、職務上独立して審判する。

<改正 1995.1.5>

第 144 条【審判官の指定】
①特許審判院長は、各審判事件について第 146 条による合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

②特許審判員長は、第 1 項の審判官の中、審判に関与するのに支障がある人がいれば、他の審判官に審判するようにさせることができる。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

第 145 条【審判長】
①特許審判員長は、第 144 条第 1 項により指定された審判官の中から、1 人を審判長に指定しなければならない。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

②審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。

第 146 条【審判の合議体】
①審判は、3 名または 5 名の審判官の合議体がこれを行う。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

②第 1 項の合議体の合議は、過半数で決する。
<改正　2014.6.11>

③審判の合議は、公開しない。

第 147 条【答弁書の提出等】
①審判長は、審判が請求されると、審判請求書副本を被請求人に送達して、期間を定めて、答弁書を提出する機会を与えなければならない。
<改正　2014.6.11>

②審判長は、第 1 項の答弁書を受けたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。
<改正　2014.6.11>

③審判長は、審判に関し、当事者を審尋することができる。

第 148 条【審判官の除斥】審判官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その審判から除斥される。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11〉

1.審判官又はその配偶者や配偶者だった人が事件の当事者若しくは参加人であるとき
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

2.審判官が事件の当事者若しくは参加人の親族や親族だったとき
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

3.審判官が事件の当事者若しくは参加人の法定代理人や法定代理人だったとき
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

4.審判官が事件について証人、鑑定人であったか又は鑑定人であったとき
<改正　2014.6.11>

5.審判官が事件の当事者若しくは参加人の代理人や代理人であったとき
〈改正 2006.3.3、2014.6.11〉

6.審判官が事件について審査官若しくは審判官として特許可否決定又は審決に関与したとき
〈改正 2006.3.3〉

7.審判官が事件について直接の利害関係を有するとき

第 149 条【除斥申請】 第 148 条による除斥の原因があれば、当事者又は参加人は、除斥の申立てをすることができる。
<改正　2014.6.11>

第 150 条【審判官の忌避】
①審判官について公正な審判を期待することが難しい事情があれば、当事者又は参加人は忌避申請をすることができる。
<改正　2014.6.11>

②当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもって陳述した後は、忌避申請をすることができない。ただし、忌避の原因があることを知らない場合、又は忌避の原因がその後に発生した場合には、この限りでない。
<改正　2014.6.11>

第 151 条【除斥又は忌避の疎明】
①第 149 条または第 150 条により除斥または忌避申請をしようという者は、その原因を記した書面を特許審判員長に提出しなければならない。ただし、口述審理をする時には、口頭をもってすることができる。
<改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6.11>

②除斥又は忌避の原因は、申立てをした日から 3 日以内に疎明しなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 152 条【除斥又は忌避の申立についての決定】
①除斥又は忌避申請があれば、審判でこれを決定しなければならない。
<改正　2014.6.11>

②除斥または忌避申請の対象にされた審判官は、その除斥又は忌避に対する審判に関与をすることができない。ただし、意見を述べることができる。
〈改正　2014.6.11〉

③第 1 項による決定については、文書をもって行い、かつ、その理由を付さなければならない。
〈改正　2014.6.11〉

④第 1 項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
〈改正　2014.6.11〉

第 153 条【審判手続の中止】 除斥又は忌避申請があれば、その申立についての決定があるまで審判手続を中止しなければならない。ただし、緊急の場合については、この限りでない。
〈改正　2014.6.11〉

第 153 条の 2 【審判官の回避】 審判官が第 148 条又は第 150 条に該当する場合は、特許審判院長の許可を得てその事件に対する審判を回避することができる。
〈本条新設 2001.2.3〉
〈改正　2014.6.11〉

第 154 条【審理等】
①審判は口頭審理又は書面審理とする。ただし、当事者が口頭審理を申請したときは、書面審理のみで決定することができると認められる場合でなければ、口頭審理をしなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

②〈削除 2001.2.3〉

③口述審理は、これを公開しなければならない。ただし、公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがあれば、この限りでない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

④審判長は、第 1 項により口述審理で審判をするときは、その期日及び場所を定めて、、その旨を記した書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。ただし、該当事件の前の審理について出頭した当事者及び参加人にこれを知らせたときは、この限りでない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

⑤審判長は、第 1 項により口述審理で審判をする場合は、特許審判院長が指定する職員に期日ごとに審理の要旨とその他に必要な事項を記した調書を作成させなければならない。
〈改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6.11〉

⑥第 5 項の調書には、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名し、捺印をしなければならない。

⑦第 5 項の調書に関しては、「民事訴訟法」第 153 条・第 154 条及び第 156 条から第 160 条までの規定を準用する。

<改正 2002.1.26、2014.6.11>

⑧審判に関しては、「民事訴訟法」第 143 条・第 259 条・第 299 条及び第 367 条を準用する。
<改正 2002.1.26、2006.3.3、2014.6.11>

⑨審判長は、口述審理中審判廷内の秩序を維持する。
<新設　2014.6.11>

第 155 条【参加】

①第 139 条第 1 項により審判を請求することができる者は、審理の終結に至るまでは、その審判に参加することができる。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項による参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる。
<改正　2014.6.11>

③審判の結果について利害関係を有する者は、審理が終結に至るまで、当事者のどちらか一方を補助するためその審判に参加することができる。
<改正　2014.6.11>

④第 3 項による参加人は、すべての審判手続をすることができる。
<改正　2014.6.11>

⑤第 1 項又は第 3 項による参加人に審判手続の中断又は中止の原因があれば、その中断又は中止は、被参加人について、その効力を生ずる。
<改正　2014.6.11>

第 156 条【参加の申請及び決定】

①審判に参加しようという者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。
<改正　2014.6.11>

②審判長は、参加の申請があったときは、参加申請書を当事者及び他の参加人に送達して期間を指定し、意見書を提出することができる機会を与えなければならない。
<改正　2014.6.11>

③参加の申請があったときは、審判でその参加可否を決定をしなければならない。
<改正　2014.6.11>

④第 3 項による決定は、文書をもって行い、かつ、その理由を附さなければならない。
<改正　2014.6.11>

⑤第 3 項による決定については不服出来ない。
<改正　2014.6.11>

第 157 条【証拠調及び証拠補填】
①審判に関しては、当事者・参加人又は利害関係人の申立により又は職権で、証拠調又は証拠補填をすることができる。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項による証拠調べ及び証拠補填に関しては、「民事訴訟法」の中の証拠調及び証拠補填に関する規定を準用する。ただし、審判官は次の各号の行為はしない。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

1.過怠料の決定
<新設　2014.6.11>

2.拘引を命じる行為
<新設　2014.6.11>

3.保証金を供託するようにする行為
<新設　2014.6.11>

③証拠補填の申立は、審判請求前には、特許審判員長にして、審判係属中には、その事件の審判長に対してしなければならない。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

④特許審判院長は、第 1 項の規定により審判請求前に第 1 項による証拠補填申請があれば、その申立てに関与すべき審判官を指定する。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

⑤審判長は、第 1 項により職権で証拠調又は証拠補填をしたときは、その結果を当事者、参加人及び利害関係人に通知して、期間を定めて、意見書を申し立てる機会を与えなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 158 条【審判の進行】 審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定期間に手続をせず、又は第 154 条第 4 項による期日に出頭しないときであっても、審判の進行をすることができる。
<改正　2014.6.11>

第 159 条【職権審理】
①審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、これを審理することができる。この場合、当事者及び参加人に期間を定めその理由に対して意見を申し立てる機会を与えなければならない。
<改正 2001.2.3、2014.6.11>

②審判においては請求人が申し立てない請求の趣旨ににについて、審理することができない。
<新設 1993.12.10> <改正　2014.6.11>

第 160 条【審理・審決の併合又は分離】 審判官は、当事者の両方のまたはいずれか一方が同一の二人以上の審判については、その審理又は審決の併合又は分離をすることができる。
<改正　2014.6.11>

第 161 条【審判請求の取下げ】
①審判の請求は、審決が確定する時まで、これを取り下げることができる。ただし、答弁書が提出された後は、相手方の承諾を得なければならない。
<改正　2014.6.11>

②二以上の請求項に係る第 133 条第 1 項の無効審判又は第 135 条の権利範囲確認審判を請求した時には請求項ごとににこれを取り下げることができる。
<改正　2014.6.11>

③第 1 項又は第 2 項による取下げがあれば、その審判請求又はその請求項に係る審判請求は初めからなかったものとみなす。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

第 162 条【審決】
①審判は、特段の定がある場合を除き、審決でこれを終結する。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項の審決は、次の各号の事項を記した文書をもって行い、審決をした審判官は、その書面に記名し、捺印しなければならない。
<改正 1995.12.29、2014.6.11>

1.審判の番号

2.当事者及び参加人の氏名並びに住所(法人にあってはその名称・営業所及び代表者の氏名)

2 の 2.代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所(法人の場合はその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)〈新規 2001.2.3〉

3.代理人がある場合には、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

4.審判事件の表示
<改正　2014.6.11>

5.審決の主文(第 138 条による審判の場合には。通常実施権の範囲・期間及び対価を含む)
<改正　2014.6.11>

6.審決の理由(請求の趣旨及びその理由の要旨を含む)

〈改正　2014.6.11〉

7.審決年月日
〈新設　2014.6.11〉

③審判長は、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。
〈改正　2014.6.11〉

④審判長は、必要があると認めれば、第 3 項による審理の終結を通知した後であっても、当事者又は参加人の申立てにより若しくは職権で、審理の再開をすることができる。
〈改正　2014.6.11〉

⑤審決は、第 3 項による審理終結通知をした日から 20 日以内に行う。
〈改正 1993.12.10、2014.6.11〉

⑥審判長は、審決又は決定があれば、その謄本を当事者・参加人及び審判に参加の申請をしてその申請を拒否された者に送達しなければならない。〈改正 1995.1.5〉
〈改正　2014.6.11〉

第 163 条【一事不再理】 この法による審判の審決が確定されたとき、その事件については、誰でも同一事実及び同一証拠に基づいて再び請求することができない。ただし、確定した審決が、却下審決の場合においてはこの限りではない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

第 164 条【訴訟との関係】
①審判長は、審判で必要ならば、その審判事件と関連するほかの審判の審決が確定、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。
〈改正 1997.4.10、2006.3.3、2014.6.11〉

②法院は訴訟手続で必要ならば、特許について審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。
〈改正　2014.6.11〉

③法院は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があったときは、その旨を特許審判院長に通知しなければならない。その訴訟手続きが終わったときも、また同様とする。
〈新設 2001.2.3〉〈改正　2014.6.11〉

④特許審判院長は、第 3 項による特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えを受けたときは、その特許権についての無効審判等が請求された場合には、その旨を第 3 項に該当する法院に通知しなければならない。その審判請求の却下決定、審決又は請求の取下げがあったときも、また同様とする。
〈新設 2001.2.3〉〈改正　2014.6.11〉
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 165 条【審判における費用】
①第 133 条第 1 項・第 134 条第 1 項・第 135 条及び第 137 条第 1 項の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終結されるときはその審決として定めて、審判が審決によらないで終結されるときは、決定をもって定めなければならない。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項の審判費用に関しては、「民事訴訟法」第 98 条から第 103 条まで、第 107 条第 1 項・第 2 項、第 108 条、第 111 条、第 112 条及び第 116 条を準用する。
<改正 2002.1.26、2014.6.11>

③第 132 条の 3、第 136 条または第 138 条による審判費用は、請求人が負担する。
<改正 1995.1.5、2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>

④第 3 項により請求人が負担する費用に関しては、「民事訴訟法」第 102 条を準用する。
<改正 1995.1.5、2002.1.26、2006.3.3、2014.6.11>

⑤審判に関する費用の額は、審決又は決定が確定した後に当事者の請求よって、特許審判員長が決定をする。
<改正 1995.1.5、2001.2.3、2014.6.11>

⑥審判に関する費用の範囲・額・納付並びに審判における手続上の行為をするために必要な費用の支払いについては、その性質に反しない範囲で、「民事訴訟費用法」の中、該当規定の例に従う。
<改正　2014.6.11>

⑦審判の代理をした弁理士に当事者が支給したか、又は支払うべき報酬は特許庁長が定める金額の範囲で審判に関する費用とみなす。この場合、複数人の弁理士が審判の代理をした場合でも 1 名弁理士が審判の代理をしたものとみなす。
<改正　2014.6.11>

第 166 条【審判費用の額及び対価に関する執行名の】 この法律により特許審判院長が定めた審判費用額又は審判官が定めた対価についての確定した決定は、執行力のある執行権限と同じ効力を有する。この場合、執行力のある正本は、特許審判院の所属公務員がこれを付与する。
〈本条改正 2001.2.3〉<改正　2014.6.11>

第 167 条 <削除 1995.1.5>

第 168 条 <削除 1995.1.5>

第 169 条 <削除 1995.1.5>

第 170 条【審査規定の特許拒絶査定に対する審判への準用】

①特許拒絶決定に対する審判に関しては、第 47 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 51 条・第 63 条及び第 66 条を準用する。この場合、第 51 条第 1 項本文中、“第 47 条第 1 項第 2 号及び第 3 号”は“第 47 条第 1 項第 2 号”と、“補正”は“補正(第 132 条の 3 の特許拒絶決定に対する審判請求前にしたものは除く)”とみなす。
<改正 2001.2.3、2007.01.03、2009.1.30、2014.6.11〉

②第 1 項により準用になる第 63 条は、特許拒絶決定理由と異なる拒絶理由を発見した場合にのみ、これを適用する。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉
[全文改正 1997.4.10]〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 171 条【特許拒絶決定に対する審判の特則】 特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判には第 147 条第 1 項・第 2 項、第 155 条及び第 156 条を適用しない。
[全文改正 2009.1.30]

第 172 条【審査の効力】 審査において行なった特許に関する手続は、特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判においても、その効力を有する。
[全文改正 2006.3.3]〈本条題目改正 2006.3.3〉<改正　2014.6.11>

第 173 条　〈削除 2009.1.30〉

第 174 条　〈削除 2009.1.30〉

第 175 条　〈削除 2009.1.30〉

第 176 条【特許拒絶決定等の取消し】
①審判官は、第 132 条の 3 による審判が請求された場合に、その請求に理由あると認めるときは、審決をもって特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を取り消さなければならない。
<改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>

②審判において特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を取り消す場合は、審査に付するものであるという審決をすることができる。
<改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3>

③第 1 項及び第 2 項による審決において、取消の基本となる理由はその事件に対し審査官を羈束する。
[全文改正 1995.1.5] <改正　2014.6.11>
〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 177 条 <削除 1995.1.5>

第 8 章 再 審

第 178 条【再審の請求】
①当事者は、確定審決に対して再審を請求することができる。

②第 1 項の再審請求に関しては、「民事訴訟法」第 451 条及び第 453 条を準用する。<改正 2002.1.26、2014.6.11>

第 179 条【詐害審決に対する不服請求】
①審判の当事者が共謀して第 3 者の権利や利益を詐害する目的でもって審決をするようにしたときは、第 3 者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

②第 1 項の再審の請求の場合においては、審判の当事者を共同被請求人とする。
<改正 1995.1.5>

第 180 条【再審の請求期間】
①当事者は、審決が確定後再審事由を知った日から 30 日以内に再審を請求しなければならない。
<改正　2014.6.11>

②再審請求人が、代理権の欠を理由に再審を請求するときは、第 1 項の期間は、請求人又は法定代理人が審決の謄本の送達により審決があったことを知った日の次の日から起算する。
<改正　2014.6.11>

③審決が確定後 3 年が過ぎれば、再審を請求することができない。
<改正　2014.6.11>

④再審の理由が審決が確定後に生じたときは、第 3 項の期間は、その理由が発生した日の次の日から起算する。
<改正　2014.6.11>

⑤第 1 項及び第 3 項は、該当審決以前の確定審決に抵触することを理由とする再審の請求には、適用しない。
<改正　2014.6.11>

第 181 条【再審により回復した特許権の効力の制限】
①次の各号のいずれか一つに該当する場合に特許権の効力は、当該審決が確定した後再審請求登録前に善意で輸入したり、国内で生産または取得した物には、及ばない。
<改正 1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>

1.無効された特許権(存続期間が延長登録された特許権を含む)が再審により回復した場合
<改正 2006.3.3、2014.6.11>

2.特許権の権利の範囲に属しない旨の審決が確定した後再審によりその審決と相反する審決が確定した場合
<改正　2014.6.11>

3.拒絶をすべき旨の審決があった特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願が再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間の延長登録をした場合

②第 1 項各号のいずれか一つに該当する場合の特許権の効力は、次の各号のいずれか一つの行為には、及ばない。
<改正 1995.12.29、2014.6.11>

1. 該当審決が確定した後再審請求登録前にした該当発明の善意の実施
<改正　2014.6.11>

2.特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を該当審決が確定した後再審請求登録前に善意に生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
<改正　2014.6.11>

3.特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の実施にのみ使用する物を該当審決が確定した後再審請求登録前に善意に生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又は譲渡若しくは貸与を請約する行為
<改正　2014.6.11>

第 182 条【再審により回復した特許権に対する先使用者の通常実施権】 第 181 条第 1 項の各号の一に該当する場合に、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に韓国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。
<改正　2014.6.11>

第 183 条【再審により通常実施権を喪失した原権利者の通常実施権】
①第 138 条第 1 項又は第 3 項により通常実施権を許諾する旨の審決が確定した後再審においてその審決と相反する審決が確定された場合には、再審請求登録前に善意に韓国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業を準備している者は、原通常実施権の事業目的及び発明の範囲において、その特許権又は再審の審決が確定された当時に存在する専用実施権について通常実施権を有する。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項により通常実施権を持った者は、特許権者または専用実施権者に相当な対価を支給しなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 184 条【再審における審判規定の準用】 審判に対する再審の手続に関してはその性質に反しない範囲で、審判の手続に関する規定を準用する。
[全文改正 1995.1.5] <改正　2014.6.11>

第 185 条【民事訴訟法の準用】 民事訴訟法第 459 条第 1 項の規定は、再審の請求に準用する。
<改正 2002.1.26>

第 9 章 訴 訟

第 186 条【審決等に対する訴え】
①審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書の却下決定に対する訴えは、特許法院の専属管轄とする。
〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項による訴えは、次の各号の者だけ提起できる。
1.当事者
2.参加人
3.該当審判や再審に参加申請をしたが、申請が拒否された者
<改正　2014.6.11>

③第 1 項による訴えは、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。
<改正　2014.6.11>

④第 3 項の期間は不変期間とする。
<改正　2014.6.11>

⑤審判長は、住所または居所が、遠く離れた所にあるか又は交通不便の地にある者のため、職権で、第 4 項の不変期間に対し附加期間を定めることができる。<新設 1998.9.23>
<改正　2014.6.11>

⑥審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。
<改正　2014.6.11>

⑦第 162 条第 2 項第 5 号によるる対価の審決、及び第 165 条第 1 項による審判費用の審決又は決定については、独立して第 1 項による訴えを提起することができない。
<改正　2014.6.11>

⑧第 1 項による特許法院の判決については、大法院に上告することができる。
<改正　2014.6.11>
[全文改正 1995.1.5]

第 187 条【被告適格】 第 186 条第 1 項により訴えを提起する場合には、特許庁長を被告としなければならない。ただし、第 133 条第 1 項・第 134 条第 1 項・第 135 条第 1 項・第 137 条第 1 項または第 138 条第 1 項・第 3 項による--訴えを提起する場合には、その請求人又は被請求人を被告としなければならない。
<改正　2014.6.11>
[全文改正 1995.1.5]

第 188 条【訴提起通知・裁判の正本送付】
①法院は、第 186 条第 1 項による訴えまたは同条第 8 項による上告が提起された時には、遅滞なくその趣旨を特許審判員長に通知しなければならない。
<改正　2014.6.11>

②法院は第 187 条但し書による訴えについて訴訟手続が完結となった時には、遅滞なく審級の裁判の正本を特許審判院長に送らなければならない。
<改正　2014.6.11>
[全文改正 1995.1.5]

第 188 条の 2【技術審理官の除斥・忌避・回避】
①「法院組織法」第 54 条の 2 による技術審理官の除斥・忌避に関しては、第 148 条、「民事訴訟法」第 42 条から第 45 条まで、第 47 条及び第 48 条を準用する。
<改正 2002.1.26、2014.6.11>

②第 1 項による技術審理官に対する除斥・忌避の裁判は、その所属法院が決定によりしなければならない。
<改正　2014.6.11>

③技術審理官は、除斥又は忌避の事由があると認めれば、特許法院長の許可を受けて回避することができる。
<改正　2014.6.11>
[本条新設 1995.1.5]

第 189 条【審決又は決定の取消】
①法院は第 186 条第 1 項により訴えの提起があった場合において、その請求を理由があると認めるときは、判決をもって該当審決又は決定を取り消さなければならない。
<改正　2014.6.11>

②審判官は、第 1 項により審決又は決定の取消の判決が確定されたときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない。
<改正　2014.6.11>

③第 1 項による判決で、取消の基本となる理由はその事件に対し特許審判院を羈束する。
<改正　2014.6.11>
[全文改正 1995.1.5]

第 190 条【補償金又は対価に関する不服の訴え】
①第 41 条第 3 項・第 4 項、第 106 条第 3 項、第 106 条の 2 第 3 項、第 110 条第 2 項第 2 号及び第 138 条第 4 項による補償金及び対価に対し審決・決定又は裁定を受けた者は、その補償金又は対価に不服するときは、法院に訴訟を提起することができる。
〈改正 2001.2.3、2010.1.27、2014.6.11〉

②第 1 項による訴訟は、審決・決定又は裁定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内にこれを提起しなければならない。
〈改正 2001.2.3、2014.6.11〉

③第 2 項による期間は不変期間とする。
<改正　2014.6.11>

第 191 条【補償金又は対価に関する訴訟の被告】 第 190 条にともなう訴訟では、次の各号の何れか一つに該当する者を被告としなければならない。
<改正　2010.1.27、2014.6.11>

1.第 41 条第 3 項及び第 4 項による報償金に対しては、報償金を支給すべき中央行政機関の長または出願人
<改正　2014.6.11>

2.第 106 条第 3 項及び第 106 条の 2 第 3 項による補償金に対しては報償金を支給するべきな中央行政機関の長、特許権者、専用実施権者又は通常実施権者
<改正　2014.6.11>

3.第 110 条第 2 項第 2 号及び第 138 条第 4 項による対価については通常実施権者・専用実施権者・特許権者・実用新案権者又は意匠権者
<改正　2014.6.11>

第 191 条の2【弁理士の報酬と訴訟費用】
訴訟を代理する弁理士の報酬に関しては、「民法訴訟法」第 109 条を準用する。この場合、「弁護士」は「弁理士」とみなす。
<改正　2014.6.11>
[本条新設 2006.3.3]

第 10 章 特許協力条約による国際出願

第 1 節　国際出願手続

第 192 条【国際出願をすることができる者】 特許庁長に国際出願をすることのできる者は、次の各号のいずれかひとつに該当する者とする。
<改正 1993.3.6、1993.12.10、1995.12.29、2008.2.29、2014.6.11>

1.大韓民国の国民

2.韓国内に住所又は営業所を有する外国人

3.第 1 号若しくは第 2 号に該当する者でない者であって、第 1 号若しくは第 2 号に該当する者を代表者として国際出願をする者
4.産業通商資源部令で定める要件に該当する者
<改正　2013.3.23、2014.6.11>

第 193 条【国際出願】

①国際出願をしようという者は、産業通商資源部令で定める外国語で作成した願書と発明の説明・請求範囲・必要な図面及び要約書を、特許庁長に提出しなければならない。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、1998.9.23、2006.3.3、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>
[施行日 附則第 1 条参照]

②第 1 項の出願書には次の各号の事項を記さなければならない。
<改正 1993.12.10、2014.6.11>

1.該当出願が、「特許協力条約」による国際出願による表示
<改正　2014.6.11>

2.該当出願された発明の保護が必要な「特許協力条約」締約国の指定
<改正　2014.6.11>

3. 第 2 号により指定された締約国(以下“指定国”という)の中、特許協力条約第 2 条(iv)の広域特許を受けようという場合には、その旨
<改正　2014.6.11>

4.出願人の氏名又は名称・住所又は営業所及び国籍

5.代理人があれば、その代理人の氏名及び住所又は営業所
<改正　2014.6.11>

6.発明の名称

7.発明者の氏名及び住所(指定国の法令で--事項を記すように規定された場合のみに該当する。
<改正　2014.6.11>

③第 1 項の発明の説明は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する人が容易に実施できるように明確、詳細に記さなければならない。
<改正　2014.6.11>

④第 1 項の請求範囲は保護を受けようという事項を明確、簡潔に記さなければならず、発明の説明により十分に裏付けられなければならない。

<改正　2014.6.11>

⑤第 1 項から第 4 項までで規定した事項の他、国際出願について必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

第 194 条【国際出願日の認定等】
①特許庁長は、国際出願が特許庁に到達した日を特許協力条約第 11 条の国際出願日(以下、“国際出願日”という。)と認定しなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りでない。
<改正　2014.6.11>

1.出願人が、第 192 条各号のいずれか一つに該当しない場合
<改正　2014.6.11>

2. 第 193 条第 1 項による言語で作成していないとき
<改正　2014.6.11>

3.第 193 条第 1 項による発明の説明または請求範囲が提出されない場合
<改正　2014.6.11>

4.第 193 条第 2 項第 1 号・第 2 号による事項並びに出願人の氏名又は名称を記さないとき
<改正　2014.6.11>

②特許庁長は、国際出願が第 1 項各号のいずれか一つに該当するときは、期間を定めて書面により手続を補完すべきことを命じなければならない。
<改正 1993.12.10、2014.6.11>

③特許庁長は、国際出願において、図面に関し記しているが、その出願にその図面が含まれていなければ、その旨を出願人に通知しなければならない。
<改正　2014.6.11>

④特許庁長は、第 2 項による手続の補完命令を受けた者が指定された期間に補完をしたときは、その補完に係る書面の到達の日を、第 3 項による通知を受けた者が産業通商資源部令に定める期間期間内に図面を提出した場合は、その図面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。ただし、第 3 項による-る通知を受けた者が産業通商資源部令に定める期間内に図面を提出しない場合は、その図面に関する記載はなかったものとみなす。
<改正 1993.3.6、1993.12.10、1995.12.29、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

第 195 条【補正命令】特許庁長は、国際出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、期間を定めて補正を命じなければならない。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2008.2.29、2014.6.11>

1.発明の名称の記されていないとき

<改正　2014.6.11>

2.要約書が提出されていないとき

3.第 3 条又は第 197 条第 3 項を違反したとき
<改正　2014.6.11>

4.産業通商資源部令に定める方式を違反した場合
<改正　2013.3.23、2014.6.11>

第 196 条【取下げられたものとみなす国際出願等】

①次の各号のいずれか一つに該当する国際出願は、取下げされたものとみなす。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2008.2.29、2014.6.11>

1. 第 195 条による補正命令を受けた者が指定した期間に補正をしないとき
<改正　2014.6.11>

2.国際出願に関する手数料を産業通商資源部令に定める期間に支払わないことにより特許協力条約第 14 条(3)(a)に該当することとなったとき
<改正　2013.3.23、2014.6.11>

3. 第 194 条により国際出願の日が認定をした国際出願につき、産業通商資源部令に定める期間に、その国際出願が第 194 条第 1 項ただし書各号のいずれか一つに該当することを発見したとき
<改正　2013.3.23、2014.6.11>

②国際出願について支払うべき手数料の一部を産業通商資源部令に定める期間に納付しないことにより特許協力条約第 14 条(3)(b)に該当することとなった場合は、手数料を支払わない指定国の指定は、取り下げられたものとみなす。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

③特許庁長は、第 1 項及び第 2 項により国際出願又は指定国の一部が取下げられたものとみなす場合は、その事実を出願人に知らせなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 197 条【代表者等】

①2 人以上が共同で国際出願をする場合に、第 192 条から第 196 条まで及び第 198 条による手続は、出願人の代表者が踏むことができる。
<改正　2014.6.11>
②2 人以上が共同して国際出願をした場合において、出願人が代表者を定めていない場合には、産業通商資源部令に定める方法により、代表者を指定することができる。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

③第 1 項の手続を代理人により踏もうとする者は、第 3 条による法定代理人を除き、弁理士を代理人としなければならない。
<改正　2014.6.11>

第 198 条【手数料】
①国際出願をしようという者は、手数料を支払わなければならない。.
<改正　2014.6.11>

②第 1 項による手数料、その納付方法及び納付期間などに関して必要な事項は、産業通商資源部令に定める。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

第 198 条の 2【国際調査及び国際予備審査】
①特許庁は、「特許協力条約」第 2 条(xix)の国際事務局（以下“国際事務局”とする）と締結する協定により、国際出願に対する国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を遂行する。
〈改正 2009.1.30〉

②第 1 項による業務遂行にについて必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
<改正 2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>
[本条新設 1998.9.23][施行日 附則第 1 条参照]

第 2 節 国際特許出願に関する特例

第 199 条【国際出願による特許出願】
①特許協力条約により国際出願日が認められた国際出願であって、特許を受けるために大韓民国を指定国として指定した国際出願は、その国際出願日に出願された特許出願とみなす。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項により特許出願とみなされた国際出願(以下、“国際特許出願”という。)については、第 42 条の 2、第 42 条の 3 及び第 54 条を適用しない。
<改正　2014.6.11>

第 200 条【公示などにならない発明とみなす場合の特例】 国際特許出願された第 30 条第 1 項第 1 号の適用を受けようとする者は、その旨を記した書面及びこれを証明することができる書類を、同条第 2 項にもかかわらず産業通商資源部令に定める期間に特許庁長に提出することができる。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2006.3.3、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11 >

第 200 条の 2 【国際特許出願の出願書等】
①国際特許出願の国際出願日までに提出された出願書は、第 42 条第 1 項により提出された特許出願とみなす。

②国際特許出願の国際出願日までに提出された発明の説明、請求範囲及び図面は、第 42 条第 2 項による特許出願書に最初に添付された明細書及び図面とみなす。

③国際特許出願については、次の各号の区分による要約書または韓国語翻訳文を第 42 条第 2 項による要約書みなす。

1.国際特許出願の要約書を韓国語で書いた場合：国際特許出願の要約書

2.国際特許出願の要約書を外国語で書いた場合：第 201 条第 1 項により提出された国際特許出願の要約書の韓国語翻訳文(第 201 条第 3 項柱書により、新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、最後に提出した国際特許出願の要約書の韓国語翻訳文をいう)

<新設　2014.6.11>

第 201 条【国際特許出願の翻訳文】

①国際特許出願を外国語により出願した出願人は、「特許協力条約」第 2 条(xi)の優先日(以下、“優先日”という。)から 2 年 7 月(以下、“韓国内書面提出期間”という。)以内に、国際出願日に提出した明細書・請求の範囲・図面(図面の中の説明部分に限る。)及び要約書の韓国語による翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。ただし、国際特許出願を外国語により出願した出願人が「特許協力条約」第 19 条(1)の規定により請求の範囲に関する補正をしたときは、国際出願日に提出した請求の範囲に対する韓国語の翻訳文を、補正後の請求の範囲に対する韓国語の翻訳文として代替し提出することができる。
<改正 1997.4.10、1998.9.23、2002.12.11、2006.3.3、2014.6.11 >

1.国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲及び図面(図面の中説明部分に限定する)の韓国語翻訳文
<新設　2014.6.11>

2.国際特許出願の要約書の韓国語翻訳文
<新設　2014.6.11>

②第 1 項にもかかわらず、国際特許出願を外国語で出願した出願人が「特許協力条約」第 19 条(1)による請求範囲に関する補正がある場合には、国際出願日まで提出した請求範囲に対する韓国語翻訳文を、補正後の請求範囲に対する韓国語翻訳文で代えて提出できる。
<改正　2014.6.11>

③第 1 項により韓国語翻訳文を提出した出願人は、韓国内書面提出期間(第 1 項但し書により趣旨を記した書面が提出された場合には延長された韓国語翻訳文提出期間をいう。以下本条で同じ)に、その韓国語翻訳文に代えて新しい韓国語翻訳文を提出できる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。
<改正　2014.6.11>

④第 1 項による出願人が、国内書面提出期間に第 1 項による発明の説明及び請求範囲の韓国語翻訳文を提出しなければ、その国際特許出願を取り下げたものとみなす。

<改正　2014.6.11>

⑤特許出願人が、国内書面提出期間の満了日(韓国内書面提出期間に出願人が出願審査の請求をした場合には、その請求日をいい、以下“基準日”という)まで、第 1 項により発明の説明、請求範囲及び図面(図面中の説明部分に限定する)の韓国語翻訳文(第 3 項柱書により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、最後に提出した韓国語翻訳文をいう。以下本条で“最終韓国語翻訳文”という)を提出した場合には、国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲及び図面(図面中の説明部分に限定する)を、最終韓国語翻訳文により、国際出願日に第 47 条第 1 項による補正をしたものとみなす。
<改正　2014.6.11>

⑥特許出願人は、第 47 条第 1 項及び第 208 条第 1 項により補正ができる期間に、最終韓国語翻訳文の誤った翻訳を産業通商資源部令に定める方法により訂正できる。この場合、訂正された韓国語翻訳文に関しては、第 5 項を適用しない。
<改正 1998.9.23、2014.6.11 >
[施行日 附則第 1 条参照]

⑦第 2 項により補正後の請求範囲に対する韓国語翻訳文を提出する場合には、第 204 条第 1 項及び第 2 項を適用しない。
<新設 1997.4.10> <改正　2014.6.11>

⑧第 1 項ただし書の規定により補正後の請求の範囲に対する韓国語による翻訳文のみを提出する場合は、国際出願日に提出した請求の範囲はこれを認めない。
<新設 1997.4.10>

第 202 条【特許出願等による優先権主張の特例】

①国際特許出願については、第 55 条第 2 項及び第 56 条第 2 項をを適用しない。
<改正　2014.6.11>

②第 55 条第 4 項を適用する時、優先権主張を伴う特許出願が国際特許出願人の場合に、同項中“特許出願の出願書に最初に添付された明細書または図面”は、“国際出願日まで提出された発明の説明、請求範囲または図面”で、“出願公開されたり”は、“出願公開または「特許協力条約」第 21 条により国際公開されたり”とみなす。ただし、その国際特許出願が第 201 条第 4 項により取り下げたものとみなされる場合には、第 55 条第 4 項を適用しない。
<改正　2014.6.11>

③第 55 条第 1 項、同条第 3 項から第 5 項まで及び第 56 条第 1 項を適用する時、先出願が国際特許出願又は「実用新案法」第 34 条第 2 項による国際実用新案登録出願である場合には、次の各号による。
<改正 1998.9.23、2006.3.3、2009.1.30、2014.6.11 >

1.第 55 条第 1 項の各号以外の部分の本文、同条の第 3 項及び第 5 項の各号以外の部分中“出願書に最初に添付された明細書又は図面”は、次の各目の区分によるものとみなす。
<改正　2014.6.11>

ｲ.先出願が国際特許出願人の場合：“国際出願日までに提出された国際出願の発明の説明、請求範囲または図面”
<新設　2014.6.11>

ﾛ.先出願が、「実用新案法」第 34 条第 2 項による国際実用新案登録出願人の場合：“国際出願日までに提出された国際出願の考案の説明、請求範囲または図面
<新設　2014.6.11>

2.第 55 条第 4 項中“先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面”は、“先出願の国際出願日に提出された国際出願の明細書、請求の範囲又は図面”と、“先出願について出願公開”は、“その先出願について「特許協力条約」第 21 条による国際公開”とみなす。

3.第 56 条第 1 項の各号以外の部分の本文中“その出願の日から 1 年 3 ヶ月が過ぎた時”は“国際出願日から 1 年 3 ヶ月が過ぎた時又は第 201 条第 4 項、「実用新案法」第 35 条第 4 項による基準日中、遅い時”とみなす。
<改正　2014.6.11>

④第 55 条第 1 項、同条第 3 項から第 5 項まで及び第 56 条第 1 項を適用する時、第 55 条第 1 項による先出願が第 214 条第 4 項又は「実用新案法」第 40 条第 4 項により特許出願又は実用新案登録出願となる国際出願である場合には、次の各号による。
<改正 1998.9.23、2006.3.3、2009.1.30、2014.6.11 >

1.第 55 条第 1 項の各号以外の部分の本文、同条第 3 項及び第 5 項の各号以外の部分中“出願書に最初に添付された明細書又は図面”は、次の各目の区分によるものとみなす。
<改正　2014.6.11>

ｲ.先出願が、第 214 条第 4 項により特許出願となる国際出願である場合：“第 214 条第 4 項により国際出願日と認められた日の国際出願の発明の説明、請求範囲または図面”
<新設　2014.6.11>

ﾛ.先出願が、「実用新案法」第 40 条第 4 項により実用新案登録出願となる国際出願である場合：“「実用新案法」第 40 条第 4 項により国際出願日と認められた日の国際出願の考案の説明、請求範囲または図面”
<新設　2014.6.11>

2.第 55 条第 4 項の中“先出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面”は、次の各目の区分によるものとみなす。
<改正　2014.6.11>

ｲ.先出願が、第 214 条第 4 項により特許出願となる国際出願である場合：“第 214 条第 4 項により国際出願日と認められた日の先出願の国際出願の発明の説明、請求範囲または図面”
<新設　2014.6.11>

ロ.先出願が、「実用新案法」第 40 条第 4 項により実用新案登録出願となる国際出願である場合：“「実用新案法」第 40 条第 4 項により国際出願日と認められた日の先出願の国際出願の考案の説明、請求範囲または図面”
<新設　2014.6.11>

3.第 56 条第 1 項の各号以外の部分の本文中“その出願の日から 1 年 3 ヶ月が過ぎた時”は、“第 214 条第 4 項又は「実用新案法」第 40 条第 4 項により国際出願日として認めることができた日から 1 年 3 ヶ月をが過ぎた時又は第 214 条第 4 項若しくは「実用新案法」第 40 条第 4 項による決定をした時のいずれか遅い時”みなす。

第 203 条【書面の提出】

①国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間に次の各号の事項を記した書面を特許庁長に提出しなければならない。この場合、国際特許出願を外国語により出願した出願人は、第 201 条第 1 項の規定による翻訳文を共に提出しなければならない。
〈改正 2001.2.3、2002.12.11、2014.6.11〉

1.出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人（有限）である場合には、その名称及び事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名))
<改正　2014.6.11>

3.発明の名称
〈削除 2001.2.3〉<新設　2014.6.11>

4.発明者の氏名及び住所
<改正　2014.6.11>

5.国際出願である及び国際出願番号
<改正　2014.6.11>

6.国際出願日及び国際出願番号

②第 1 項後段にもかかわらず、第 201 条第 1 項但し書により韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという趣旨を記して第 1 項前段による書面を提出する場合には、韓国語翻訳文を一緒に提出しなくともよい。
<改正　2014.6.11>

1.第 1 項前段の規定による書面を国内書面提出期間内に提出しなかったとき

2.第 1 項前段の規定により提出された書面が、この法律又はこの法律が定めている方式に違反するとき
<本条新設 2002.12.11>

③特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、補正期間を定めて補正を命じなければならない。
1.第 1 項前段による書面を国内書面提出期間に提出しない場合

2.第 1 項前段により提出された書面が、この法律またはこの法律による命令に定める方式に違反する場合
<改正　2014.6.11>

④第 3 項による補正命令を受けた者が指定された期間に補正をしなければ、特許庁長は、該当国際特許出願を無効とすることができる。
<新設　2014.6.11>
<本条新設 2002.12.11>

第 204 条【国際調査通知書を受けた後の補正】

①国際特許出願の出願人は、「特許協力条約」第 19 条(1)により国際調査通知書を受けた後に国際特許出願の請求範囲について補正をした場合、基準日まで(基準日が出願審査の請求日である場合、出願審査の請求をするときまでをさす。以下この条及び第 205 条と同じ)次の各号の区分による書類を特許庁長に提出しなければならない。
<改正　2014.6.11>

1.外国語で出願した国際特許出願人の場合:その補正書の韓国語翻訳文
<改正　2014.6.11>

2.国語で出願した国際特許出願である場合:その補正書の写し
<改正　2014.6.11>

②第 1 項により補正書の韓国語翻訳文又は写しが提出されたときには、その補正書の韓国語翻訳文又は写しにより第 47 条第 1 項による請求範囲について補正されたものとみなす。但し、「特許協力条約」第 20 条により基準日までにその補正書(国語で出願した国際特許出願である場合に限定する)が、特許庁に送達された場合には、その補正書により補正されたものとみなす。
<改正　2014.6.11>

③国際特許出願の出願人は、「特許協力条約」第 19 条(1)による説明書を国際事務局に提出した場合、次の各号の区分による該当する書類を基準日までに特許庁長に提出しなければならない。
<改正　2014.6.11>

1. 1.外国語で出願した国際特許出願人の場合:その説明書の韓国語翻訳文
<改正　2014.6.11>

2.国語で出願した国際特許出願である.場合:その説明書の写し
<改正　2014.6.11>

④国際特許出願の出願人が基準日までに第 1 項又は第 3 項による手続をしなければ、、「特許協力条約」第 19 条(1)による補正書又は説明書は提出されなかったものとみなす。但し、国語で出願した国際特許出願である場合に「特許協力条約」第 20 条により基準日までにその補正書又はその説明書が特許庁に送達された場合には、この限りではない。
<改正　2014.6.11>
[全文改正 2009.1.30]

第 205 条【国際予備審査通知書作成前の補正】

①国際特許出願の出願人は「特許協力条約」第 34 条(2)(b)により国際特許出願の発明の説明、請求範囲及び図面について補正をした場合、基準日までに次の各号の区分による書類を特許庁長に提出しなければならない。
<改正　2014.6.11>

1.外国語で作成された補正書である場合：その補正書の韓国語翻訳文
<改正　2014.6.11>

2.韓国語で作成された補正書である場合：その補正書の写し
<改正　2014.6.11>

②第 1 項により補正書の韓国語翻訳文又は写しが提出されたときには、その補正書の韓国語翻訳文又は写しにより第 47 条第 1 項による明細書及び図面の補正がされたものとみなす。但し、「特許協力条約」第 36 条(3)(a)により基準日までにその補正書（国語で作成された補正書の場合のみに該当する））が、特許庁に送達された場合には、その補正書により補正されたものとみなす。
<改正　2014.6.11>

③国際特許出願の出願人が基準日までに第 1 項による手続をしなければ、「特許協力条約」第 34 条(2)(b)による補正書は、提出されなかったものとみなす。但し、「特許協力条約」第 36 条(3)(a)により基準日までにその補正書（韓国語で作成された補正書の場合にのみ該当する））が、特許庁に送達された場合には、この限りではない。
<改正　2014.6.11>
[全文改正 2009.1.30]

第 206 条【在外者の特許管理人の特例】

①在外者である国際特許出願の出願人は、基準日までには、第 5 条第 1 項にもかかわらず、特許管理人によらないで特許に関する手続をすることができる。
<改正　2014.6.11>

②第 201 条第 1 項により、韓国語翻訳文を提出した在外者は、産業通商資源部令に定める期間に、特許管理人を選任して特許庁長に届け出なければならない。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

③第 2 項の規定による選任の届出がなかったときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

〈改正　2014.6.11〉

第 207 条【出願公開時期及び効果の特例】

①国際特許出願の出願公開について第 64 条第 1 項を適用するときは、“次の各号の何れか一に該当する日から 1 年 6 月が経過したとき”は“国内書面提出期間が過ぎたとき（国内書面提出期間に出願人が出願審査の請求をした国際特許出願であって「特許協力条約」第 21 条により国際公開がされたものについては、優先日から 1 年 6 ヶ月が過ぎた時又は出願審査の請求の日のいずれか遅い時）”とみなす。
〈改正 2001.2.3、2009.1.30〉

②第 1 項にもかかわらず、国語で出願した国際特許出願に関して第 1 項による出願公開前に既に「特許協力条約」第 21 条により国際公開がされた場合、その国際公開時に出願公開がされたものとみなす。
〈新設 2009.1.30〉

③国際特許出願の出願人は、国際特許出願について国内公開（国語で出願した国際特許出願である場合「特許協力条約」第 21 条による国際公開をいう。以下この項と同じ）があった後に、国際特許出願に係る発明を業として実施した者に国際特許出願に係る発明であることを書面でもって警告をしたときは、その警告の後から特許権の設定の登録の前にその発明を業として実施した者に対し、その特許発明の実施に対し通常受けるべき金銭に相当する補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、韓国内公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知って特許権の設定の登録の前に、業としてその発明を実施した者に対しても、また同様とする。ただし、その請求権は当該特許出願が特許権の設定の登録がされた後でなければ、これを行使することができない。
〈改正 1997.4.10、2009.1.30〉

第 208 条【補正の特例】

①国際特許出願については、次の各号の要件を全て満たさなければ、第 47 条第 1 項にかかわらず、補正(第 204 条第 2 項及び第 205 条第 2 項による補正は除く。)をすることができない。
〈改正 2009.1.30〉

1.第 82 条第 1 項による手数料を支払うこと
〈改正　2014.6.11〉

2.第 201 条第 1 項による国語翻訳文を提出すること。但し、韓国語翻訳文で出願された国際特許出願の場合はこの限りではない。
〈改正　2014.6.11〉

3.基準日（基準日が出願審査の請求日である場合、出願審査を請求したときをいう）が過ぎていること。

②〈削除 2001.2.3〉

③外国語で出願された国際特許出願の補正できる範囲に関して、第 47 条第 2 項前段を適用する時には、“特許出願書に最初に添付した明細書または図面”は“国際出願日まで提出した発明の説明、請求範囲または図面”とみなす。
<改正 1993.12.10、2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>

④外国語で出願された国際特許出願の補正できる範囲に関して、第 47 条第 2 項後段を適用する時には、“外国語特許出願”は“外国語で出願された国際特許出願”であって、“最終韓国語翻訳文(第 42 条の 3 第 6 項前段による訂正がある場合には、訂正された韓国語翻訳文をいう)、または特許出願書に最初に添付した図面(図面の中説明部分は除外する)”は、“第 201 条第 5 項による最終韓国語翻訳文(第 201 条第 6 項前段による訂正がある場合には、訂正された韓国語翻訳文をいう)または国際出願日まで提出した図面(図面の中説明部分は除外する)”とみなす。
〈削除 2001.2.3〉<新設　2014.6.11>

⑤〈削除 2001.2.3〉

第 209 条【変更出願時期の制限】「実用新案法」第 34 条第 1 項により国際出願日に出願された実用新案登録出願とみなされた国際出願を基礎とし、特許出願に変更出願をする場合には、この法律第 53 条第 1 項にもかかわらず、「実用新案法」第 17 条第 1 項による手数料を支払って同法第 35 条第 1 項による韓国語翻訳文(韓国語により出願された国際実用新案登録出願の場合は除く。)を提出した後(「実用新案法」第 40 条第 4 項により国際出願日と認めることができた日に出願されたものとみなした国際出願を基礎とする場合は、同項による決定があった後)にのみ、変更出願ををすることができる。
[全文改正 1998.9.23]〈本条題目改正 2006.3.3〉<改正 2006.3.3、2014.6.11>

第 210 条【出願審査の請求時期の制限】 国際特許出願に関しては、第 59 条第 2 項にもかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する時にのみ出願審査の請求できる。
<改正 1998.9.23、2014.6.11>

1.国際特許出願の出願人は、第 201 条第 1 項により韓国語翻訳文を提出して(韓国語で出願された国際特許出願の場合は除外する)第 82 条第 1 項による手数料を支払った後。

2.国際特許出願の出願人でない者は、国内書面提出期間(第 201 条第 1 項各号他の部分但し書により韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという趣旨を記した書面が提出された場合には、延長された韓国語翻訳文提出期間をいう)が過ぎた後。

第 211 条【国際調査通知書等に記載された文献の提出命令】特許庁長は、国際特許出願の出願人に対し期間を定めて特許協力条約第 18 条の国際調査通知書又は同じ条約第 35 条の国際予備審査通知書に記された文献の写しを提出させることができる。
<改正　2014.6.11>

第 212 条 <削除 2006.3.3>

第 213 条 <削除　2014.6.11>

第 214 条【決定により特許出願とみなされる国際出願】

①国際出願の出願人は、「特許協力条約」第 4 条(1)(ii)の指定国に大韓民国を含む国際出願(特許出願のみ該当する)が次の各号の何れか一つに該当する場合、産業通商資源部令で定める期間に産業通商資源部令で定めるところにより、特許庁長に同条約第 25 条(2)(a)による決定をすべき旨の申請をすることができる。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2009.1.30、2013.3.23>

1.「特許協力条約」第 2 条(xv)の受理官庁がその国際出願に対し同条約第 25 条(1)(a)による拒否をした場合

2.「特許協力条約」第 2 条(xv)の受理官庁がその国際出願に対し同条約第 25 条(1)(a)若しくは(b)による宣言をした場合
3.国際事務局がその国際出願に対し同条約第 25 条(1)(a)による認定をした場合

②第 1 項の申請をしようという者は、その申請時発明の説明、請求範囲または図面(図面中の説明部分に限定する)、その他に産業通商資源部令に定める国際出願に関する書類の韓国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。
<改正 1993.3.6、1995.12.29、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

③特許庁長は、第 1 項の申請があれば、その申請に係る拒否・宣言又は認定が特許協力条約及び同じ条約規則に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。
<改正　2014.6.11>

④特許庁長は、第 3 項によりその拒否・宣言または認定が、「特許協力条約」及び同じ条約規則により正当になされていないと決定した場合には、その決定に関する国際出願は、その国際出願に対して拒否・宣言または認定がなければ、国際出願日と認められた日に出願された特許出願とみなす。
<改正　2014.6.11>

⑤特許庁長は、第 3 項による正当性可否の決定をする場合、その決定の謄本を国際出願の出願人に送達しなければならない。
<新設 2007.01.03> <改正　2014.6.11>

⑥第 4 項により特許出願とみなす。国際出願に関しては、第 199 条第 2 項、第 200 条、第 200 条の 2、第 201 条第 5 項から第 7 項まで、第 202 条第 1 項・第 2 項、第 208 条及び第 210 条を準用する。
<改正 1998.9.23、2006.3.3、2014.6.11>

⑦第 4 項により特許出願とみなす。国際出願に関する出願公開に関しては、第 64 条第 1 項中“次の各号の区分による日”を“第 201 条第 1 項の優先である”とみなす。
<改正　2014.6.11>

第 11 章 補 則

第 215 条【二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則】 二以上の請求項がある特許または特許権に関して第 65 条第 6 項、第 84 条第 1 項第 2 号、第 85 条第 1 項第 1 号(消滅の場合のみ該当する)、第 101 条第 1 項第 1 号、第 104 条第 1 項第 1 号・第 3 号・第 5 号、第 119 条第 1 項、第 133 条第 2 項・第 3 項、第 136 条第 6 項、第 139 条第 1 項、第 181 条、第 182 条または「実用新案法」第 26 条第 1 項第 2 号・第 4 号・第 5 号を適用する時には、請求項ごとに特許になるか特許権があるものとみなす。
<本条改正 2001.2.3> <改正 2006.3.3、2014.6.11>

第 215 条の 2【二以上の請求項に係る特許出願の登録についての特則】
①二以上の請求項に係る特許出願についての特許決定を受ける者が特許料を支払うときには、請求項別にこれを放棄することができる。
<改正 2014.6.11>

②第 1 項による請求項の放棄について必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
<本条新設 2001.2.3> <改正 2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

第 216 条【書類の閲覧等】
①特許又は審判に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の発給、特許原簿及び書類の閲覧または複写が必要な者は、特許庁長または特許審判員長に申請することができる。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項の申請があっても、設定登録又は出願公開がされていない特許出願に関する書類と公共の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがあるものは、これを許可しないことができる。
<改正 1995.1.5、1997.4.10、2009.1.30、2014.6.11>

第 217 条【特許出願・審査・審判・再審書類又は特許原簿等の搬出並びに公開禁止】 ①特許出願・審査・審判・再審に関する書類又は特許原簿は、次の各号のいずれか一つに該当する場合にのみ、外部に搬出することができる。
<改正 2014.6.11>

1.第 58 条第 1 項又は第 2 項による先行技術の調査等の為に、特許出願又は審査に関する書類を搬出する場合
<改正 2014.6.11>

2.第 217 条の 2 第 1 項による特許文書電子化業務の委託の為に、特許出願・審査・審判・再審に関する書類又は特許原簿を搬出する場合
<改正 2014.6.11>

3.「電子政府法」第 32 条第 2 項によるオンライン遠隔勤務の為に、特許出願・審査・審判・再審に関する書類又は特許原簿を搬出する場合
<改正 2006.3.3、2010.2.4、2014.6.11 >

②特許出願・審査・審判または再審で係属中である事件の内容や特許可否決定・審決または決定の内容に関しては、鑑定・証言したり質疑に応答することが出来ない。
<改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>
〈本条題目改正 2006.3.3〉

第 217 条の 2【特許文書電子化業務の代行】
①特許庁長は、特許についての手続を効率的に処理するため必要と認めれば、特許出願・審査・審判・再審に関する書類又は特許原簿を電子計算組織と電算情報処理組織と電算情報処理組織の利用技術を活用し電子化する業務若しくはこれと類似した業務(以下、“特許文書電子化業務”という)を産業通商資源部令で定める施設及び人材を備えた法人に委託し遂行するようにすることができる。
<改正 2001.2.3、2006.3.3、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

②<削除 2006.3.3>

③第 1 項により特許文書電子化業務の委託を受けた者(以下、“特許文書電子化機関”という)の役職員であるか役職員だった人は、職務上知得した特許出願中の発明に関し秘密を漏洩若しくは盗用してはならない。
<改正　2014.6.11>

④特許庁長は、第 28 条の 3 第 1 項による電子文書で提出されていない特許出願書第その他に産業通商資源部令で定める書類を第 1 項により電子化して、これを特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。
<新設 1998.9.23、改正 2001.2.3、2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

⑤第 4 項によりファイルに収録された内容は、該当書類に記されている内容と同じものとみなす。
<新設 1998.9.23> <改正　2014.6.11>

⑥特許文書電子化業務の遂行方法、その他に特許文書電子化業務遂行に必要な事項は、産業通商資源部令に定める。
<改正 2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

⑦特許庁長は、特許文書電子化機関が第 1 項による産業通商資源部令に定める施設及び人材基準を充足できない場合には、是正措置を要求できるが、特許文書電子化機関が是正措置要求にしたがわない場合には、特許文書電子化業務の委託を取消すことができる。この場合、事前に意見を陳述する機会を与えなければならない。
<新設 2006.3.3> <改正 2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>
[本条新設 1997.4.10]

第 218 条【書類の送達】この法律に規定された書類の送達手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。
<訂正 2007.01.03>

第 219 条【公示送達】

①書類の送達を受けた者の住所又は営業所が明らかでなく、送達をすることができない場合には、公示送達をしなければならない。
<改正　2014.6.11>

②公示送達は、書類の送達を受けた者に何時でも発給する旨を特許公報に掲載するものとする。
<改正　2014.6.11>

③最初の公示送達は、特許公報に掲載した日から 2 週間が過ぎれば、その効力が生ずる。ただし、同一の当事者に対する以後の公示送達は、特許公報に掲載した日の次の日からその効力が生ずる。
<改正　2014.6.11>

第 220 条【在外者に対する送達】
①在外者に特許管理人がいれば、その在外者に送達する書類は特許管理人に送達しなければならない。
<改正　2014.6.11>

②在外者に特許管理人がいなければ、その在外者に送達する書類を航空扱いとした書留郵便に付して発送することができる。
<改正　2014.6.11>

③第 2 項の規定により書類を航空扱いとした書留郵便に附して発送した場合には、その発送日に送達があったものとみなす。
<改正　2014.6.11>

第 221 条【特許公報】
①特許庁長は、大統領令で定めているところにより、特許公報を発行しなければならない。
<改正　2013.3.22>

②特許公報は、産業通商資源部令で定めるところにより、電子的媒体をもって発行することができる。
<新設 1997.4.10> <改正 2008.2.29、2013.3.23、2014.6.11>

③特許庁長は、電子的媒体で特許公報を発行する場合は、情報通信網を活用し特許公報の発行事実・主要目録及び公示送達についての事項を知らせなければならない。
<新設 1997.4.10、改正 2001.2.3>

第 222 条【書類の提出等】特許庁長又は審査官は、当事者に、審判又は再審に関する手順外の手続を処理するため必要な書類やその他の物の提出を命ずることができる。
<改正　2014.6.11>

第 223 条【特許表示】 特許権者、専用実施権者または通常実施権者は、次の各号の区分による方法で特許表示ができる。

<改正　2014.6.11>
1.物の特許発明の場合：その物に特許表示

2.物を生産する方法の特許発明の場合：その方法により生産された物に特許表示

3.物に特許表示を出来ない場合：その物の容器または包装に特許表示

第 224 条【虚偽表示の禁止】何人も次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
<改正　2014.6.11>
1.特許されていない物、特許出願中でない物、特許されていない方法若しくは特許出願中でない方法により生産した物若しくはその物の容器又は包装に特許表示又は特許出願表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附する行為
<改正　2014.6.11>

2.第 1 号の表示を附したものを譲渡し、貸し渡し又は展示する行為

3.第 1 号の物を生産、使用、譲渡若しくは貸し渡すために広告、看板又は標札にその物が特許若しくは特許出願されたもの又は特許された方法若しくは特許出願中の方法により生産した物と表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為
<改正　2014.6.11>

4.特許されていない方法又は特許出願中でない方法を使用、譲渡若しくは貸し渡すため広告、看板又は標札にその方法が特許若しくは特許出願された旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為
<改正　2014.6.11>

第 224 条の 2【不服の制限】
①補正却下決定、特許可否決定、審決、審判請求書又は再審の請求書の却下決定については、他の法律による不服をすることができず、この法により不服をすることができないように規定されている処分については、他の法律により不服をすることができない。
<改正 2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>
<本条改正 1997.4.10>

②第 1 項による処分以外の処分の不服については、「行政審判法」又は「行政訴訟法」による。
<新設 2006.3.3> <改正　2014.6.11>

第 224 条の 3 【秘密維持命令】
①法院は、特許権または専用実施権の侵害に関する訴訟で、その当事者が保有した営業秘密(「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 2 号による営業秘密をいう。以下同じ)に対して、次の各号の事由をすべて疏明した場合には、その当事者の申請による決定で他の当事者(法人である場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他にその訴訟により営業秘密を知った者に、その営業秘密をその訴訟の継続的な随行外の目的で使用したり、その営業秘密に関係したこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命じることができる。ただし、その申請時点まで他の当事者(法人である場合にはその代表者)、当事

者のために訴訟を代理する者、その他にその訴訟によって営業秘密を知るようになった者が第 1 号に規定された準備書面の閲覧や証拠調査外の方法でその営業秘密を既に取得している場合にはその限りでない。.
<改正　2014.6.11>

1.既に提出したか提出しなければならない準備書面または既に調査したか調査しなければならない証拠に営業秘密が含まれていたもの

2.第 1 号の営業秘密が該当訴訟隨行外の目的に使われたり公開されれば、当事者の営業に支障を与える恐れがあり、これを防止するために営業秘密の使用または公開を制限する必要があるというもの

②第 1 項による命令(以下“秘密維持命令”という)の申請は、次の各号の事項を記載した書面でしなければならない。

1.秘密維持命令を受ける者

2.秘密維持命令の対象になる営業秘密を特定するのに充分な事実

3.第 1 項各号の事由に該当する事実
③法院は、秘密維持命令が決定された場合にはその決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。.

④秘密維持命令は、第 3 項の決定書が秘密維持命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。

⑤秘密維持命令の申請を棄却したり却下した裁判については、即時抗告できる。
<新設　2011.12.2> <改正　2014.6.11>

第 224 条の 4 【秘密維持命令の取消】

①秘密維持命令を申請した者または秘密維持命令を受けた者は、第 224 条の 3 第 1 項による要件を備えてないかまたは備えられない場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には秘密維持命令を下した法院)に秘密維持命令の取消を申請できる。

②法院は、秘密維持命令の取消申請に対する裁判がある場合には、その決定書をその申請した者及び相手方に送達するべきである。
<改正　2014.6.11>

③秘密維持命令の取消申請に対する裁判に対しては、即時抗告できる。
<改正　2014.6.11>

④秘密維持命令を取消す裁判は、確定されてこそ効力が発生する。
<改正　2014.6.11>

⑤秘密維持命令を取消す裁判をした法院は、秘密維持命令の取消申請をした者または相手方以外に該当営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がある場合には、その者に直ちに秘密維持命令の取消裁判をした事実を知らせなければならない。
<新設　2011.12.2> <改正　2014.6.11>

第 224 条の 5 【訴訟記録閲覧などの請求通知等】

①秘密維持命令が下された訴訟(あらゆる秘密維持命令が取消しになった訴訟は除外する)に関する訴訟記録に対して「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の決定があった場合、当事者が同じ項で規定する秘密記載部分の閲覧などの請求をしたが、その請求手続を該当訴訟で秘密維持命令を受けない者が踏んだ場合には、法院書記官、法院事務官、法院主事または法院主事補(以下同条において“法院事務官等”という)は、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請をした当事者(その閲覧などの請求をした者は除外する。以下第 3 項において同じ)にその請求直後にその閲覧などの請求があったという事実を知らせなければならない。
<改正　2014.6.11>

②第 1 項の場合に法院事務官などは、第 1 項の請求があった日から 2 週間が過ぎる時まで(その請求手続を踏んだ者に対する秘密維持命令申請がその期間内になされた場合にはその申請に対する裁判が確定になる時点まで)その請求手続を踏んだ者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧などをすることにはならない。
<改正　2014.6.11>

③第 2 項は、第 1 項の閲覧などの請求をした者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧などをするようにすることに対し「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請をした当事者すべてが同意する場合には適用されない。
<新設　2011.12.2> <改正　2014.6.11>

第 12 章 罰 則

第 225 条【侵害の罪】

①特許権又は専用実施権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。
<改正 1997.4.10、2001.2.3>

②第 1 項の罪は、告訴がなければ、公訴を提起することが出来ない。
<改正　2014.6.11>

第 226 条【秘密漏泄の罪等】 特許庁または特許審判院所属職員であるか職員だった人が、特許出願中である発明(国際出願中である発明を含む)に関し職務上知った秘密を漏らし、又は盗用した場合は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。
<改正 1995.1.5、2009.1.30、2014.6.11>
[第 229 条から移動、以前の第 226 条は第 227 条に移動<2009.1.30>]

第 226 条の 2【専門機関等の役・職員に対する公務員擬制】 第 58 条第 1 項による専門機関または特許文書電子化機関の役職員であるか役職員だった人は、第 226 条を適用する場合には、特許庁所属職員または職員だった人とみなす。
〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2009.1.30、2014.6.11〉
[本条新設 1997.4.10]〈本条題目改正 2001.2.3、2006.3.3〉
[第 229 条の 2 から移動<2009.1.30>]

第 227 条【偽証の罪】
①この法により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し偽りの陳述・鑑定又は通訳をした場合には、5 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。
<改正 1995.1.5、2014.6.11>

②第 1 項による罪を犯した者がその事件の審決が確定される前に自首した場合は、その刑を減軽し、又は免除することができる。
<改正 1997.4.10、2006.3.3、2014.6.11>
[第 226 条から移動、以前の第 227 条は第 228 条に移動<2009.1.30>]

第 228 条【虚偽表示の罪】 第 224 条に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。
[第 227 条から移動、以前の第 228 条は第 229 条に移動
<改正　2009.1.30>]

第 229 条【詐欺行為の罪】 偽りやその他の不正な行為で特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。
<改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3、2014.6.11>
[第 228 条から移動、以前の第 229 条は第 226 条に移動<2009.1.30>]

第 229 条の 2 【秘密維持命令違反罪】
①国内外で正当な事由無しで第 224 条の 3 第 1 項による秘密維持命令を違反した者は、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ控訴を提起出来ない。
<新設　2011.12.2>
[以前の第 229 条の 2 は第 226 条の 2 に移動<2009.1.30>]

第 230 条【両罰規定】法人の代表者、法人又は個人の代理人・使用者その他の従業員が、その法人又は個人の業務について、第 225 条第 1 項・第 228 条又は第 229 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人には次の各号の区分による罰金刑を、個人に対しては各該当条の罰金刑を科する。
〈改正 2001.2.3、2009.1.30、2014.6.11〉

1.第 225 条第 1 項の場合：3 億ウォン以下の罰金
〈新設 2001.2.3〉<改正　2014.6.11>

2.第 228 条又は第 229 条の場合:6 千万ウォン以下の罰金
〈新設 2001.2.3〉<改正　2014.6.11>

第 231 条【没収等】

①第 225 条第 1 項に該当する侵害行為を組成した物又はその侵害行為により生じた物は没収し、若しくは被害者の請求によりその物を被害者に交付すべき旨の宣告をしなければならない。
<改正 1997.4.10、2014.6.11>

②被害者は、第 1 項による物を受けた場合においては、その物の価額を超える損害額についてのみ、賠償を請求することができる。
<改正　2014.6.11>

第 232 条【過怠料】

①次の各号のいずれか一つに該当する者には、50 万ウォン以下の過怠料を賦課する。
<改正 1995.1.5、2006.3.3、2014.6.11>

1.民事訴訟法第 299 条第 2 項及び同法第 367 条により、宣誓した者であって特許審判院に対し偽りの陳述をした者
<改正 2002.1.26、2014.6.11>

2.特許審判院から証拠調又は証拠補填に関し、書類やその他の物提出、または提示の命令を受けた者として正当な理由無くその命令に従わなかった者
<改正　2014.6.11>

3.特許審判員から証人・鑑定である、または通訳人で召還された者として正当な理由無く召還に従わなかったり、宣誓・陳述・証言・鑑定または通訳を拒否した者
<削除 2006.3.3> <新設　2014.6.11>

4.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として呼出しを受けた者であって正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒んだ者

②第 1 項による過怠料は、大統領令に定めるところにより、特許庁長が賦課・徴収する。
<改正　2014.6.11>

③ <削除 2011.12.2>

④ <削除 2011.12.2>

⑤ <削除 2011.12.2>

附　則

第 1 条【施行日】この法律は、1990 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 201 条・第 205 条及び第 211 条の特許協力条約第 2 章についての事項は特許協力条約第 2 章が大韓民国に対し効力が発生する日から施行する。

第 2 条【一般的経過措置】この法律は、附則第 3 条乃至第 9 条に特段の規定をした場合を除き、この法律の施行前に発生した事項にも適用する。ただし、従前の規定により発生した効力については影響を及ぼさない。

第 3 条【特許出願等についての経過措置】この法律の施行前にした特許出願についての審査及び拒絶査定についての抗告審判は従前の規定による。

第 4 条【権利設定された特許の審判等についての経過措置】この法律の施行前にした特許出願により権利設定された特許についての審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。

第 5 条【条約による優先権証明書類提出についての経過措置】この法律の施行前に大韓民国に優先権主張をした特許出願の優先権証明書類の提出期間は従前の規定による。

第 6 条【補正却下についての経過措置】この法律の施行前にした補正については従前の規定による。

第 7 条【特許権の存続期間についての経過措置】この法律の施行前に設定された特許権及び特許出願をし設定される特許権の存続期間は従前の規定による。

第 8 条【特許権の受容等についての経過措置】この法律の施行前に請求した特許権の制限・受容・取消し又は実施についての処分又は訴訟は従前の規定による。

第 9 条【審判の手続・費用及び損害賠償等についての経過措置】この法律の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟についての手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附 則 〈1993.3.6〉

第 1 条（施行日）この法律は、公布した日から施行する。[ただし書き省略]
第 2 条 乃至 第 5 条 省略

附 則 〈1993.12.10〉

①（施行日）この法律は、1994 年 1 月 1 日から施行する。

②（特許料等の返還期間についての経過措置）この法律の施行前に誤りにより納付された特許料及び手数料の返還については従前の規定による。

③(特許料返還についての適用例) 特許についての無効審決の確定による特許料の返還についての第 84 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の改正規定はこの法律施行以降に無効審決が確定したものから適用する。

附 則 <1994.3.24>

第 1 条 (施行日) この法律は、公布した日から施行する。
第 2 条 乃至 第 5 条 省略

附 則 <1995.1.5>

第 1 条【施行日】この法律は、1998 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条【係属中の事件についての経過措置】
①この法律の施行前に審判が請求され、又は拒絶査定・取消決定若しくは補正却下の決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件はこの法律により特許審判院に審判が請求され係属中のものとみなす。
<改正 1997.4.10>

②この法律の施行前に審決に対する抗告審判が請求され、又は審判請求書却下決定に対する即時抗告が請求され、係属中の事件はこの法律により特許法院に訴えが提起され係属中のものとみなす。

第 3 条【不服を提起することができる事件等についての経過措置】
①この法律施行当時の審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定・取消決定又は審査の補正却下の決定が送達された事件であって、従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から 30 日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定に対しては第 186 条第 1 項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定・取消決定又は審査官の補正却下の決定に対しては第 132 条の 3 又は第 132 条の 4 の規定による審判を請求することができる。ただし、この法律施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。<改正 1997.4.10>

②この法律施行当時抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下の決定が送達された事件であって、大法院に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から 30 日以内に大法院に不服をすることができる。ただし、この法律施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③この法律の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第 2 項の規定により不服が提起された事件はこの法律により大法院に係属中、又は提起されたものとみなす。

第 4 条【再審事件についての経過措置】附則第 2 条及び附則第 3 条の規定は係属中の再審事件についてこれを準用する。

第 5 条【書類の移管等】
①特許庁長は、附則第 2 条第 1 項(附則第 4 条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件についての書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は、附則第 2 条第 2 項(附則第 4 条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件についての書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関し必要な事項は、大法院規則で定める。
第 6 条【他の法律の改正】 政府組織法中、次のように改正する。

第 37 条第 5 項の中“審査・審判及び抗告審判事務”とあるのは、“審査及び審判事務”とする。

附 則 <1995.12.29>

第 1 条【施行日】 この法律は、1996 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【原子核変換方法により製造することのできる物質の発明についての経過措置】①この法律施行当時に特許庁に係属中の特許出願(特許査定の謄本の送達があった場合を除く。)の中、特許出願書に最初に添付した明細書又は図面に原子核変換方法により製造することのできる物質の発明を記載した特許出願の出願人はこの法律施行日から 6 月以内にその明細書又は図面を補正することができる。

②第 1 項の規定による補正は出願公告決定の謄本の送達前にした補正とみなす。

第 3 条【特許権の存続期間についての経過措置】
①この法律の施行前に従前の規定による存続期間が満了した特許権に対してはこの法律を適用しない。

②この法律施行当時に存続中の特許権及び特許庁に係属中の特許出願の中、この法律の施行により存続期間が短縮する特許権の存続期間は従前の規定による。

第 4 条【実施事業を準備している者に対する通常実施権の認定の特例】 ①第 32 条の改正規定による原子核変換方法により製造することのできる物質の発明に対する特許権が設定された場合、1995 年 1 月 1 日前に韓国内で原子核変換方法により製造することのできる物質の発明の実施事業をしている者又はその実施事業の準備をしている者はその発明の実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において当該発明の特許権について通常実施権を有する。

②この法律の施行により特許権の存続期間が延長される場合、従前の規定により当該特許権が終了するものと予想し、1995 年 1 月 1 日前に韓国内でその発明の実施事業を準備している者は従前の規定による存続期間の満了日からこの法律施行により延長される存続期間の間その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において当該特許権について通常実施権を有する。

③第 1 項及び第 2 項の規定による通常実施権を有する者は特許権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

④第 118 条第 2 項の規定は第 1 項及び第 2 項の規定による通常実施権についてこれを準用する。

第 5 条【審判の手続・費用及び損害賠償等についての経過措置】 この法律の施行前になされた行為に対し請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟についての手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附 則 <1997.4.10>

第 1 条【施行日】 この法律は、1997 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項・第 2 項、第 46 条、第 132 条の 3、第 140 条の 2、第 164 条第 1 項、第 170 条、第 171 条第 2 項、第 172 条、第 176 条第 1 項・第 2 項、第 224 条の 2 と、法律第 4892 号特許法中、改正法律附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の改正規定は 1998 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条【特許異議の申立てに対する特例】 ①第 6 条の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同条の中“第 167 条の規定による拒絶査定に対する抗告審判の請求”とあるのは、“第 167 条の規定による拒絶査定又は取消決定に対する抗告審判の請求”とする。

②第 164 条第 1 項の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同項中“他の審判の審決若しくは抗告審判の審決が確定するまで”とあるのは、“特許異議の申立てに対する決定、他の審判の審決若しくは抗告審判の審決が確定するまで”とする。

③第 170 条第 1 項の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同項の前段の中“第 50 条、第 51 条、第 63 条及び第 66 条乃至第 75 条”とあるのは、“第 51 条、第 63 条及び第 66 条”とし、同項の後段は削除されたものとし、同条第 3 項の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同項中“第 51 条第 4 項乃至第 6 項”とあるのは、“第 51 条第 1 項・第 5 項”とする。

④第 171 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同項中“拒絶査定”とあるのは、各々“拒絶査定又は取消決定”とする。

⑤第 172 条の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同条中“審査又は審判でした特許についての手続”とあるのは、“審査・特許異議の申立て又は審判でした特許についての手続”とする。

⑥第 176 条の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同条の中“拒絶査定又は審判の審決を破棄しなければならない”とあるのは、“拒絶査定、取消決定又は審判の審決を破棄又は取消さなければならない”とする。

第 3 条【特許異議の申立て制度の変更に伴う経過措置】
①この法律施行前に特許庁に係属中の特許出願であって、出願公告決定謄本の送達があった特許出願及びこの法律施行前に出願公告決定謄本の送達があった特許出願に関連した特許、特許権、審判又は再審に対しては従前の規定による。

②この法律施行前に出願公告決定謄本が送達された特許出願又は実用新案登録出願の出願日の後にその出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案と同一の発明で出願された特許出願については第 29 条第 3 項の改正規定にかかわらず、従前の規定による

第 4 条【罰則についての経過措置】この法律施行前の行為に対する罰則の適用については、従前の規定による。

第 5 条【他の法律の改正】
①商標法の中、次の通りに改正する。
第 16 条第 2 項を次の通りにし、同条に第 3 項を次の通りに新設する。

②出願公告決定謄本の送達前にした商標登録出願についての商標又は指定商品の補正が要旨を変更するものと商標権の設定の登録があった後に認められたときは、その商標登録出願はその補正書を提出したときに商標登録出願したものとみなす。

③出願公告決定謄本の送達後にした商標登録出願についての商標又は指定商品の補正が第 15 条の規定に違反したものと商標権の設定の登録があった後に認められたときは、その商標登録出願はその補正をしなかった商標登録出願について商標権が設定の登録されたものとみなす。

第 89 条第 2 項を第 4 項とし、同条第 2 項及び第 3 項を各々次の通りに新設する。
②商標公報は、通商産業部令の定めるところにより電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体でもって商標公報を発行する場合は、電算網を活用して商標公報の発行事実、主要目録及び公示送達についての事項を知らせなければならない。

②意匠法の中、次の通りに改正する。
第 30 条の中“第 77 条及び同法第 78 条第 1 項”とあるのは、“第 68 条及び同法第 78 条”とし、同条の後段を削除する。

第 78 条第 2 項を第 4 項とし同条第 2 項及び第 3 項を各々次の通りに新設する。
②意匠公報は、通商産業部令の定めるところにより電子的媒体でもって発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体でもって意匠公報を発行する場合は電算網を活用して意匠公報の発行事実、主要目録及び公示送達についての事項を知らせなければならない。

附 則 <1998.9.23>

第 1 条【施行日】この法律は、1999 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 193 条第 1 項・第 198 条の 2、第 201 条第 6 項の改正規定の中、韓国語により出願された国際特許出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の効力についての改正規定、第 208 条第 1 項の改正規定の中、韓国語により出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除についての改者定と、第 210 条の改正規定の中、韓国語により出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除についての改正規定は特許協力条約第 16 条(3)(b)の規定により大韓民国政府が 国際調査機関選定と関連し国際事務局と締結する協定が発効する日から施行し、第 6 条・第 11 条・第 29 条・第 36 条・第 49 条・第 53 条・第 55 条・第 56 条・第 59 条.第 69 条・第 87 条・第 88 条・第 102 条・第 104 条・第 133 条・第 202 条・第 209 条及び第 215 条の改正規定と、附則第 5 条第 2 項の中、意匠法第 21 条及び第 22 条の改正規定は、1999 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【一般的経過措置】この法律施行当時、従前の規定により出願された特許出願及び同特許出願についての特許登録、特許権、特許異議の申立て、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。

第 3 条【電子文書による特許出願関連手続の処理についての適用例】第 28 条の 3 及び第 217 条の 2 第 5 項の改正規定のうち、特許出願関連手続き及び特許異議申立て関連手続き関する事項は、1999 年 1 月 1 日以後最初に出願される特許出願から適用する。<改正 2002.12.11>

第 4 条【特許要件についての適用例】第 29 条第 3 項の改正規定はこの法律施行後に特許出願した発明(以下、この条で“後出願発明”という。)が、この法律施行前に実用新案登録出願をして後出願発明の出願日後に出願公開された実用新案登録出願の出願書に添付した明細書又は図面に記載された考案と同じ場合にもこれを適用する。

第 5 条【他の法律の改正】
①意匠法の中、次の通り改正する。
第 4 条の中“特許法第 3 条乃至第 28 条”とあるのは、“特許法第 3 条乃至第 28 条の 5”とする。第 21 条及び第 22 条を各々削除する。第 81 条の中“特許法第 218 条”とあるのは、“特許法第 217 条の 2”とする。第 89 条の中“特許法第 231 条”とあるのは、“特許法第 229 条の 2 及び同法第 231 条”とする。

②商標法の中次の通り改正する。
第 5 条の中“同法第 28 条”とあるのは、“同法第 28 条乃至第 28 条の 5”とする。
第 92 条の中“特許法第 218 条”とあるのは、“特許法第 217 条の 2”とする。

附　則 〈1999.9.7〉

第 1 条（施行日）この法律は、2000 年 10 月 1 日から施行する。<ただし書き省略>

第 2 条　乃至　第 13 条　<省略>

附　則 〈2001.2.3〉

①【施行日】この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条第 1 項、第 84 条第 2 項・第 3 項、第 217 条第 1 項ただし書き及び第 229 条の 2 の改正規定は公布した日から施行する。

②【特許要件に係る適用例】 第 29 条第 1 項第 2 号及び第 30 条第 1 項第 1 号ハ目の改正規定はこの法律の施行後、最初に出願される特許出願から適用する。

③【一般的経過措置】 この法律の施行当時、従前の規定により提出された特許出願に対する審査・特許登録・特許権・特許異議の申立て・審判・再審及び訴訟については、従前の規定による。ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。

1. 特許異議申立てをするにおいては、第 77 条第 3 項の改正規定に準用している第 136 条第 9 項を適用する。

2. 特許料の追納により特許出願又は特許権を遡及し存続擬制するにおいては、第 81 条の 2 改正規定を適用する。

3. 特許の無効審判を請求するにおいては、第 133 条の 2 第 1 項・第 2 項の改者定、同条第 3 項の改者定に準用している第 136 条第 3 項乃至第 5 項・第 7 項乃至第 11 項・第 139 条第 3 項及び第 140 条第 1 項・第 5 項と第 136 条第 1 項の改者定を其々適用する。

4. 特許出願の拒絶査定に対する審判を請求するにおいては、第 140 条の 2 第 1 項ただし書き及び第 3 項の改正規定を其々適用する。

5. 二以上の請求項がある特許出願に対し請求項別に放棄するにおいては、第 215 条の 2 の改正規定を適用する。

附　則 〈2001.12.31〉

①（施行日）この法律は、公布後 6 月が経過した日から施行する。

②（国有又は公有特許権に係る経過措置） この法律の施行当時、国又は地方者治団体が所有した国・公立学校の教職員の職務発明に係わる特許権及び特許を受けることができる権利は、職務発明当時の学校の専担組織へ移転する。

③（国有又は公有実用新案権等に係る経過措置） この法律の施行当時、国又は地方者治団体が所有した国・公立学校の教職員の職務考案及び職務創作に係わる実用新案権、実用新案登録を受けることができる権利、意匠権及び意匠登録を受けることができる権利の移転に関しては、実用新案法第 20 条及び意匠法第 24 条の規定にそれぞれ準用する第 39 条の改者定と附則第 2 項をそれぞれ準用する。

附　則〈2002.1.26〉

第 1 条（施行日）この法律は、2002 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条　乃至　第 7 条　<省略>

附　則〈2002.12.11〉

①【施行日】この法律は、公布後 5 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 201 条第 1 項の改正規定は公布後 3 月が経過した日から施行する。

②【特許異議申立ての処理に関する適用例】第 78 条の 2 の改正規定はこの法律施行後最初に申し立てられる特許異議申立てから適用する。

③【国際特許出願の国内書面提出期間に関する経過措置】この法律が施行される当時、国内書面提出期間が経過された国際特許出願については、第 201 条第 1 項の改正規定にかかわらず従前のの規定を適用する。

附　則〈2005.5.3〉

第 1 条（施行日）この法律は、２００５年９月１日から施行する。

附　則〈2006.3.3〉

第 1 条（施行日）この法律は、公布された日から施行する。但し、第 3 条第 3 項、第 6 条、第 7 条の2、第 11 条第 1 項、第 20 条第 7 号、第 21 条第 6 号、第 29 条第 1 項・第 3 項・第 4 項の中、「実用新案法」関連の改定部分、第 31 条、第 36 条第 3 項、第 49 条、第 52 条、第 53 条、第 55 条第 1 項・第 3 項・第 4 項の中、「実用新案法」関連の改定部分、第 56 条第 1 項、第 58 条、第 58 条の2、第 59 条第 3 項、第 62 条、第 63 条の2、第 64 条、第 87 条第 2 項、第 88 条第 4 項、第 102 条第 4 項の中、「実用新案法」関連の改定部分、第 104 条第 1 項、第 133 条第 1 項、第 133 条の2第 4 項、第 135 条第 1 項、第 154 条第 8 項、第 193 条第 1 項、第 202 条第 3 項の中、「実用新案法」関連の改定部分、同条第 4 項、第 204 条及び第 205 条の中、基準日関連の改定部分、第 208 条第 3 項、第 209 条、第 213 条、第 215 条の中「実用新案法」関連の改定部分、第 229 条の2の改者定は、2006 年 10 月 1 日から施行し、第 3 条第 2 項、第 4 条、第 15 条第 1 項、第 35 条、第 55 条第 3 項の中、特許異議申立関連の改定部分、第 57 条第 1 項、第 65 条第 6 項、第 69 条乃至第 78 条、第 78 条の 2、第 84 条第 1 項、第 132 条の 3、第 136 条第 1 項・第 6 項、第 137 条第 1 項、第 140 条の 2、第 148 条、第 164 条第 1 項、第 165 条第 3 項・第 4 項の中、特許異議申立関連の改定部分、第 171 条第 2 項、第 172 条、第 176 条第 1 項・第 2 項、第 181 条第 1 項、第 212 条、第 214 条第 5 項、第 215 条、第 217 条第 1 項の中、特許異議申立関連の改定部分、同条第 2 項、第 217 条の2第 1 項・第 2 項の中、特許異議申立関連の改定部分、第 224 条の2第 1 項の中、特許異議申立関連の改定部分、第 226 条第 2 項、第 228 条の改者定は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【特許要件等に関する適用例】第 29 条第 1 項第 1 号、第 30 条第 1 項及び第 36 条第 4 項の改者定は、この法の施行後最初に出願する特許出願より適用する。

第 3 条【特許料返還に関する適用例】第 84 条第 2 項及び第 3 項の改者定は、この方の施行後の特許取消決定、特許を無効にする旨の審決又は特許権の存続期間の延長登録を無効にする旨の審決が確定されるものから適応する。

第 4 条【特許無効審判の変更に関する適用例】第 133 条第 1 項ただし書の改者定(第 7 号及び第 8 号を除く)は、この法の施行後の特許権の設定登録がされるものから適用する。

第 5 条【弁理士の報酬に関する適用例】第 119 条の 2 の改者定は、この法の施行後弁理士が訴訟代理するものから適用する。

第 6 条【一般的経過措置】この法の施行当時、従来の規定により提出された特許出願に対する審査・特許登録・特許権・審判・再審及び訴訟は、従来の規定による。但し、特許の無効審判の請求においては、第 133 条の2第 4 項の改者定を適用し、権利範囲確認審判の請求においては第 135 条第 1 項の改者定を適用する。

第 7 条【特許異議申立の廃止による経過措置】2007 年 7 月 1 日以前に、特許権の設定登録がされたものに対する特許異議申立に関しては従来の規定による。

附　則 〈第 8171 号　2007.1.3〉

第 1 条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。<但書き　省略>

第 2 条　乃至　第5条 <省略>

第 6 条【他の法律の改正】 ①乃至③省略
④法律第 7871 号特許法一部改正法律の一部を次のとおり改正する。
第 217 条第1項第 3 号中、“電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」”を「電子政府法」”とする。

附　則 〈第 8197 号　2007.1.3〉

第 1 条(施行日) この法は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【特許出願等に関する適用例】第 42 条、第 47 条第 1 項、第 55 条第 3 項、第 59 条第 2 項但書き、第 62 条第 4 号、第 63 条の 2、第 64 条第 1 項ただし書き、第 170 条第 1 項後段及び第 174 条第 2 項後段の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第 3 条【専門機関指定の取消等に関する適用例】第 58 条の 2 の改正規定は、この法施行後最初の違反行為から適用する。

第 4 条【特許出願等に対する手数料返還に関する適用例】第 84 条第 1 項第 4 号の改正規定は、この法施行後出願する最初の特許出願から適用する。

第 5 条【特許無効審判手続における特許の訂正に関する適用例】第 133 条の 2 及び第 137 条の改正規定は、この法施行後最初に特許無効審判を請求するものから適用する。

第 6 条【権利範囲確認審判で説明書及び図面の補正に関する適用例】第 140 条第 2 項第 2 号の改正規定は、この法施行後権最初に利範囲確認審判を請求するものから適用する。

第 7 条【一般的経過措置】この法施行当時従前の規定に従って提出された特許出願及び特許出願に対する審査・審判・再審及び訴訟は、従前の規定に従う。

附　則〈第 8357 号　2007.4.11〉

第 1 条(施行日) この法は、公布した日から施行する。但し、. . . <省略>. . . 附則第6条第4項の改正規定は、2007 年7月 1 日から施行する。

第 2 条　乃至　第5条　省略

第 6 条【他の法律の改正】 ①及び②省略
③特許法の一部を次のとおり改正する。
第 109 条中“「発明復興法」第 29 条”を、“「発明復興法」第 41 条”とする。
④法律第 8197 号特許法一部改正法律の一部を次のとおり改正する。
第 118 条第2項、第 119 条第1項及び第 136 条第 7 項中、“「発明復興法」第 8 条第1項の規定による”を各々「発明復興法」第 10 条第 1 項に従った”とする。

第 7 条　省略

附　則〈第 8462 号　2007.5.17〉

①(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

②【特許料等の返還に関する適用例】第 84 条第 3 項の改正規定は、この法の施行当時の従前の規定に従って、返還請求期間が経過しない特許料と手数料に対しても適用する。

附　則 <第 8852 号、2008.2.29>

第 1 条(施行日)この法律は、公布の日から施行する。但し、???<省略>???、附則第 6 条により改正される法律のうち、この法律の施行前に公布されたが、施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々の該当法律の施行の日から施行する。

第 2 条乃至第 5 条　省略

第 6 条【他の法律の改正】①について<746>まで省略
<747>特許法の一部を次の通り改正する。
第 28 条第 4 項、第 28 条の 2 第 1 項、同条第 4 項前段、同条第 6 項、第 28 条の 3 第 1 項・第 4 項、第 28 条の 4 第 3 項、第 28 条 5 第 4 項、第 42 条第 9 項、第 54 条第 4 項各号以外の部分のただし書き、第 64 条第 1 項各号以外の部分の本文、第 90 条第 1 項第 6 号、第 192 条第 4 号、第 193 条 5 項、第 194 条第 4 項本文及びただし書き、第 195 条第 4 号、第 196 条第 1 項第 2 号・第 3 号、同条第 2 項、第 197 条第 2 項、第 198 条第 2 項、第 198 条の 2 第 2 項、第 200 条、第 206 条第 2 項、第 214 条第 1 項・第 2 項、第 217 条の 2 第 1 項・第 4 項・第 6 項及び第 221 条第 2 項中“産業資源部令”を各々“知識経済部令”とする。
第 42 条第 3 項、第 58 条の 2 第 3 項、第 79 条第 2 項、第 82 条第 3 項、第 83 条第 2 項・第 3 項、第 193 条第 1 項、第 215 条の 2 第 2 項及び第 217 条の 2 第 7 項前段中“産業資源部令”を各々“知識経済部令”とする。
<747>から<760>まで省略

第 7 条　省略

附　則 <第 9249 号、2008.12.26>

この法律は、公布した日から施行する。

附　則 〈第 9381 号　2009.1.30〉

第 1 条【施行日】 この法律は、2009 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 15 条第 1 項、第 29 条第 4 項、第 55 条、第 56 条、第 58 条第 1 項、第 63 条第 2 項、第 81 条の 3、第 90 条第 6 項、第 140 条、第 140 条の 2 第 2 項、第 202 条、第 204 条、第 205 条、第 207 条、第 208 条、第 214 条、第 216 条、第 226 条、第 226 条の 2 及び第 227 条から第 230 条までの改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条【国語で出願した国際特許出願の特許要件等に関する適用例】 第 29 条第 4 項、第 204 条、第 205 条及び第 207 条の改正規定は、2009 年 1 月 1 日以後最初に国語で出願する国際特許出願から適用する。

第 3 条【特許出願の補正等に関する適用例】 第 47 条、第 51 条第 1 項本文及び第 55 条の改正規定中、第 47 条第 4 項の削除関連の改正部分は、この法律施行後最初に補正するものから適用する。この法律施行前に出願された特許出願に対し補正する場合、第 47 条第 1

項の各号以外の部分の但書き中、“期間(第 3 号の場合にはそのとき)”を“期間”と、同項第 3 号中“第 67 条の 2 による再審査を請求するとき”を“第 132 条の 3 による特許拒絶決定に対する審判を請求する場合にはその審判の請求日から 30 日”とみなし、第 51 条第 1 項の本文中、“第 47 条第 1 項第 2 号及び第 3 号”を“第 47 条第 1 項第 2 号”とみなす。

第 4 条【再審査の請求に関する適用例】 第 47 条の改正規定中、再審査の請求関連の改正部分、第 51 条の改正規定中、再審査の請求関連の改定部分及び第 67 条の 2 の改正規定はこの法律施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第 5 条【分割出願に関する適用例】 第 52 条の改正規定はこの法律施行後最初に出願した特許出願を基礎にした分割出願から適用する。

第 6 条【職権による補正等に関する適用例】 第 66 条の 2 の改正規定はこの法律施行後最初に特許決定がなされるものから適用する。

第 7 条【特許料の追加納付又は補填等に関する適用例】 第 79 条、第 81 条及び第 81 条の 2 の改正規定は、この法律施行後最初に特許料を納付・追加納付又は補填をするものから適用する。

第 8 条【特許権の存続期間の延長登録出願に関する適用例】 第 90 条第 6 項の改正規定はこの法律施行後最初に出願する特許権の存続期間の延長登録出願から適用する。

第 9 条【審判請求書等の補正に関する適用例】 第 140 条及び第 140 条の 2 第 2 項の改正規定はこの法律施行後最初に審判を請求するものから適用する。

第 10 条【一般的経過措置】 この法律施行前に出願された特許出願に対しては以前の規定(第 15 条第 1 項及び第 216 条は除外する)による。

第 11 条【他の法律の改正】 意匠法の一部を次の通り改正する。
第 89 条中、“「特許法」第 229 条の 2”を“「特許法」第 226 条の 2”とする。

附　則 <法律第 9985 号、2010.1.27>

この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 96 条の改正規定は公布日から施行する。

附　則 <法律第 10012 号、2010.2.4> (電子政府法)

第 1 条【施行日】 この法律は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。<但書省略>
第 2 条から第 4 条まで省略

第 5 条【他の法律の改正】

①ついて⑬まで省略
⑭特許法一部を、次の通り改正する。
第 217 条第 1 項第 3 号中"「電子政府法」第 30 条"を"「電子政府法」第 32 条第 2 項"とする。
⑮省略
第 6 条 省略

附 則 <法律第 10716 号、2011.5.24>

①【施行日】 この法律は、2011 年 7 月 1 日から施行する。

②【特許出願などに関する適用例】 第 42 条第 3 項、第 63 条の 2 及び第 133 条第 1 項第 1 号の改正規定は、この法律施行後最初に出願する特許出願から適用する。

附 則 <法律第 11117 号、2011.12.2>

第 1 条 【施行日】 この法は、「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効される日から施行する。ただし、法律第 7871 号特許法一部改正法律附則第 6 条但書の改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条 【公知などにならない発明とみなす場合に関する適用例】 第 30 条の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第 3 条 【登録遅延による特許権の存続期間の延長などに関するのとき用例】 第 83 条、第 92 条の 2 から第 92 条の 5 まで、第 93 条、第 132 条の 3、第 134 条、第 139 条、第 165 条、第 176 条及び第 187 条の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第 4 条 【秘密維持命令などに関するのとき用例】 第 224 条の 3 から第 224 条の 5 までの改正規定は、この法施行後最初に特許権または専用実施権の侵害に関する訴訟が提起されたものから適用する。

第 5 条 【特許権取消の廃止による経過措置】 この法施行前に従来の第 116 条の規定による特許権の取消事由が発生したものに対する特許権の取消に関しては、従来の規定に従う。

附 則 <法律 第 11654 号、2013.3.22>

第 1 条 【施行日】この法は、2013 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 44 条、第 52 条第 4 項、第 53 条第 6 項、第 58 条の 2 第 2 項、第 59 条第 3 項、第 92 条第 1 項の改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条 【手順の無効などに関する適用例】 第 16 条第 2 項本文、第 47 条第 4 項、第 67 条の 3、第 81 条の 3 第 1 項及び第 84 条第 1 項第 4 号の改正規定は、この法施行後に出願した特許出願から適用する。

第 3 条 【分割出願に関する適用例】第 52 条第 4 項の改正規定は、同改正規定施行後に出願した分割出願から適用する。

第 4 条 【変更出願に関する適用例】第 53 条第 6 項の改正規定は、同改正規定施行後に出願した変更出願から適用する。

第 5 条 【専門機関指定の取消などに関する適用例】第 58 条の 2 第 2 項の改正規定は、同改正規定施行後に業務停止処分に対する事前通知をすることから適用する。

第 6 条 【特許要件などに関する経過措置】 この法施行前に従来の規定によって出願した特許出願に対しては、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 129 条第 2 号の改正規定にもかかわらず、従来の規定による。

附　則 <法律 第 11690 号、2013.3.23> (政府組織法)

第 1 条 【施行日】
①この法は公布した日から施行する。
② 省略

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条 【他の法律の改正】
①から<459>まで省略
<460> 特許法一部を次の通り改正する。
第 28 条第 4 項、第 28 条の 2 第 1 項、同条第 4 項前段、同条第 6 項、第 28 条の 3 第 1 項・第 4 項、第 28 条の 4 第 3 項、第 28 条の 5 第 4 項、第 42 条第 3 項第 1 号、同条第 9 項、第 54 条第 4 項各号外の部分但し書き、第 58 条の 2 第 3 項、第 64 条第 1 項各号外の部分本文、第 79 条第 3 項、第 81 条第 2 項、第 81 条の 2 第 3 項各号外の部分、第 82 条第 3 項、第 83 条第 2 項・第 3 項、第 90 条第 1 項第 6 号、第 92 条の 3 第 1 項第 5 号、第 192 条第 4 号、第 193 条第 1 項・第 5 項、第 194 条第 4 項本文及び但し書き、第 195 条第 4 号、第 196 条第 1 項第 2 号・第 3 号、同条第 2 項、第 197 条第 2 項、第 198 条第 2 項、第 198 条の 2 第 2 項、第 200 条、第 206 条第 2 項、第 214 条第 1 項各号外の部分、同条第 2 項、第 215 条の 2 第 2 項、第 217 条の 2 第 1 項・第 4 項・第 6 項、同条第 7 項前段及び第 221 条第 2 項中、“知識経済部令”を各々“産業通商資源部令”とする。
<461>から<710>まで省略

第 7 条 省略

附　則 <法律 第 11848 号、2013.5.28>（意匠法）

第 1 条 【施行日】この法は 2014 年 7 月 1 日から施行する。<但し書き省略>

第 2 条から第 18 条まで 省略

第 19 条 【他の法律の改正】
①及び②省略
③ 特許法一部を次の通り改正する。
第 55 条第 3 項中、“「意匠法」第 45 条及び第 52 条第 3 項”を“「意匠法」第 95 条及び第 103 条第 3 項”とする。
第 102 条第 4 項中、“「意匠法」第 70 条”を“「意匠法」第 123 条”とする。
第 105 条第 2 項中、“意匠法第 61 条の規定によって準用される第 118 条第 1 項”を“「意匠法」第 104 条第 1 項”とする。

第 20 条 省略

附　　則<法律第 11962 号、2013.7.30.>（弁理士法）

第 1 条（施行日）この法律は、公布後、6 ヶ月が過ぎた日から施行する。＜但し書省略＞

第 2 条から第 9 条まで　省略

第 10 条（他の法律の改正）
①特許法一部を次のように改正する。
第 42 条第 1 項第 2 号、第 90 条第 1 項第 2 号、第 92 条の 3 第 1 項第 2 号、第 140 条第 1 項第 1 号の 2、第 140 条の 2 第 1 項第 1 号の 2、第 162 条第 2 項第 2 号の 2 及び第 203 条第 1 項第 2 号中“特許法人”を夫々“特許法人・特許法人（有限）”とする。

附　則 <法律第 12753 号、2014.6.11.>

第 1 条 【施行日】 この法律は 2015 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 81 条の 3 第 3 項の改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条 【電子文書で通知及び送達した書類の到達時期に関するのとき用例】 第 28 条の 5 第 3 項の改正規定は、この法施行後同条第 1 項の改正規定により、通知及び送達する書類から適用する。

第 3 条 【特許料未納により消滅された特許権回復に関するの適用例】 第 81 条の 3 第 3 項の改正規定は、同じ改正規定施行後、特許権の回復を申請することから適用する。

第 4 条 【訂正審判に関した適用例】 第 136 条第 1 項但し書及び同条第 6 項但し書の改正規定は、この法施行後請求される訂正審判から適用する。

第 5 条 【訂正の無効審判に関した適用例】 第 137 条第 1 項及び同条第 4 項の改正規定は、この法施行後請求される訂正の無効審判から適用する。

第 6 条 【審判請求である補正に関するのとき用例】 第 140 条第 2 項第 1 号及び第 140 条の 2 第 2 項第 1 号の改正規定はこの法施行後に請求される審判から適用する。

第 7 条 【拒絶決定不服審判中情報提供に関するのとき用例】 第 170 条第 1 項前段の改正規定(第 63 条の 2 の改正規定を準用する部分に限定する)は、附則第 8 条にもかかわらず、この法施行当時、拒絶決定不服審判が係属中である特許出願についても適用する。

第 8 条 【一般的経過措置】 この法施行前に出願された特許出願、特許出願に対する審査及び審判については、従前の規定に従う。

第 9 条 【特許要件などに関する経過措置】 従前の第 29 条第 3 項による他特許出願または実用新案登録出願がこの法施行前に出願されて、他特許出願または実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書または図面に記載された発明または考案と同じ発明が記載された特許出願がこの法施行後に出願された場合には、第 29 条第 5 項から第 7 項まで、第 55 条第 6 項及び第 202 条第 2 項・第 3 項の改正規定にもかかわらず、従前の第 29 条第 4 項、第 55 条第 6 項、第 202 条第 2 項及び第 3 項に従う。

第 10 条 【請求範囲提出猶予に関する経過措置】 この法施行前に従前の第 42 条第 5 項により、特許出願範囲を記載しない明細書を特許出願書に添付して出願した特許出願については、従前の規定に従う。

第 11 条 【他の法律の改正】 農水産物品質管理法一部を次の通り改正する。
第 41 条第 1 項中″第 6 条(特許出願の変更・取下げ、請求の取下げ、審判請求及び複代理人の選任に関する部分に限定する)″を″第 6 条[第 1 号(特許出願の放棄は除外する)、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に限定する]]″と、″第 11 条(第 1 項第 1 号・第 2 号及び第 4 号は除外する)″を″第 11 条(第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号は除外する)″として、同条第 2 項中″「特許法」第 6 条″を″「特許法」第 6 条第 7 号″と、″「特許法」第 17 条中″第 132 条の 3″は″「農水産物品質管理法」第 45 条″と、″第 180 条第 1 項″″を″「特許法」第 17 条第 1 号中″第 132 条の 3″は″「農水産物品質管理法」第 45 条″と、同条第 2 号の中″第 180 条第 1 項″″とする。
第 55 条第 2 項後段の中″″第 186 条第 1 項の規定による訴えの提起”は″「農水産物品質管理法」第 54 条による訴訟″″を、″″第 186 条第 1 項により訴えを提起する場合には″は″「農水産物品質管理法」第 54 条により訴訟を提起する場合には″″とする。

第 12 条 【他の法令との関係】 この法施行当時、他の法令で従前の「特許法」の規定を引用している場合に、この法律の中にそれに該当する規定があれば、従前の規定を代えてこの法の該当規定を引用したものとみなす。

附 則 <法律第 13096 号、2015.1.28.>

第 1 条【施行日】 この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条【適用例】
①第 30 条第 3 項の改正規定は、この法律の施行後に出願した特許出願から適用する。
②第 52 条第 1 項第 3 号の改正規定は、この法律施行後第 66 条による特許決定又は第 176 条第 1 項による特許拒絶決定取消審決（特許登録を決定した審決に限定するが、再審の審決を含む）の謄本の送達を受けた特許出願から適用する。

附　則 <法律第 13317 号、2015.5.18.>

第 1 条【施行日】 この法律は、公布した日から施行する。

第 2 条【審査請求料の返還に関する適用例】 第 84 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の改正規定は、この法律施行後最初の特許出願を取り下げ（第 53 条第 4 項又は第 56 条第 1 項柱書により取り下げられたものとみなす場合を含む。）るか、または放棄するものから適用する。